

平成 23 年度

首都圏整備に関する年次報告

第 180 回国会（常会）提出

この文書は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第30条の2の規定に基づき、首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況について、報告を行うものである。

平成 23 年度

首都圏整備に関する年次報告

第 180 回国会（常会）提出

目次

第1章 首都圏整備をめぐる最近の動向

第1節	東京圏の経済活力低下の懸念	
1.	経済活力の相対的低下	2
2.	東京圏の経済的な影響力	5
3.	欧米の大都市圏との比較	6
4.	所得差の拡大の懸念	8
第2節	老いる東京圏	
1.	高度経済成長期をピークとした東京圏への人口流入	9
2.	生産年齢人口の減少	10
3.	高齢化の進行	11
4.	近隣三県を中心とした高齢単独世帯数の急増	12
第3節	首都圏のDID縮退の可能性	
1.	拡大してきた東京大都市圏DID	13
2.	東京大都市圏DID縮退の可能性	15
3.	空き家等の増加の懸念	16
第4節	東京圏の社会資本の老朽化	
1.	社会資本ストックの大量更新時期の到来	17
第5節	首都圏における環境負荷の増大	
1.	首都圏における緑地の動向	21
2.	首都圏における気温上昇及びCO ₂ 排出量の動向	22
3.	大都市圏に関する世論調査	23
第6節	東日本大震災の首都圏への影響	
1.	都市活動への影響	24
2.	企業活動への影響	26
3.	首都圏の防災機能強化の取り組み	27
第7節	新しい首都圏の胎動	
1.	中央新幹線	31
2.	東京外かく環状道路（関越～東名）	32
3.	中央環状品川線	32
4.	東京駅周辺地域開発	32
5.	渋谷駅周辺地域開発	33
6.	東京スカイツリー®周辺地域開発	34
第8節	首都圏のさらなる魅力向上に向けて	
1.	豊かで活力ある持続可能な首都圏の形成	35
2.	首都圏の防災力強化	36
3.	首都圏で進む新たな都市拠点の形成	36

第2章 首都圏整備の状況

第1節	人口等の状況	
1.	人口	38
2.	就業者数	41

第2節	産業機能の状況	
1.	首都圏の経済状況	42
2.	首都圏における諸機能の展開	43
第3節	個人主体の多様な活動の展開	
1.	首都圏のNPO法人等の動向	52
2.	女性・高齢者等の社会的活動に対する支援	55
第4節	環境との共生	
1.	首都圏の自然環境の状況	57
2.	環境負荷の低減	62
第5節	安全・快適で質の高い生活環境の整備	
1.	安全、安心の確保	63
2.	良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備	69
第6節	将来に引き継ぐ社会資本の整備	
1.	交通体系の整備	76
2.	情報通信体系の整備	84
3.	水供給体系の整備	86
4.	エネルギー供給体系の整備	87
5.	下水道・廃棄物処理体系の整備	89
6.	沿岸域の利用	90
7.	都市再生施策の進捗状況	91
第7節	首都圏整備の推進	
1.	首都圏整備制度	93
2.	国土形成計画	95
3.	大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進	96
4.	筑波研究学園都市の整備	97
5.	国会等の移転に関する検討	99
6.	国の行政機関等の移転	100

資料 首都圏整備に関する各種データ

本文中の「首都圏」、「東京圏」、「近隣3県」、「周辺4県」等は、特にことわりのない限り、次の区域を示す。

首都圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

近隣3県：埼玉県、千葉県、神奈川県

周辺4県：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

都心3区：千代田区、中央区、港区

第 1 章

首都圏整備をめぐる最近の動向

第1節

東京圏の経済活力低下の懸念

東京圏は戦後の我が国の経済成長を牽引し、成長エンジンとしての役割を果たしてきた。東京圏の人口や経済の規模は欧米の先進国にも匹敵するポテンシャルを有しており、その動向は日本全国に大きな影響を及ぼす。しかし、近年の高い経済成長を背景にアジアの主要大都市の地位が高まってきており、東京圏の地位は相対的に低下傾向にあることから、今後の東京圏の経済活力の低下が懸念されている。

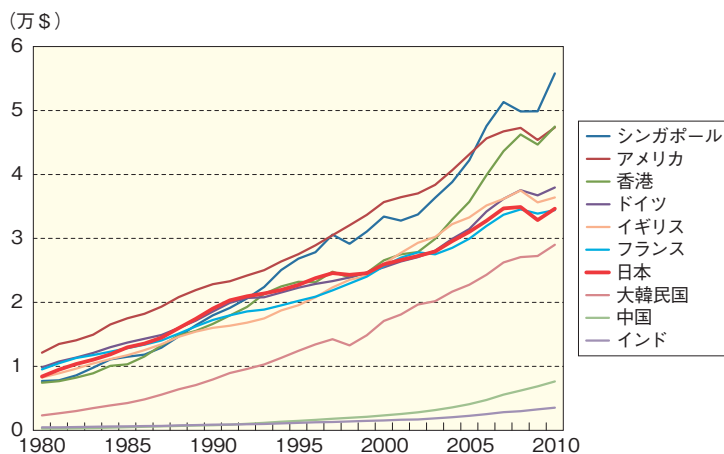
1. 経済活力の相対的低下

日本のGDP（国内総生産）は、2010年に成長著しい中国に抜かれ、世界第3位に転落した。また、一人当たりGNI（国民総所得の購買力平価ドル換算値）については、欧米の先進国のみならず、1993年にはシンガポールに、1999年には香港に抜かれるなど、日本の一人当たりGNIは相対的に低下している（図表1-1-1）。日本の経済を牽引してきた東京圏等における1人当たり県民所得の推移をみると、バブル崩壊以降伸びは鈍化し、2008年のリーマンショック以降、減少傾向である（図表1-1-2）。

また、東京圏等の県民総生産は、一人当たりの県民所得の推移と同様な状況であり、近年、減少傾向である（図表1-1-3）。

さらに、東京圏の建築物の着工棟数は、すべての都県において減少傾向にあるほか、商品販売額も1990年をピークとして、その後同水準を回復していない（図表1-1-4、1-1-5）。

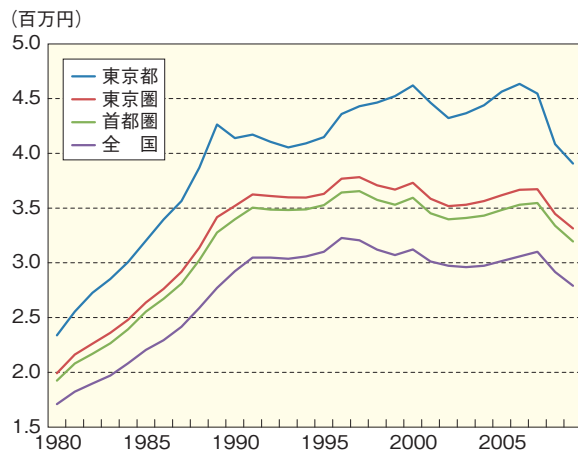
図表1-1-1 日本と欧米・アジア主要国の1人当たりGNI（国民総所得）の推移



注：GNIは購買力平価米ドル換算した値。

資料：「世界開発指標」（世界銀行）により国土交通省都市局作成

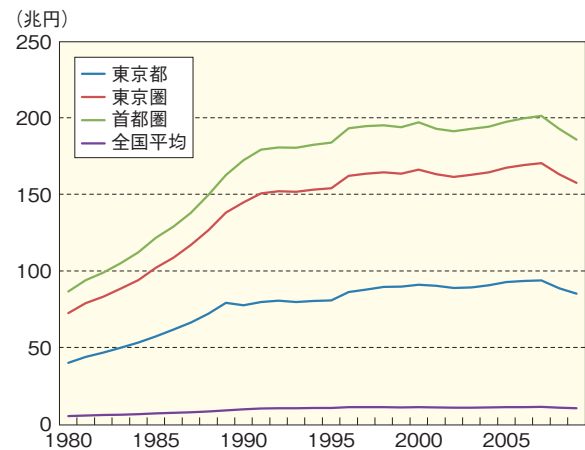
図表 1-1-2 東京圏等の1人当たり県民所得の推移



注：平成元年度（1989年）までは平成2年基準、平成7年度（1995年）までは平成7年基準、平成8年度（1996年）からは平成12年基準で作成。

資料：「県民経済年報」（内閣府）により国土交通省都市局作成

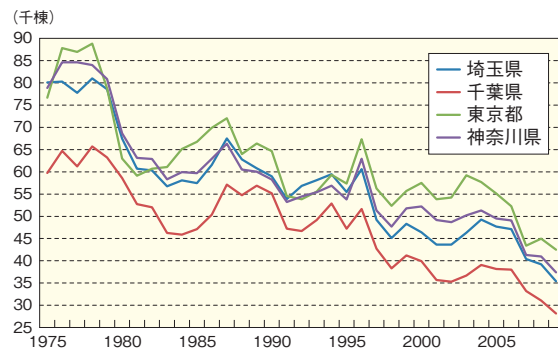
図表 1-1-3 東京圏等の県民総生産の推移



注：平成元年度（1989年）までは平成2年基準、平成7年度（1995年）までは平成7年基準、平成8年度（1996年）からは平成12年基準で作成。

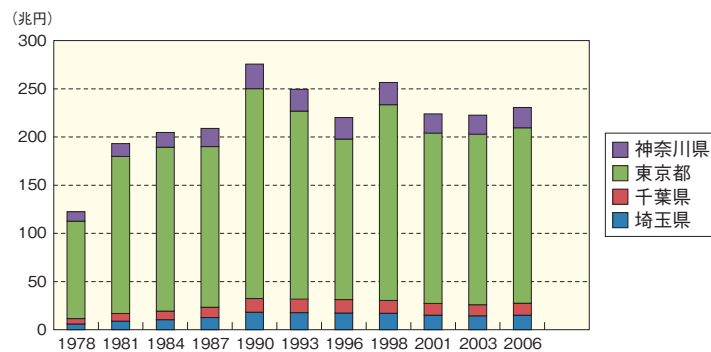
資料：「県民経済年報」（内閣府）により国土交通省都市局作成

図表 1-1-4 東京圏の建築物着工棟数の推移



資料：「建築統計年報」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

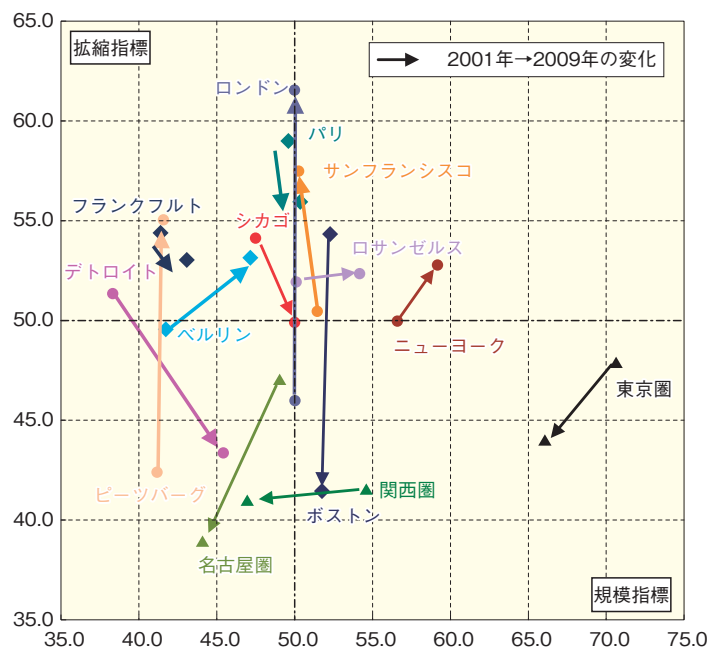
図表 1-1-5 東京圏の商品販売額の推移



資料：「商業統計調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

東京圏と欧米の大都市圏の経済活力について規模面と拡張面とに分けて、指標化して図示してみると、東京圏は欧米の大都市圏と比べて、人口規模・経済規模・生産年齢人口割合といった都市集積の規模指標では優位にあったが、生産年齢人口割合が低下していることもあり、規模指標は2001年と比較して低下している（図表1-1-6）。

図表 1-1-6 規模と拡張指標でみた東京圏のポジショニングの推移（2001年→2009年）



注1：規模指標とはGRP（対象都市のGDP名目値）・人口・生産年齢人口割合、拡張指標とはGRP成長率・生産年齢人口増加率を偏差値化したものの平均値。

注2：日本の都市圏は原則、名古屋圏は愛知県、三重県、岐阜県、関西圏は大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

米国の都市圏は原則、MSA（Metropolitan Statistical Area）を対象

欧州の都市圏は原則、EurostatにおけるMetropolitan Regionを対象

ただし、データによっては都市等のデータを使用している。

資料：（GRP関係）日本「県民経済年報」（内閣府）

（GRP成長率は1999～2001年、2007～2009年のGRP年間平均成長率）

米国「BEA」（GRP成長率は2001～2002年、2007～2009年のGRP年間平均成長率）

欧州「Eurostat」（GRP成長率は日本と同じ。）

※ユーロのGRPの米ドル換算はIMF Exchange Rateの当該年の平均レート、それ以外のGRPの米ドル換算は世界銀行の公式為替レートを使用

（人口関係）日本「国勢調査」及び「人口推計」（総務省）

（生産年齢人口増加率は2001年分は「国勢調査」の1995～2000年の15～64歳人口の年平均増加率）

米国「American Community Survey2008, 2009」

「BEA」（2001年人口はGRP総額から一人当たりGRPの額で除して得た値）「Census2000」（ただし、2001年の生産年齢人口割合は各都市の生産年齢人口割合、2001年の生産年齢人口増減率は各都市の15～64歳人口の1990～2000年の平均増加率、1990年と2000年の人口は各都市のウェブサイト等）

欧州「Eurostat」（ただし、2001年のベルリン、フランクフルトの生産年齢人口増加率は都市人口全体の増減率、2001年のロンドンの生産年齢人口割合及び増加率は英国の国勢調査等による。）*2001年のベルリン、フランクフルト生産年齢人口割合のデータなし

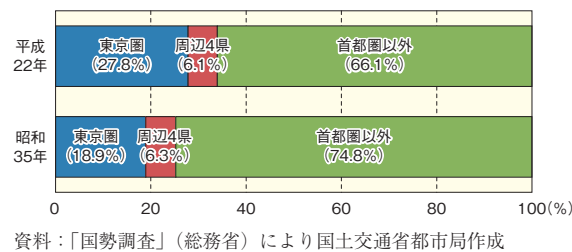
2. 東京圏の経済的な影響力

全国に対する東京圏の人口割合は昭和35年時点で18.9%であったものが、平成22年には、27.8%まで拡大しており（図表1-1-7）、東京圏の県民総生産の全国割合も昭和35年から平成21年にかけて、26.0%から32.0%へと拡大してきた（図表1-1-8）。

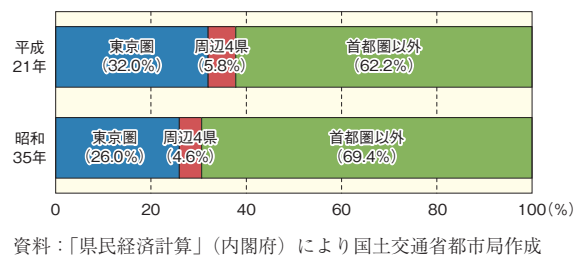
東京圏は、中間投入¹⁾ベース、最終需要²⁾ベースのそれぞれにおいて全国の約30%の財・サービスを生産し提供している（図表1-1-9）。そして、各県の東京圏で生産した中間財・サービスへの依存割合（自県内で生産した中間財・サービスを除く）をみると、主に東日本の依存割合が高くなっている。一方、最終財・サービスについては、主に西日本において、中間財・サービスよりは影響範囲や依存割合が低い、地理的に近接している首都圏で依存割合が高くなっている（図表1-1-10）。

なお、東京圏が提供を受ける中間財・サービスも東京圏以外の他の道府県からも調達されており、相互に依存した関係にある（図表1-1-11）。

図表 1-1-7 全国と東京圏等の人口割合の推移



図表 1-1-8 全国と東京圏等の県民総生産の割合の推移



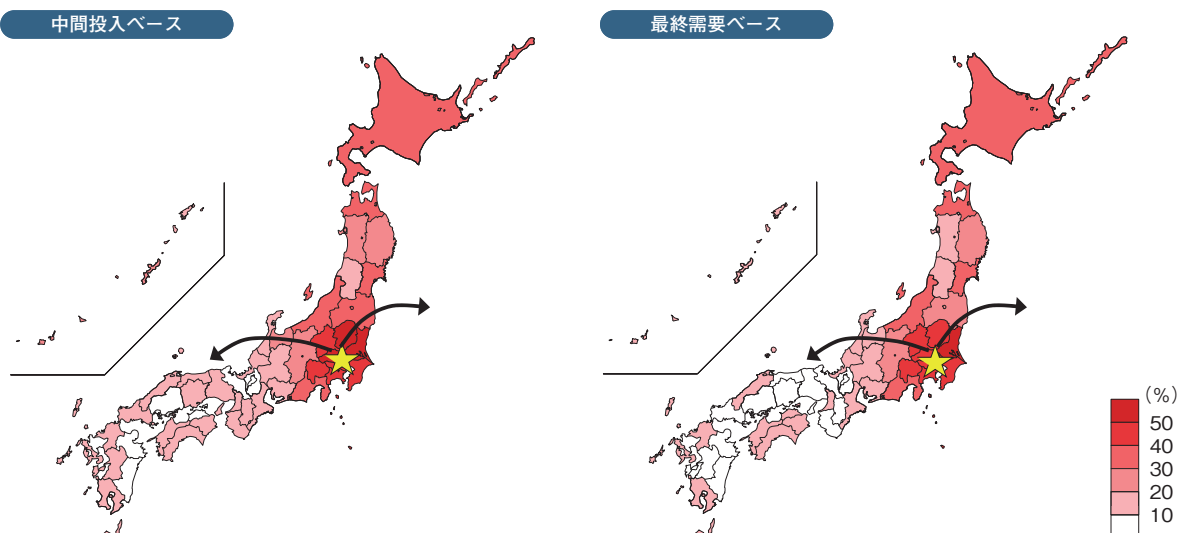
図表 1-1-9 東京圏等で生産された財・サービスの中間投入額及び最終需要額

(十億円)				
	中間投入額	全国割合	最終需要額	全国割合
全国	474,715	—	525,035	—
東京都	84,851	17.9%	91,571	17.4%
東京圏	150,315	31.7%	168,311	32.1%

資料：「47都道府県産業連関表（2005年）」（内閣府）により国土交通省都市局作成

- 1) 中間投入とは、生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された非耐久財及びサービスをいう。耐用年数を大幅に延ばすことのないような固定資産の維持補修、研究開発調査等もこれに含まれる。
- 2) 最終需要とは、産出又は輸入された財の一部が国内の生産過程に再投入されずに、民間消費・政府支出・投資・輸出に用いられること。

図表 1-1-10 全国へ提供される財・サービスの東京圏の割合

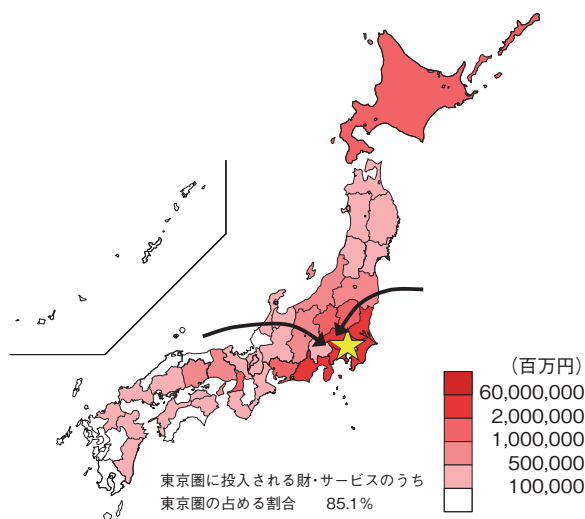


注：割合は、自県内の取引分を除いた割合

資料：「47都道府県産業連関表（2005年）」（内閣府）により国土交通省都市局作成

図表 1-1-11

全国から東京圏へ中間投入された財・サービスの額



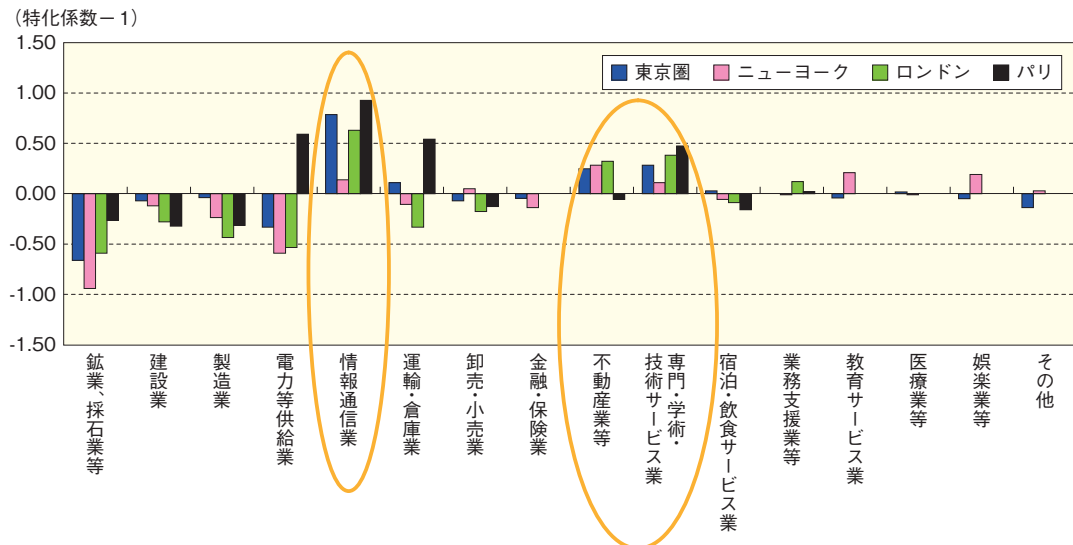
資料：「47都道府県産業連関表（2005年）」（内閣府）により国土交通省都市局作成

3. 欧米の大都市圏との比較

東京圏と欧米の大都市圏の事業所数ベースによる特化係数³⁾をみると、情報通信業、専門・学術・技術サービス業といった知識集約型サービス産業や不動産業等で高く、第三次サービス業に特化していることがわかる（図表1-1-12）。また、東京圏と欧米の大都市圏の支払賃金ベースの特化係数をみると、産業別の事業所ベースで特化係数が高かった情報通信業、不動産業等、専門・学術・技術サービス業で高くなっているほか、東京圏で事業所ベースでは特化係数が低かった金融・保険業や教育サービス業が高くなっている（図表1-1-13）。

3) 特化係数とは特定産業への特化の程度を測る指標で、特定産業が有する比較優位の程度を示している。1より大きければ比較優位にあるとされる。

図表 1-1-12 東京圏と欧米の大都市圏の事業所数ベースの特化係数の比較

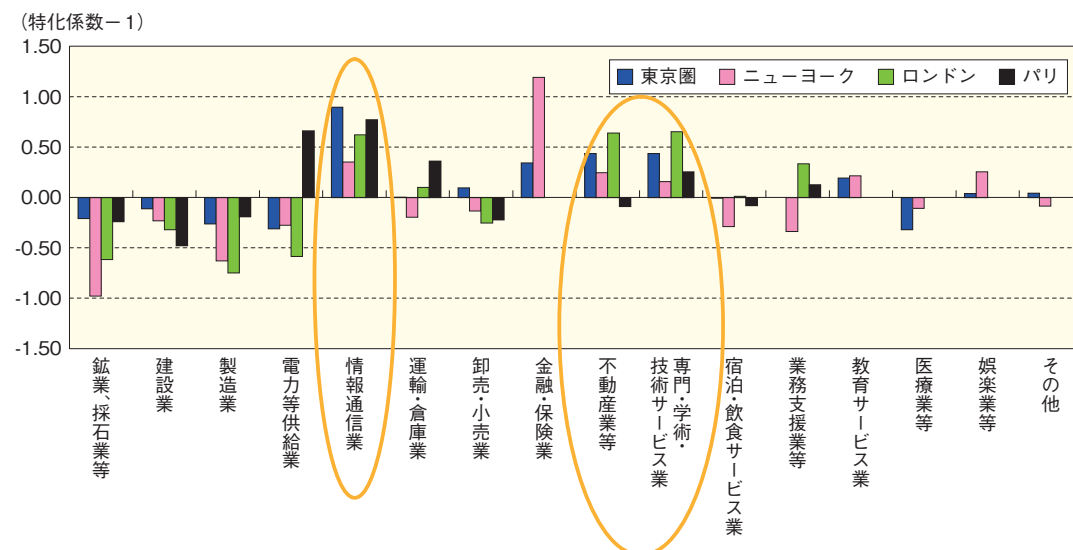


注1：特化係数＝(東京圏のA産業の事業所数/東京圏の全産業の事業所数)/(全国のA産業の事業所数/全国の全産業の事業所数)

注2：図表では特化係数-1として表示している。

資料：「平成21年経済センサス・基礎調査」(日本)、「2009 Business Patterns」(米国)、「Eurostat」(欧州)

図表 1-1-13 支払賃金ベースの特化係数比較



注1：特化係数＝(東京圏のA産業の支払賃金/東京圏の全産業の支払賃金)/(全国のA産業の支払賃金/全国の全産業の支払賃金)

注2：図表では特化係数-1として表示している。

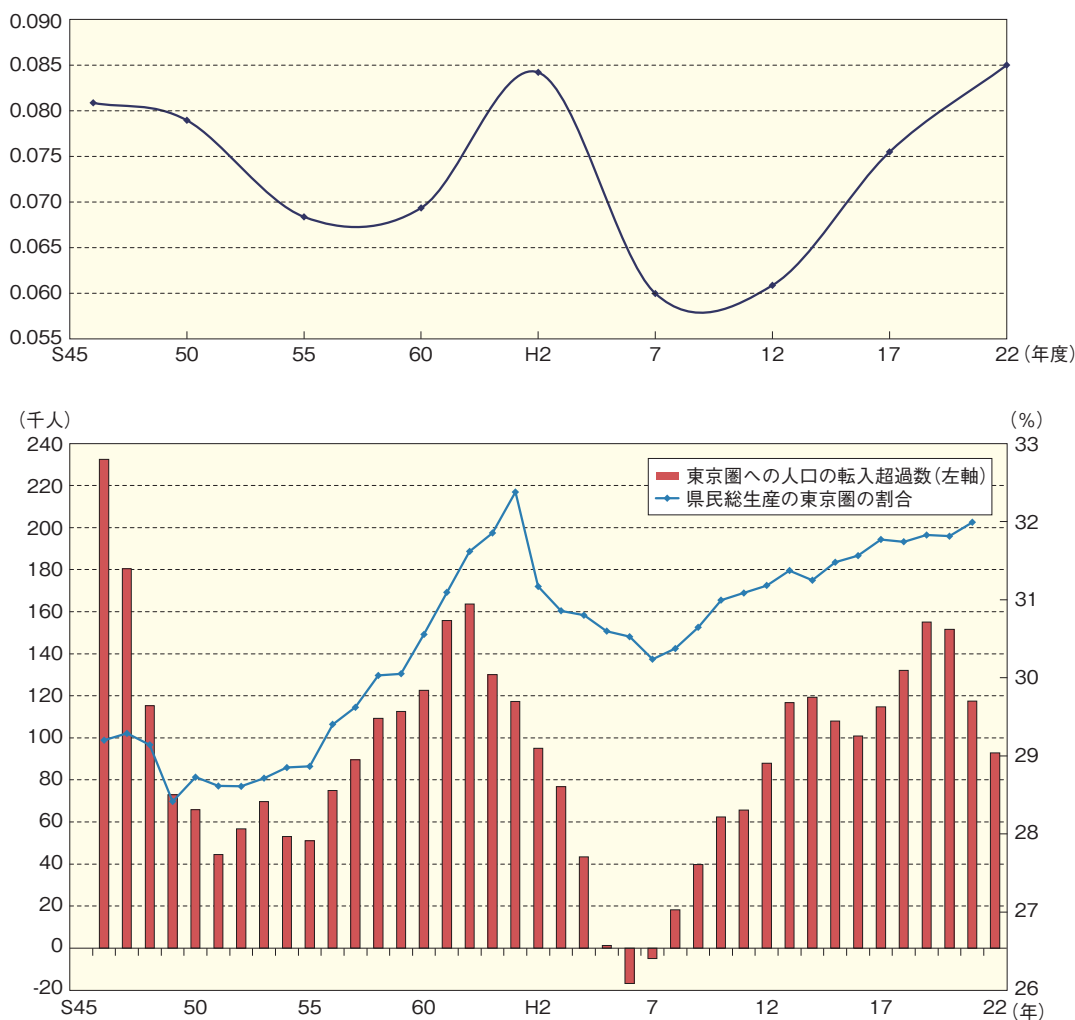
注3：日本の賃金は、「平成21年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)をもとに、1人当たり給与額・賞与額に労働者数をかけて総額を推計(対象は従業員10人以上の民営企業)。

資料：「平成21年賃金構造基本統計調査」(日本)、「2009 Business Patterns」(米国)、「Eurostat」(欧州)

4. 所得差の拡大の懸念

東京圏内の市町村間の所得差の推移をみるため、課税対象所得額から算出したジニ係数⁴⁾の推移を東京圏への人口の転入超過の推移、全国に占める県民総生産の東京圏の割合の推移と比較してみると、昭和50年代後半から東京圏への人口の転入超過に伴い県民総生産の東京圏の割合も増加してきたが、反面、ジニ係数は上昇し、所得差は拡大する傾向にあった。そして、昭和から平成にかけて東京圏への人口の転入圧力が弱まるとともに、平成の始めにはバブル崩壊で経済状況が悪化すると、ジニ係数は低下を始め、所得差は縮まっていった。平成9年頃には、再び人口の転入超過や県民総生産の東京圏の割合の増加に合わせて、ジニ係数も上昇し、平成22年には平成2年と同じ水準にまで高くなってきている（図表1-1-14）。

図表1-1-14 東京圏の課税対象所得のジニ係数と人口の転出入及び県民総生産の東京圏の割合推移



注1：ジニ係数は、昭和46年を除き、昭和50年以降5年置きのデータを使用し、各市町村に一人当たり課税対象所得を稼ぐ人が納税義務者数存在すると仮定して作成。市町村は平成22年度の市町村単位で集計している。

注2：県民総生産は平成元年度までは平成2年基準、平成7年度までは平成7年基準、平成8年度からは平成12年基準で作成されている。

資料：一人当たりの課税対象所得、納税義務者数は、昭和46年度は「所得格差表47年度」（地方税務研究会編）、昭和50年度は「所得格差年報」（日本マーケティング教育センター）、昭和55年度は、個人所得指標（日本マーケティング教育センター）、昭和60年度以降は「市町村税課税状況等の調」（総務省）、人口移動増減は「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）、県民総生産は「県民経済計算」（内閣府）により国土交通省都市局作成

4) 社会における所得分配の平等・不平等を計る指標である。0から1までの数字で示され、0に近づくほど平等、1に近づくほど不平等で格差が大きいことを意味する。

第2節

老いる東京圏

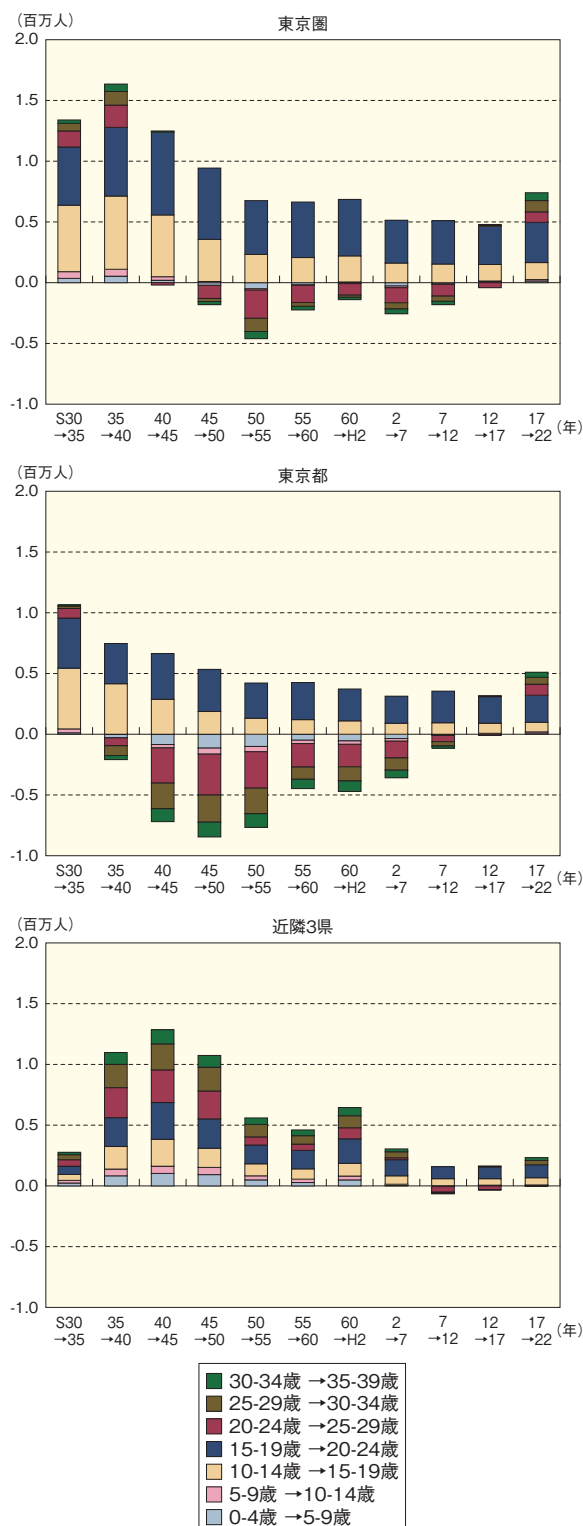
「人口推計」（総務省統計局）によると、平成23年10月1日現在、高齢者人口は過去最高の2,975万人であり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は23.3%となった。現在、高齢化率は、首都圏など三大都市圏では低く、それ以外の地域で高いが、今後は首都圏でも高齢化率の上昇及び高齢者人口の大幅な増加が予測されており、その対策は喫緊の課題である。

1. 高度経済成長期をピークとした東京圏への人口流入

東京圏の年齢階層別人口変化の推移をみると、高度経済成長期の前半に10代と20代前半の層が大量に転入した。また、国勢調査において10年に一度行われている人口移動に関する調査の結果より、昭和40年代には、東京都では20代から30代の層が、近隣3県に転出したことがうかがわれる。これらの大規模な人口移動によって東京圏は急激に拡大したことが推測される。

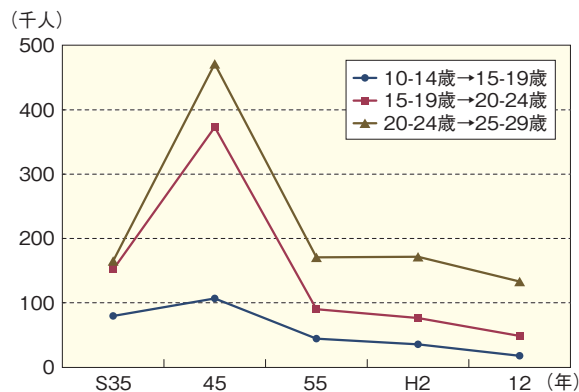
東京圏への転入圧力は昭和30年代後半をピークとして、近隣3県への転入圧力は昭和40年代前半をピークとして、長期的には弱まってきていたが、平成17年以降、東京圏への転入圧力は再び強まっており、特に、東京都では20代後半から30代前半の層が転出超過から転入超過に転じるなど、20代及び30代前半の都心回帰の様子がうかがわれる（図表1-2-1、図表1-2-2）。

図表1-2-1 東京圏等の年齢階層別人口変化



資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

図表 1-2-2 東京都から近隣3県への人口移動



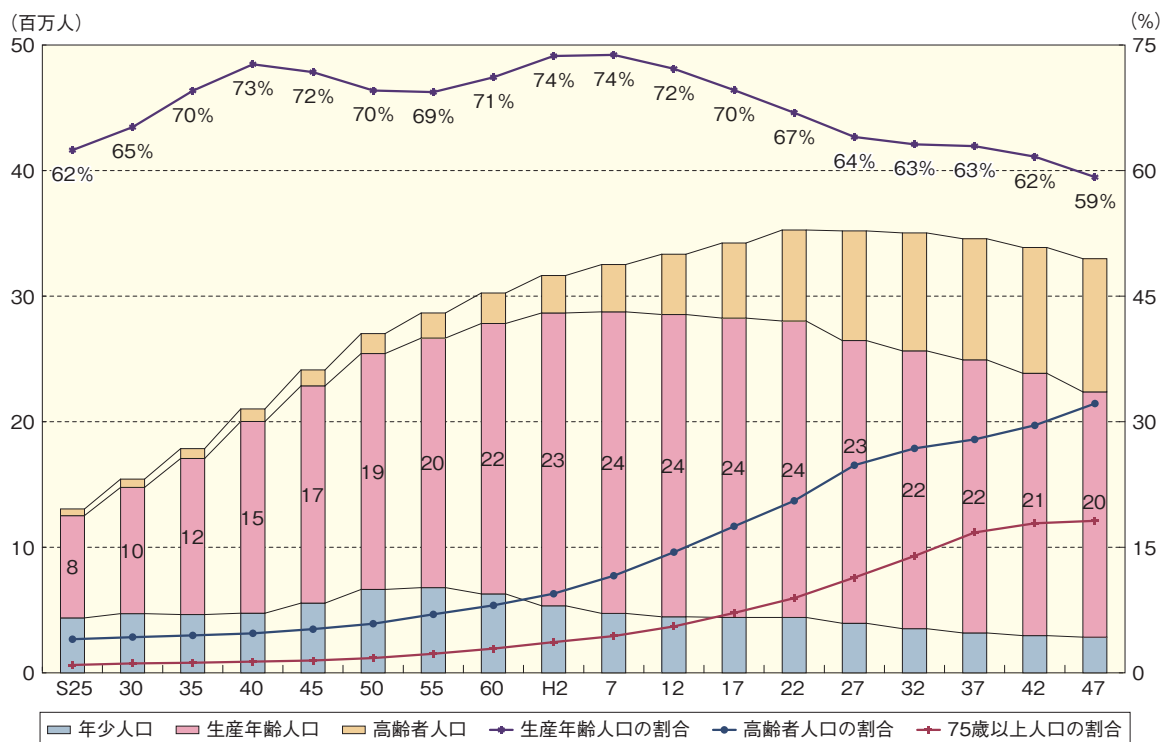
注：図表1-2-2については、「国勢調査」において10年に1度実施されている調査項目「5年前の常住地」の数値を基に作成した。なお、昭和35年、昭和45年の数値については、「1年前の常住地」について集計したため、得られた数値を5倍している。

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

2. 生産年齢人口の減少

東京圏の生産年齢人口の推移をみると、ピークである平成12年を境に年々減少しており、平成47年には平成12年と比較して約450万人減少すると推計されている。一方で、高齢者人口は増加の一途をたどり、平成47年には東京圏の総人口に占める割合が32%となることが推計されている。（図表1-2-3）。

図表 1-2-3 東京圏の年齢3区分別人口及び総人口に占める各区分別人口の割合の推移



注：図表1-2-3については、「年齢不詳人口」を除いて算出している。

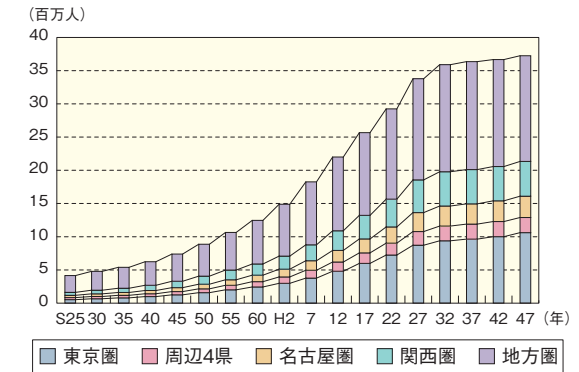
資料：平成22年までは「国勢調査」（総務省）、平成27年以降は「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

3. 高齢化の進行

我が国の高齢者人口は、平成17年に2,567万人、平成47年には3,724万人に達すると推計されている。平成17年と平成47年の高齢者人口を増加量と増加率の両方で比較すると、東京圏は、関西圏、名古屋圏を大きく上回る見込みである（図表1-2-4、図表1-2-5）。

また、高齢化率について市町村単位で推計してみると、首都圏全域で上昇しており、特に、首都圏の郊外部においては、平成47年には4割に達する地域が多数発生する結果となる。一方で、東京23区においては、平成17年時点でおおむね2割未満であった高齢化率が、平成47年には3割程度まで上昇する結果となる（図表1-2-6）。

図表 1-2-4 東京圏とその他の地域における
高齢者人口の推移

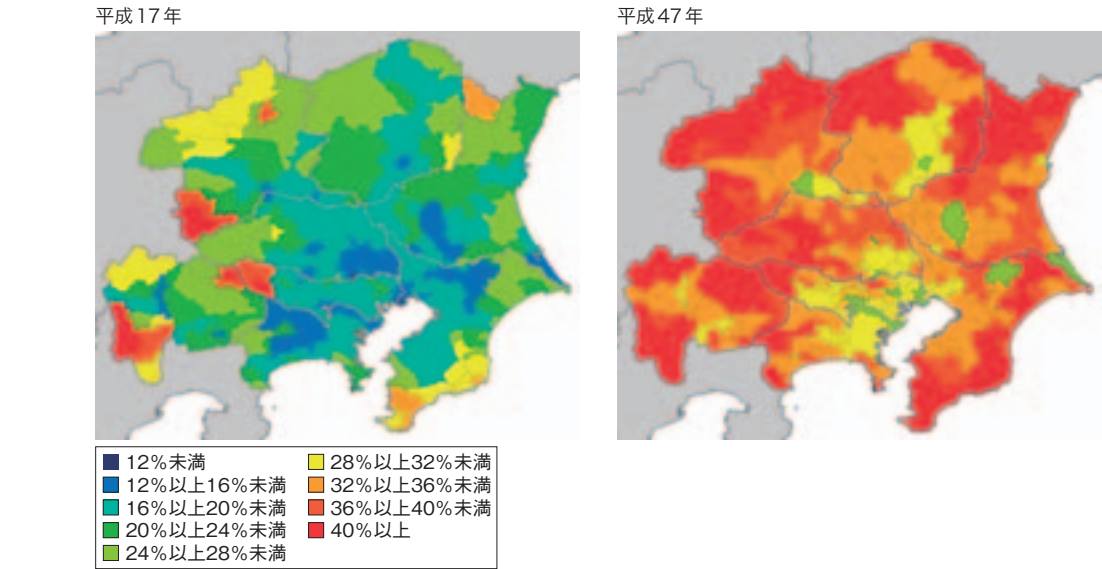


図表 1-2-5 東京圏とその他地域における
高齢者人口の増加量と増加率
（平成17年→平成47年）

	増加量（千人）	増加率（％）
東京圏	4,615	77.0
周辺4県	708	44.9
名古屋圏	1,114	53.3
関西圏	1,686	47.4
地方圏	3,455	27.7
全国	11,577	45.1

資料：平成17年は「国勢調査」（総務省）、平成47年は「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

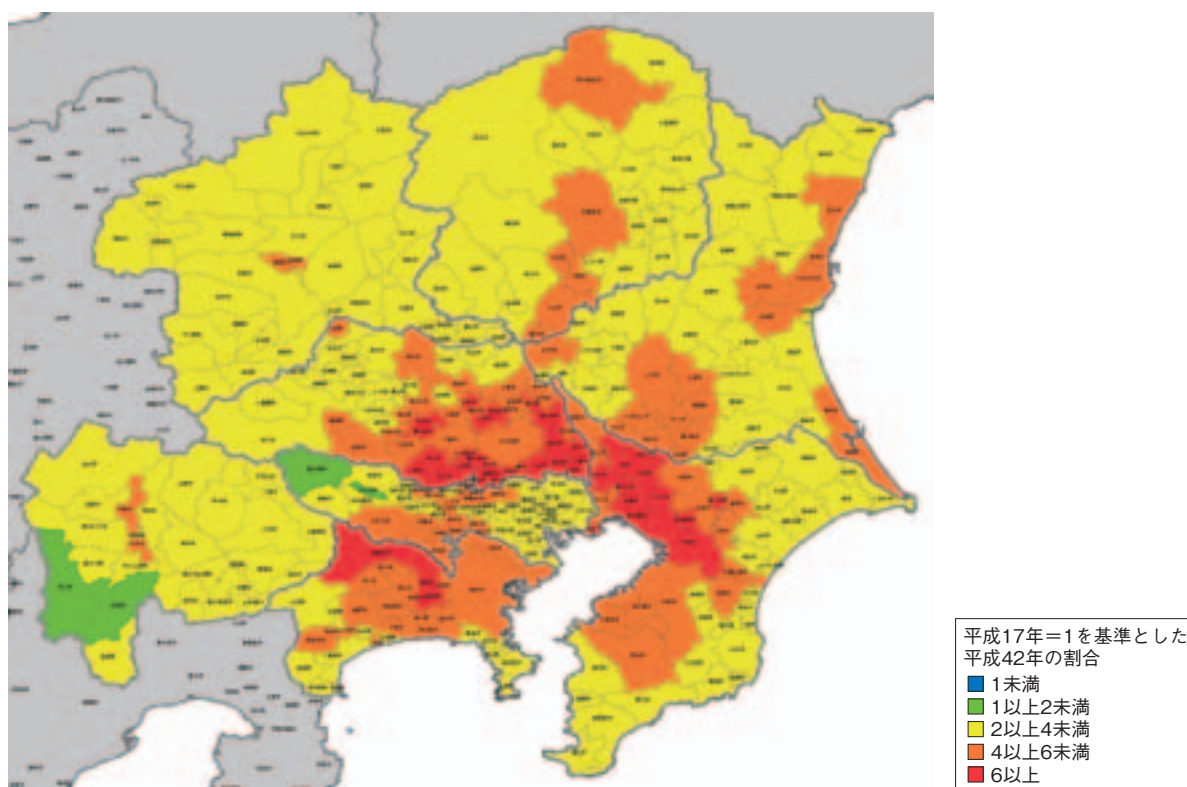
図表 1-2-6 高齢化率の将来推計（平成17年→平成47年）



4. 近隣三県を中心とした高齢単独世帯数の急増

首都圏の85歳以上単独世帯数を市町村単位で平成42年まで推計してみると、神奈川県東部、千葉県西部、埼玉県南部の市町村において急増し、その一部では平成17年の6倍以上になるという結果となる。高度経済成長期に大量の転入超過のあった地域において一定の年齢層の人口が一斉に高齢化し、今後、85歳以上単独世帯数が急増する様子がうかがわれ、福祉・生活支援サービスの需給ひっ迫や空き家・空き宅地化等の諸問題の発生に注視する必要がある。(図表1-2-7)。

図表1-2-7 首都圏における85歳以上単独世帯数変化率



注：平成20年12月推計の市区町村別将来人口推計結果に、各都道府県の85歳以上性別単独世帯主率を乗じて推計している。

なお、市区町村界については、平成23年11月1日現在の市区町村毎に集計している。

資料：「日本の市区町村別将来推計人口」（平成20年12月推計）、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（ともに国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

第3節

首都圏のDID縮退の可能性

首都圏は、戦後とりわけ高度経済成長期に激しい都市化を経験し、過去60年間で人口が約2.3倍となった。戦後、首都圏の市街地はおおむね一貫して外縁化を続けてきたが、我が国の人口が減少局面に入った中で、首都圏の人口も減少局面に入るのは確実であり、それに伴いDID（Densely Inhabited District：人口集中地区）¹⁾が縮退することが考えられる。DIDの縮退は、空き家等の増加といった地域の魅力を減少させる現象を引き起こす一つの要因となることが懸念される。

1. 拡大してきた東京大都市圏DID

昭和35年に東京23区のDIDから独立して郊外の主要駅周辺に点在していたDIDは、主に鉄道路線に沿ってその範囲が広がっていき、平成17年までの間に東京23区のDIDと繋がって、広域に連担した大規模な市街地が形成された（図表1-3-1）。このように人口集積が進んだ結果、DIDの人口密度基準である4,000人／km²以上の人口密度を有する面積規模でみると、東京を中心とした大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県的大部分、並びに茨城県、栃木県及び群馬県の一部にまたがる範囲）は、ニューヨークに次ぐ規模の都市圏へ成長²⁾した。

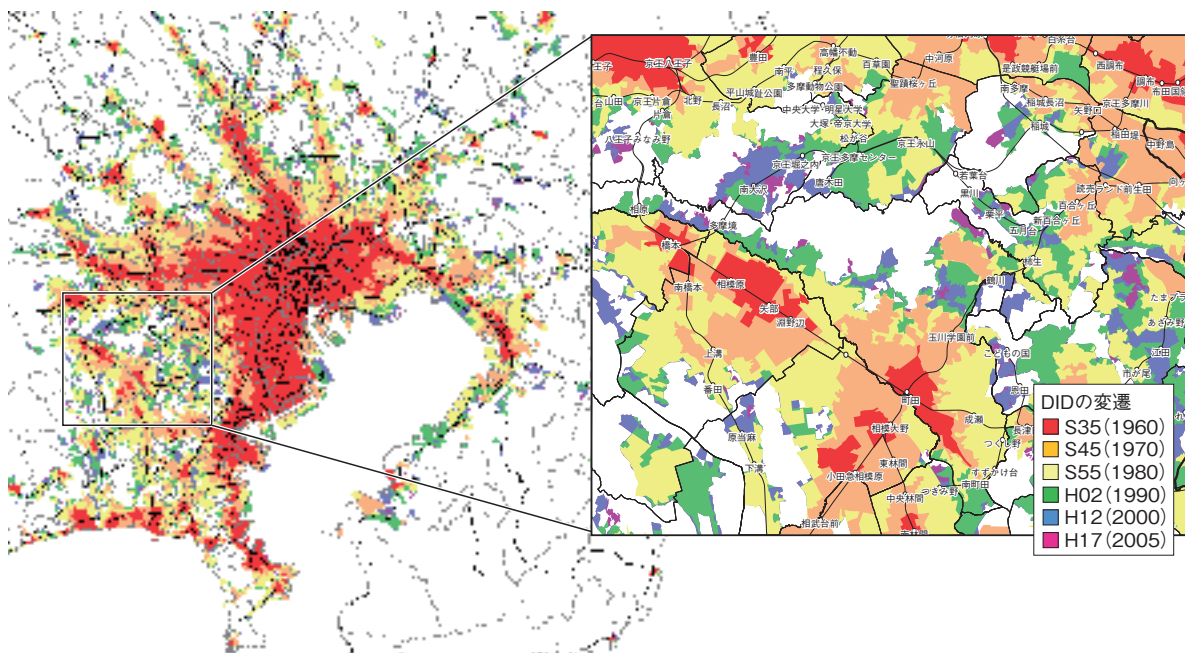
しかしながら、そのDID拡大のスピードは徐々に鈍化する傾向がみられ、東京圏のDID面積は、平成7年頃から微増で推移している（図表1-3-2）。首都圏でみた場合も同様の傾向にある。

1) 国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上（密度基準）の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する（規模基準）地域。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めている。（総務省HPより抜粋。）

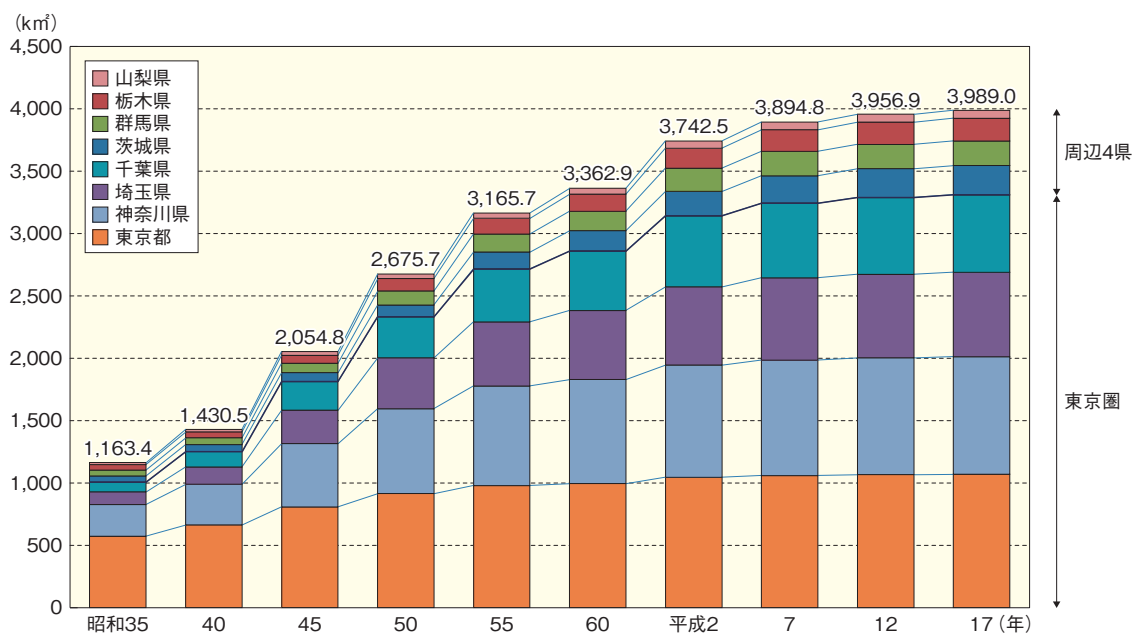
2) 「Demographia World Urban Areas（World Agglomerations）」（平成23年4月）の調査による。

図表 1-3-1 東京大都市圏 DID の変遷



資料：国土数値情報・人口集中地区データにより国土交通省都市局作成

図表 1-3-2 首都圏における DID 面積の推移



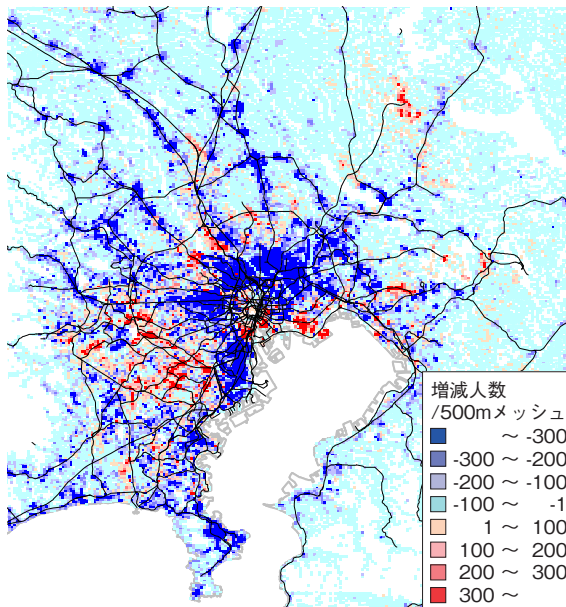
資料：「国勢調査」(総務省)(昭和35年～平成17年)より国土交通省都市局作成

2. 東京大都市圏DID縮退の可能性

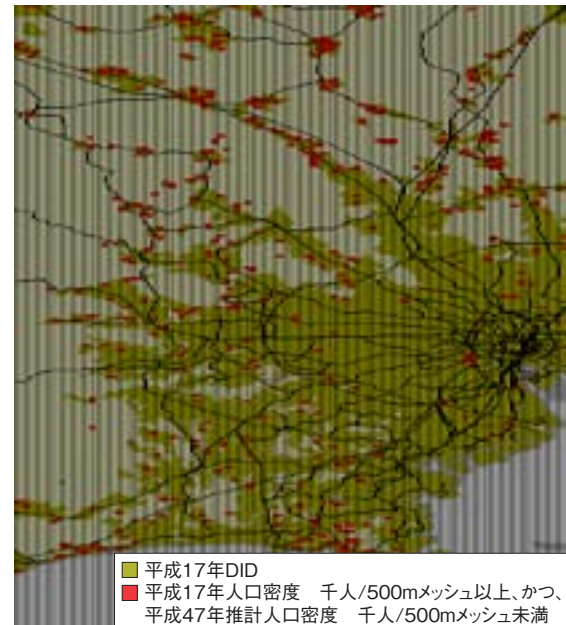
500mメッシュ単位で将来人口を推計³⁾してみると、平成17年から平成47年までの30年間に300人以上減少するメッシュが、東京23区周辺の市町村を中心に東京を中心とした大都市圏のDIDに広範に広がっている（図表1-3-3）。

平成17年に500mメッシュ当たり1,000人以上⁴⁾だったメッシュが、平成47年に1,000人未満になり、DIDの人口密度基準を満たさなくなると推計されたメッシュは、東京を中心とした大都市圏のDID外縁部を中心に多数分布している。当該DID外縁部は比較的新しくDIDとなった地域であり、今後の人口減少プロセスにおいて、このDID外縁部を中心にDIDが縮退する可能性が示唆される（図表1-3-4）。

図表1-3-3 平成17年から平成47年までの
500mメッシュ人口増減推計



図表1-3-4 千人未満／500mメッシュ推計
分布（平成47年）



資料：平成17年国勢調査2分の1地域メッシュの人口データ、国土数値情報・人口集中地区データ（以上総務省）、市町村別仮定値データ（国立社会保障・人口問題研究所）より国土交通省都市局作成

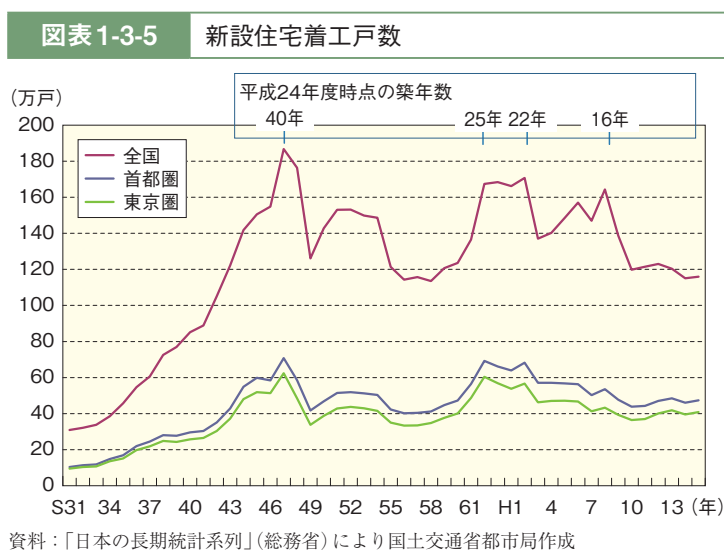
- 3) 平成17年国勢調査における分割地域メッシュの区分方法の1つである2分の1地域メッシュ（一辺の長さ約500m）による人口データ（性別・年齢5階層別人口）を現在人口とし、国立社会保障・人口問題研究所が設定した生残率、純移動率、子ども女性比及び0～4歳性比の市区町村別仮定値データを用いて、コーホート要因法により平成47年人口を推計
- 4) DIDの人口密度基準（国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則として人口密度4,000人／km²以上）を500mメッシュに当てはめると、1メッシュ当たり1,000人以上がDIDとなる

3. 空き家等の増加の懸念

首都圏においては、高度経済成長期の人口流入の受け皿として、多摩ニュータウン、港北ニュータウンといった郊外部の大規模な住宅開発が行われてきた。

首都圏における新設住宅着工戸数のピークは高度経済成長期の末頃の昭和47年にあり、70万戸を超えていた。その後40～50万戸で推移し、昭和62年に再びピークを形成し、70万戸に近づいた。その後、緩やかに減少し、平成12年以降は40万戸半ばで落ち着いている（図表1-3-5）。

このように住宅が供給されてきた一方で、首都圏の住宅ストック数は世帯数を上回っている⁵⁾。空き家等の増加は、防犯上や防災上の問題に繋がる可能性があるため、DID縮退に伴う世帯数の減少が空き家等の増加をもたらさないような対策が必要である。



5) 首都圏の住宅ストック数及び世帯数は、それぞれ約1,990万戸（平成20年住宅・土地統計調査（総務省））、約1,850万世帯（平成22年国勢調査）

第4節

東京圏の社会資本の老朽化

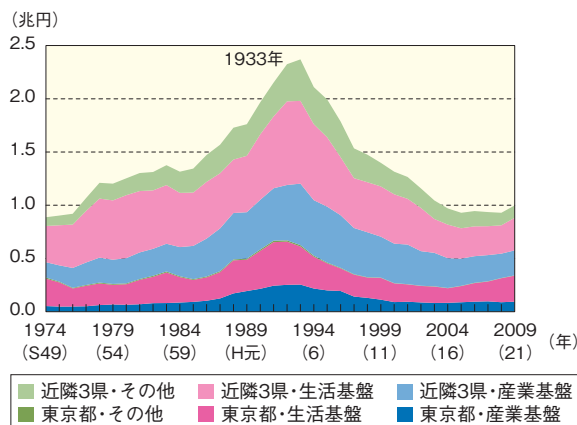
戦後の経済復興及び高度経済成長を背景に東京圏には多くの社会資本が整備されている。厳しい財政状況が続き、人口が減少していく社会においても、国際競争力の強化、国民の安全・安心を確保などのため、老朽化した社会資本の計画的・効率的な維持管理・更新は重要な課題である。

1. 社会資本ストックの大量更新時期の到来

東京圏の市町村の普通建設事業費等は1993年（平成5年）の2.4兆円をピークに減少してきているが、過去に建設された大量の社会資本ストックは、順次更新の時期をむかえる（図表1-4-1、図表1-4-2）。その更新時期のピークは、東京圏全体では2034年（平成46年）～2039年（平成51年）頃と見込まれる。更新費を人口一人当たりでみると、人口減少の影響も加わり、2035年（平成47年）には2010年（平成22年）と比較して1.7倍になる見込みである（図表1-4-3）。また、一人当たりの累積更新費（2010年（平成22年）から2050年（平成62年）までの合

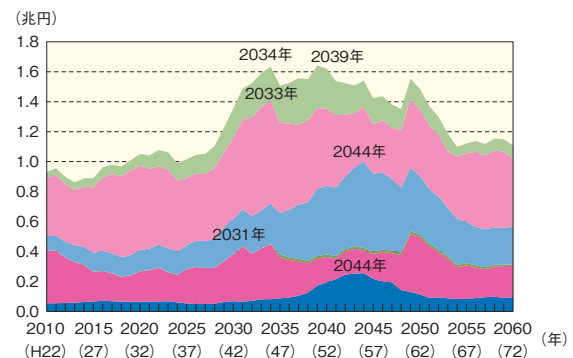
図表1-4-1

東京圏の市町村の普通建設事業費等の推移



図表1-4-2

東京圏の市町村の社会資本の将来更新費の推移



<推計方法>

社会資本の対象：市町村事業のうち、対象分野（右表）の社会資本
更新費の推計：耐用年数（右表）を迎えると除却し、再び同等のものを造ると想定して推計し作成。なお、維持管理費・災害復旧費・将来の新設費は考慮していない。

耐用年数：「日本の社会資本2007」の設定に準拠。ただし、公共賃貸住宅は内閣府調査の設定を使用。

デフレーター：「日本の社会資本2007」の分野別デフレーター（2000暦年基準）を使用。2004年以降は、「国民経済計算」における一般政府総固定資本形成のデフレーターを2009年まで用いた。

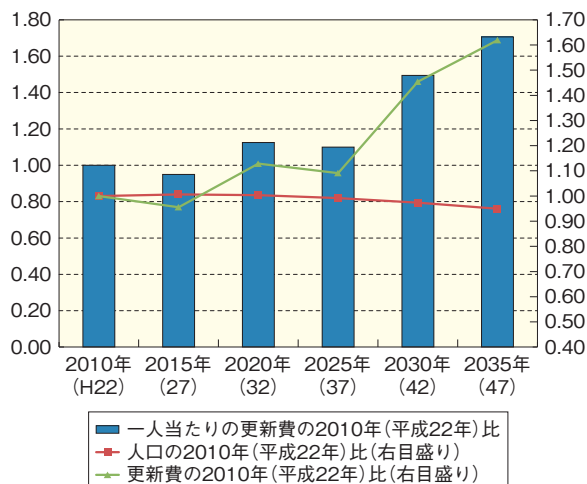
資料：「地方財政状況調査」（1974年（昭和49年）～2009年（平成21年））（総務省）の市町村別普通建設事業費（単独事業費・補助事業費の合計）により国土交通省都市局推計。ただし、データが取得できない1973年（昭和48年）以前は、1974（昭和49年）～78年（昭和53年）の年平均変化率で1950年（昭和25年）まで外挿。

区分	対象分野	耐用年数
産業基盤	道路	51
	港湾	49
	航空	16
生活基盤	公共賃貸住宅	56
	下水道	57
	廃棄物処理	40
	都市公園	43
	学校	39
その他	社会教育施設	41
	治水	85
	治山	50
	海岸	30
	農業	44
	林業	49
	漁業	50

計)を市区町村単位でみると、神奈川県、千葉県南部、千葉県北部といった地域において大きくなる傾向がみられる(図表1-4-4)。

図表 1-4-3

東京圏の社会資本ストックの一人当たりの更新費の推移
(2010年(平成22年)比)

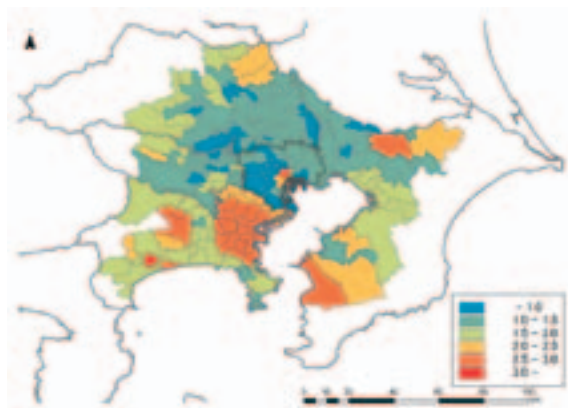


注：更新費の推計方法は上記のとおり。

資料：将来推計人口は「日本の都道府県別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)、更新費は「地方財政状況調査」(総務省)をもとに国土交通省都市局が推計し作成

図表 1-4-4

東京圏の社会資本ストックの一人当たりの累積更新費
(2010年(平成22年)－2050年(平成62年)の合計)



注1：図表1-4-4の「東京圏」は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の既成市街地及び近郊整備地帯のこと。

注2：上記方法で推計した2010年(平成22年)から2050年(平成62年)までの更新費の合計を2010年(平成22年)の人口で割った値

資料：2010年(平成22年)の人口は「日本の都道府県別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)、更新費は「地方財政状況調査」(総務省)をもとに国土交通省都市局が推計し作成

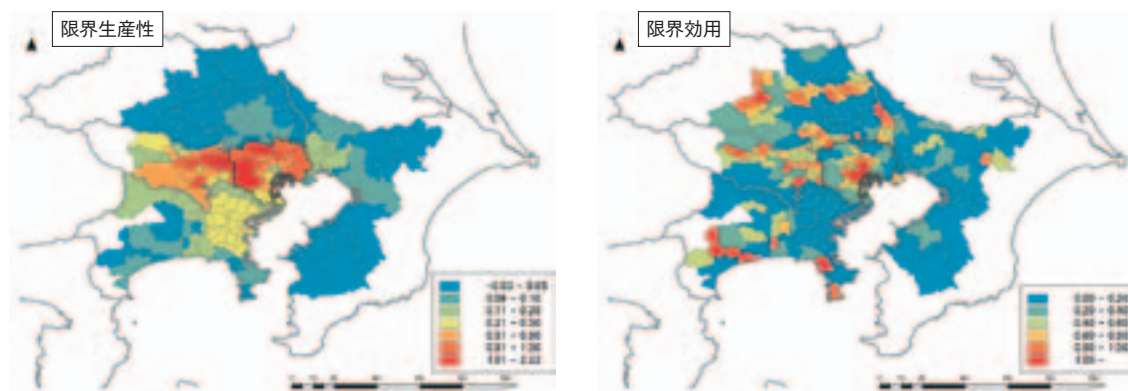
社会資本の生産力効果・経済厚生効果の推計

Column

今回、東京圏の市町村内の社会資本ストックを説明変数とする生産関数・厚生関数の推定を行い、社会資本の生産力効果を示す限界生産性¹⁾、経済厚生効果を示す限界効用²⁾の推計を試みた(図表1-4-5)。

図表 1-4-5

東京圏の社会資本の限界生産性と限界効用



注：図表1-4-5の東京圏とは、東京、神奈川、千葉、埼玉の既成市街地及び近郊整備地帯に属する市区町村

資料：平均住宅地価価格は「都道府県地価調査」(都道府県)、平均通勤時間は「大都市交通センサス」(国土交通省)、可住地面積は「全国都道府県市区町村別面積調」(総務省)のデータを使用

- 1) 限界生産性とは、社会資本を追加的に1単位増加させると、生産額が何単位増加するかを示す。
- 2) 限界効用とは、社会資本を追加的に1単位増加させると、効用水準(今回は「地価」を活用)が何単位増加するかを示す。

生産関数の推定方法

コブ・ダグラス型生産関数を基本形として生産関数の推計を行った。関数形は、産業による技術構造の違いや生産活動に与える影響の違いを考慮し、当てはまり具合を見ながら調整した（図表1-4-6）。説明変数とする社会資本は産業別に寄与度が高いと考えられるものを選定した（図表1-4-7）。

図表1-4-6 コブ・ダグラス型生産関数

$$\ln Y_{it} = \beta_0 + \beta_K \ln K_{it} + \beta_L \ln L_{it} + \gamma_i \ln G_{it} + \varepsilon_{it},$$

$$\text{where } \varepsilon_{it} = \alpha_i + \lambda_t + u_{it}$$

Y_{it} ：時点 t における市町村 i の生産量、 K_{it} ：民間資本、 L_{it} ：労働投入量、 G_{it} ：社会資本

β_0 、 β_K 、 β_L ：企業の技術構造（同じ産業であれば市町村によって変わらないと想定）

γ_i ：社会資本に関するパラメータで市町村別に異なると仮定

ε_{it} ：誤差項で、時間を通じて一定の市町村固有の要素 α_i とモデルでは説明できない圏域の全ての市町村で共通している特定の時間における固有の要素 λ_t 、純粋な誤差項 u_{it} から成り立っていると仮定

注：上式を基本形として、産業ごとに関数の当てはまり具合を見ながら、民間資本と労働投入量に関する1次同時制約（規模に関する収穫一定）を課したり、社会資本の間接効果を表す交差項（社会資本と民間資本・労働投入量との間の補完・代替関係を示す項）を組み込むなどの調整を実施

図表1-4-7 産業別の対象社会資本

産 業	対象社会資本
第1次産業	道路（国・都道府県・市町村道）、高速道路、港湾、航空、工業用水道
第2次産業	道路（国・都道府県・市町村道）、高速道路、港湾、航空
第3次産業	道路（国・都道府県・市町村道）、農業、漁業

社会資本「G」の算出方法

市町村別社会ストック額の算出方法は、国土交通省国土交通政策研究所「社会資本ストックの経済効果に関する研究－都市圏分類による生産力効果と厚生効果－」（2006年）を参考にした。

具体的には、「日本の社会資本2007」（内閣府）の分野別・都道府県別ストック額を「公共施設状況調」（総務省）や個別分野の統計（「道路統計年報」「港湾統計」等）で把握できる市町村別物理量データ（道路実延長、公営住宅戸数等）で市町村別に按分して、市町村別社会資本ストック額を得た。

ただし、道路については、その種類によって便益が及ぶ範囲が異なると考えられるため、都道府県別ストック額を「道路統計年報」に基づく実延長により、高速自動車国道、国・都道府県道、市町村道に按分した上で、市町村に配分した。その際、高速自動車国道については、圏域全体のストック額をインターチェンジが存在する市町村で各市町村に配分した。

なお、推計に使用するデータの年次は、平成3年～平成16年度（ストック額は期末値のため、平成2年度末～平成15年度末）とした。

民間資本「K」の算出方法

「民間企業資本ストック年報」（内閣府）の産業別全国有形固定資産額（取付ベース）を、各産業の都道府県別生産額（「生産農業所得統計」（農林水産省）、「工業統計調査」・「商業統計調査」（経済産業省）等）を用いて都道府県別に按分し、産業別の都道府県別ストッ

ク額を算定した。さらに、「国勢調査」（総務省）に基づく産業別・市町村別就業者数で按分し、産業別・市町村別ストック額を得た。

生産量「Y」の算出方法

「県民経済計算」（内閣府）に基づく経済活動別県内総生産（支出側）を「国勢調査」に基づく産業別・市町村別就業者数で按分し、産業別・市町村別GRPを算定した。

労働投入量「L」の算出方法

「国勢調査」に基づく市町村別の産業分類別就業者数を使用した（第1次～第3次産業）。「国勢調査」が実施されていない年度については、「国勢調査」実施年度間における就業者数の年平均増加率を用いて補間推計した。

厚生関数の推定方法

厚生関数については、資本化仮説（公共サービスの便益は地価を含む資産価値に帰着するという考え方）に基づき、社会資本の便益はその地域の地代の上昇に反映されると考え関数の定式化を行った（ヘドニック・アプローチ）。具体的には、市町村の住宅地価格の差異を通勤時間と生活基盤の社会資本ストックで説明する関数形を採用した（図表1-4-8）。

図表 1-4-8 厚生関数の推定モデル

$$\ln R_i = \alpha + \beta_{G1} \ln \frac{G_{1,i}}{A_i} + \beta_{G2} \ln \frac{G_{2,i}}{A_i} + \cdots + \beta_{GK} \ln \frac{G_{K,i}}{A_i} + \gamma_T \ln T_i + \varepsilon_i$$

R_i ：平均住宅地価格、 T_i ：平均通勤時間、 $G_{j,i}$ ：社会資本ストック（ j 分野）、 A_i ：可住地面積
 i ：市町村、

注1：統計的に有意な次の変数を説明変数として投入。

- ・平均通勤時間
- ・社会資本ストック（生活基盤）：公共賃貸住宅＋下水道＋廃棄物処理＋水道＋都市公園＋文教施設

注2：分析対象データは、平成12年のクロスセクションデータ。

資料：平均住宅地価格は「都道府県地価調査」（各都県）、平均通勤時間は「大都市交通センサス」（国土交通省）、可住地面積は「全国都道府県市区町村別面積調」（総務省）のデータを使用

第5節

首都圏における環境負荷の増大

持続可能で魅力ある首都圏の形成には、生物多様性保全、地球温暖化対策などの地球規模の課題や、ヒートアイランド現象などの都市圏固有の課題について、都市環境の改善の面から取り組むことも求められている。

特に、都市環境の改善において重要な役割を担う首都圏の緑地については減少している状況であり、保全、再生の推進が必要である。

1. 首都圏における緑地の動向

国土数値情報により、昭和51年から平成18年までの30年間の首都圏における緑地の動向を見ると、緑地は減少傾向にあり、そのうち森林については約6%、農地については約12%減少している。

特に、東京圏においては、森林については約11%、農地については約18%減少しており、その減少の割合は首都圏を大きく上回っている。なお、無秩序な市街地化等を防止するためなどに指定されている近郊緑地保全区域においては、その他の区域に比べ、緑地が維持されている状況である。(図表1-5-1、1-5-2)。

図表 1-5-1 首都圏における森林の減少
(昭和51年→平成18年)



■ 近郊緑地保全区域
■ 緑地分布 (H18) 森林
■ 緑地変遷 (S51→H18) 森林→その他

図表 1-5-2 首都圏における農地の減少
(昭和51年→平成18年)



■ 近郊緑地保全区域
■ 緑地分布 (H18) 農地
■ 緑地変遷 (S51→H18) 農地→その他

注：緑地とは、「国土数値情報」において森林・農地・荒地・河川湖沼海浜と分類されるものの合計と定義している。

資料：「国土数値情報」(国土交通省国土政策局) などにより国土交通省都市局作成

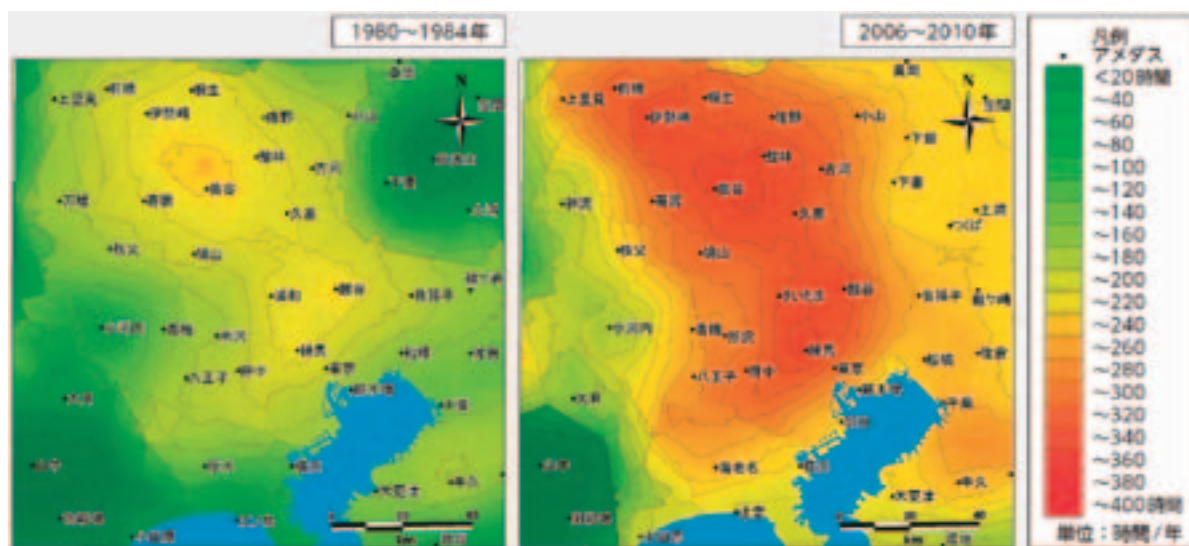
2. 首都圏における気温上昇及びCO₂排出量の動向

「ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～」(環境省)によれば、気温が30℃以上となる5年間の年間平均時間数の分布について、東京周辺では、20年前の約2倍となっていることがわかる(図表1-5-3)。その要因としては、地球温暖化による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象も影響を及ぼしているものと考えられている。

また、首都圏におけるCO₂排出量の推移をみると、全国と同様に増加傾向にあり、平成21年度は、京都議定書における削減目標の基準年である平成2年度と比較して5.9%増加している(図表1-5-4)。

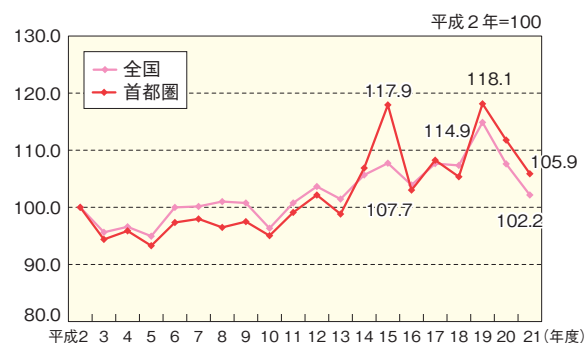
平成21年度における首都圏でのCO₂排出量は、我が国全体の約28%と高い割合を占めており、首都圏においても一層のCO₂削減に向けた対策が求められる(図表1-5-5)。

図表1-5-3 首都圏における30℃以上の合計時間数の分布(5年間の年間平均時間数)



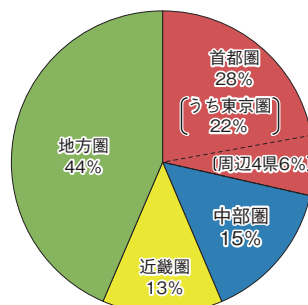
資料:「ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～」(環境省)により国土交通省都市局作成

図表1-5-4 CO₂排出量の推移



資料:「都道府県別エネルギー消費統計」(経済産業省)により国土交通省都市局作成

図表1-5-5 CO₂排出量の圏域別シェア(平成21年度)



注:図表1-5-5の「中部圏」は長野県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県。また、「近畿圏」は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

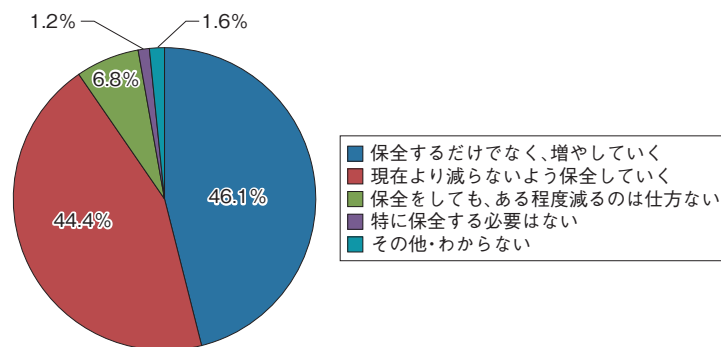
資料:「都道府県別エネルギー消費統計」(経済産業省)により国土交通省都市局作成

3. 大都市圏に関する世論調査

内閣府が平成22年7月に実施した「大都市圏に関する世論調査」¹⁾において、「大都市圏の緑地についてどうあるべきか」を調査したところ、「保全するだけでなく、増やしていく」が46.1%と最も高く、「現在より減らないよう保全していく」(44.4%)、「保全をしても、ある程度減るのは仕方ない」(6.8%)、「特に保全する必要はない」(1.2%)と続いている(図表1-5-6)。

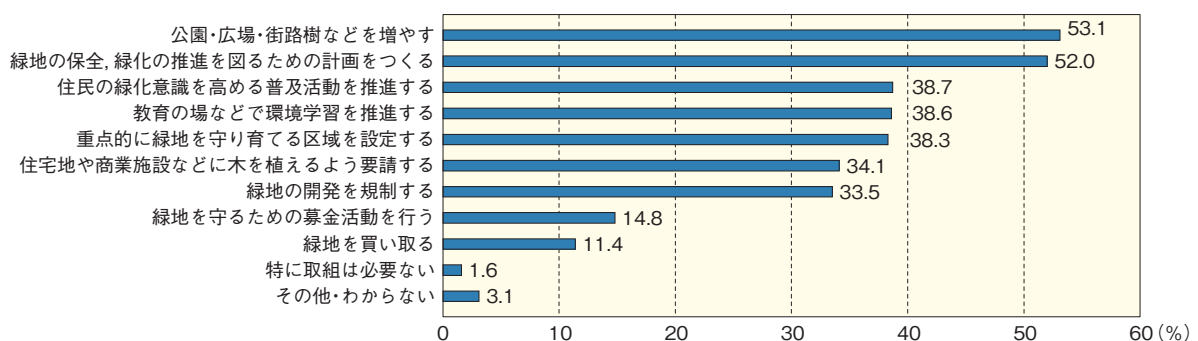
また、「大都市圏で緑地を守り育てるためには、行政がどのような取組を行うことが有効だと思いますか」という質問に対しては、「公園・広場・街路樹などを増やす」が53.1%と最も高く、「緑地の保全、緑化の推進を図るための計画をつくる」(52.0%)、「住民の緑化意識を高める普及活動を推進する」(38.7%)、「教育の場などで環境学習を推進する」(38.6%)と続いている(図表1-5-7)。

図表 1-5-6 大都市圏の緑地に関する世論調査「大都市圏の緑地についてどうあるべきか」



資料：「大都市圏に関する世論調査」(内閣府)により国土交通省都市局作成

図表 1-5-7 大都市圏の緑地に関する世論調査「大都市圏で緑地を守り育てるためには、行政がどのような取組を行うことが有効だと思いますか」



資料：「大都市圏に関する世論調査」(内閣府)により国土交通省都市局作成

1) 「大都市圏に関する世論調査」における「大都市圏」は東京圏、関西圏、名古屋圏を指している。

第6節

東日本大震災の首都圏への影響

平成23年3月11日（金）14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」が発生し、首都圏においても、茨城県、栃木県で震度6強を観測するなど、強い揺れを観測し、公共施設の損壊、ライフラインの途絶等により、国民生活に大きな影響を及ぼした。現在、復興・復旧にむけた作業が進んでいるが、依然として厳しい状況に置かれている地域や産業があり、引き続き復興・復旧に向けた取り組みが求められている。また、東日本大震災はこれまでの災害対策に多くの教訓を残したため、新たな災害対策の検討が進められている。

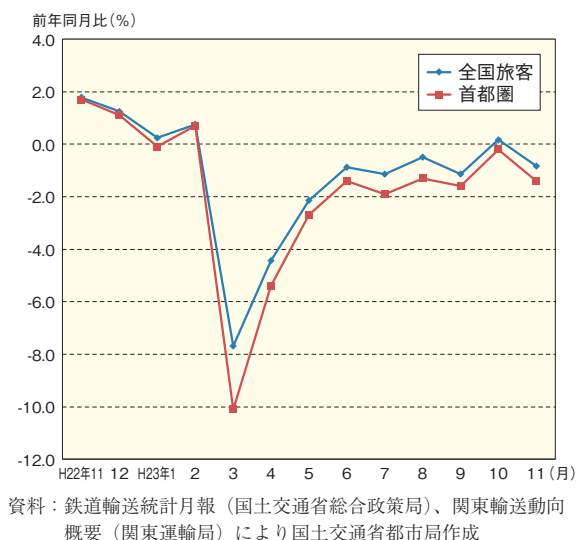
1. 都市活動への影響

(1) 人の移動の変化

東日本大震災は首都圏の公共交通の運行に大きな影響を与えた。首都圏の鉄道は、地震発生直後に全面的に運休したほか、その後の福島第一原子力発電所の事故発生に伴う計画停電のため、運休や間引きによる運転を行うことになった。

首都圏の鉄道旅客利用者数についてみると、3月の利用者数が前年と比較して大幅に減少している。4月以降回復してきているが、6月以降はおおむね横ばいで、前年の水準を下回る傾向が続いている（図表1-6-1）。

図表 1-6-1 鉄道旅客利用者数

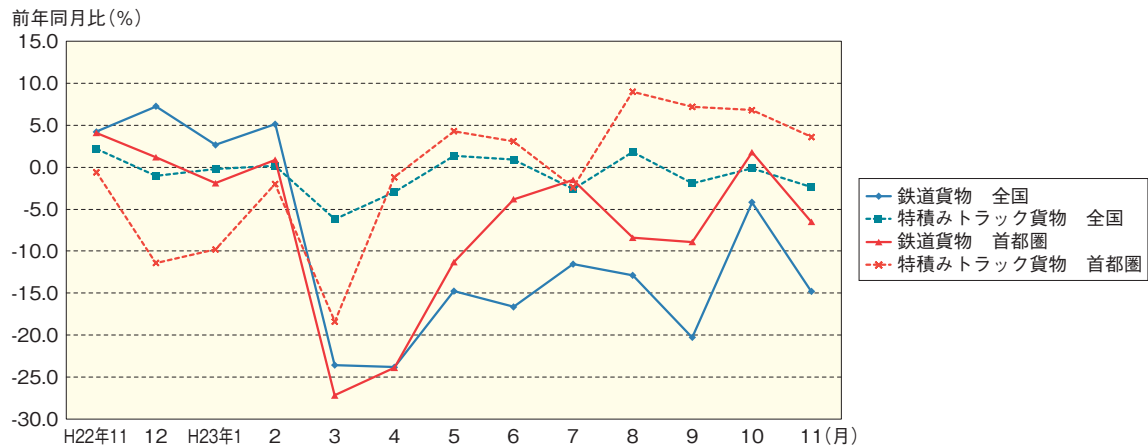


(2) 物の移動の変化

東日本大震災の影響により首都圏の物流も停滞した。生産設備の損壊や電気、ガス、水道等ライフラインの途絶等による生産活動の低下、ガソリン不足による輸送能力の低下、さらには福島第一原子力発電所の事故発生に伴う農林水産物等の風評被害などが、首都圏の物流に大きな影響を及ぼした。

首都圏の貨物輸送トン数についてみると、3月は鉄道貨物、特積みトラック貨物ともに前年と比較して大幅に減少している。4月以降回復してきているが、特積みトラック貨物の回復状況に比べて、鉄道貨物の回復が遅れている。また、特積みトラック貨物は5月以降おおむね前年を上回る水準で推移しているのに対し、鉄道貨物は前年の水準を下回る傾向が続いている（図表1-6-2）。

図表 1-6-2 貨物輸送トン数



資料：鉄道輸送統計月報・トラック輸送情報（国土交通省総合政策局）、関東輸送動向概要（関東運輸局）により国土交通省都市局作成

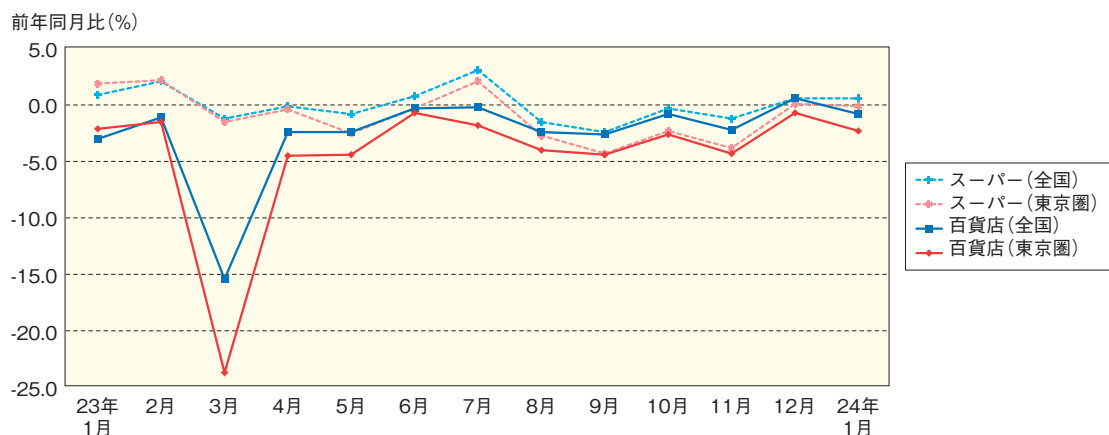
(3) 消費活動の変化

東日本大震災は東京圏における消費活動にも大きな影響をもたらした。地震発生後に一時的なまとめ買いの行動がみられたものの、品薄による支出の減少、消費マインドの低下、自粛ムードのまん延により、それまでゆるやかな持ち直しの動きがみられていた個人消費は大幅に落ち込んだ。

内閣府「消費動向調査」によれば、平成23年3月の関東地域の消費者態度指数（一般世帯）は38.8となり、前月比で3.1ポイントの大幅な低下幅となった。この低下幅は、北海道・東北地域より大きく、全国で最大の低下幅であった。

東京圏の大型小売店販売の動向をみると、東日本大震災により3月の百貨店の販売額が前年と比較して大幅に減少した一方、スーパーの販売額に大幅な減少はみられなかった。4月に百貨店の販売額は大きく回復したが、その後は百貨店、スーパーともに前年の水準を下回る傾向が続いている（図表1-6-3）。

図表 1-6-3 大型小売店販売の動向



注：この統計における百貨店及びスーパーとは、従業員50人以上の商店であって次に該当するもの。

- (1) 百貨店：日本標準産業分類の百貨店、総合スーパーのうち、(2)のスーパーに該当しない商店であって、かつ売場面積が特別区及び政令指定都市で3,000㎡以上、その他の地域で1,500㎡以上の商店。
- (2) スーパー：売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している商店であって、かつ売場面積が1,500㎡以上の商店。

資料：大型小売店の動向（関東経済産業局）により国土交通省都市局作成

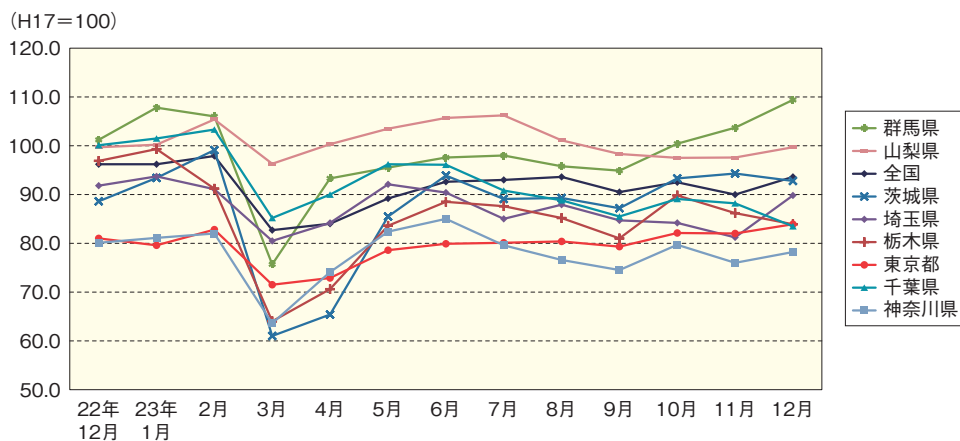
2. 企業活動への影響

(1) 生産活動の変化

東日本大震災は企業の生産活動へも大きな影響を与えた。地震による建屋・生産設備の損壊などの直接的な被害によるもののほか、電気、ガス、水道等ライフラインの途絶、サプライチェーン寸断による部品調達難といった間接的な被害も大きかった。

首都圏の鉱工業生産指数をみると、東日本大震災の影響により3月の指数値は前月と比較してすべての都県で低下している。特に茨城県の指数値は2月の99.1から3月の61.0へと38.4%減の大幅な低下となり、過去最大の低下幅となった。4月以降、企業の生産活動が回復するに始まって、茨城県、群馬県、東京都、山梨県は東日本大震災前と同水準まで回復しつつあるが、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県は東日本大震災前の水準を下回る傾向が続いている(図表1-6-4)。

図表 1-6-4 首都圏鉱工業生産指数

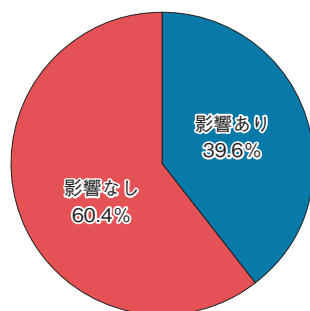


資料：都県別鉱工業生産指数（関東経済産業局）により国土交通省都市局作成

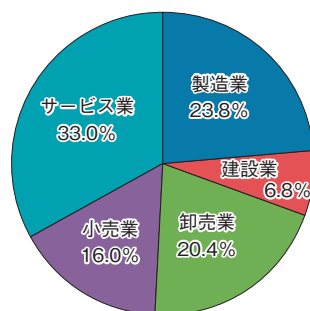
(2) 福島第一原子力発電所の事故による影響

東京商工会議所の調査によれば、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染にともなう風評被害の影響について、影響があったと回答した企業は全体の4割程度であり、(図表1-6-5、1-6-6) 影響があったと回答した企業の業種は多様であった。福島第一原子力発電所では原子炉が冷温停止状態に達し事故そのものは収束に至ったとされているが、本事故の及ぼす影響の収束については今後も引き続き注視していく必要がある。

図表 1-6-5 風評被害による影響の有無



図表 1-6-6 風評被害を受けた企業の業種別構成比



資料：「東日本大震災にともなう企業活動への影響について」調査結果（東京商工会議所）

3. 首都圏の防災機能強化の取り組み

(1) 災害対策の強化

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた地震・津波が発生し、これまでの災害対策に多くの教訓を残した。

中央防災会議は「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置し、平成23年9月28日に報告をとりまとめた。これを踏まえ、平成23年12月27日に我が国の災害対策の根幹をなす計画である防災基本計画が修正された。中央防災会議では、引き続き災害対策の充実・強化に向けた検討が続けられている。

首都圏の都県においても災害対策の強化が進められている。都県の災害対策の根幹をなす計画である地域防災計画は、すべての都県で修正されているか修正見込みであり、津波対策（海岸線を有する都県）、帰宅困難者対策や広域避難対策等はすべての都県の地域防災計画に反映されている（図表1-6-7）。

図表 1-6-7 各都県の地域防災計画の見直しの状況

都県名	時期	見 直 し 状 況
茨城県	H24.3	「茨城県地域防災計画」修正
栃木県	H24. 秋頃	「栃木県地域防災計画（震災対策編）の修正骨子（素案）」を策定（H24.2）
群馬県	H24.1	「群馬県地域防災計画」修正
埼玉県	H23.11	「埼玉県地域防災計画」修正
千葉県	H24. 夏頃	「千葉県地域防災計画修正の基本方針」を決定（H24.2）
東京都	H24. 秋頃	「東京都防災対応指針」を策定（H23.11）
神奈川県	未定	「神奈川県地域防災計画修正素案」を策定（H23.12）
山梨県	H23.12	「山梨県地域防災計画」修正

資料：都県の情報により国土交通省都市局作成

(2) 津波対策

首都圏では海岸線のほぼ全域で津波が観測された。なかでも茨城県及び千葉県東部の太平洋沿岸では高い津波が観測された。この津波により、複数の死者、行方不明者が出たほか、家屋の損壊、漁船の流出、宅地・農地の冠水、港湾施設等の公共施設の損壊などの被害が発生した。

想定をはるかに超える津波により甚大な被害が発生したことから、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月28日）では津波対策として、津波警報等の情報伝達体制の充実・強化や地域防災計画と都市計画の連携等について提言している。

また、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に制定された。

(3) 帰宅困難者対策

首都圏では広範囲にわたって強い揺れを観測し、鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路においては大規模な渋滞が発生した結果、首都圏において約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した（図表1-6-8）。

首都圏での広範囲にわたる帰宅困難者の発生は、これまでも中央防災会議において指摘され、国や地方公共団体等においても対策を進めてきたが、3月11日に大量に発生した帰宅困難者による混乱は、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

そのため、内閣府及び東京都は、国、地方公共団体、民間企業等関係機関で設置した首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において広域的な帰宅困難者対策の検討を行っている。

同協議会において平成24年3月9日にとりまとめられた中間報告では、具体的な取り組み内容として、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保などが示された（図表1-6-9）。さらに、東京都では帰宅困難者対策条例が成立し、平成25年4月からの施行が予定されている。

また、帰宅困難者対策も含め、ターミナル駅周辺など都市機能が集積した地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備地域において官民の協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の措置を講ずる「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が平成24年4月6日に公布され、7月上旬からの施行が予定されている。

（4）液状化対策

首都圏では1都6県に渡って少なくとも96市区町村に及ぶ極めて広い範囲で液状化現象が発生した。

液状化の発生箇所は、東京湾岸の京葉間および利根川下流域に集中している一方、川崎・横浜方面、那珂川や久慈川方面、利根川中流、鬼怒川・小貝川流域、古利根川流域にも散在している（図表1-6-10）。液状化による噴砂、地盤沈下等により、多数の宅地が被害を受け、1都5県で少なくとも合計25,728件にものぼった（図表1-6-11）。そのほか、下水道・マンホール等の損壊、生活道路の沈降・不陸の発生等、公共施設も広範囲・大規

図表 1-6-8 3月11日の帰宅困難者数の推計

地震発生時の居場所	3月11日の帰宅困難者数	外出者（自宅外）人口に帰宅困難者が占める割合
東京都	約352万人	約40%
神奈川県	約67万人	約20%
千葉県	約52万人	約24%
埼玉県	約33万人	約14%
茨城県南部	約10万人	約16%
合計	約515万人	約30%

資料：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会
中間報告参考資料

図表 1-6-9 帰宅困難者対策の具体的取組内容

- ・一斉帰宅の抑制
- ・一時滞在施設の確保
- ・帰宅困難者等への情報提供
- ・駅周辺等における混乱防止
- ・徒歩帰宅者への支援
- ・帰宅困難者の搬送

資料：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会
中間報告により国土交通省都市局作成

図表 1-6-10 関東地方の液状化発生箇所の分布



注：「非液状化」は、調査の結果液状化による被害が確認されなかった箇所

資料：「東北太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態解明報告書」（関東地方整備局）

模に被災した。

国は、東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を被った地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業として液状化対策推進事業を創設した。さらに、中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月28日）は、埋立地や旧河道などで地盤の液状化に伴う家屋被害が広範囲に発生していることから、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り着実に地盤改良を進めていくことなどが必要としている。

図表1-6-11 関東地方の液状化による宅地被害

茨城県	6,751件
群馬県	1件
埼玉県	175件
千葉県	18,674件
東京都	56件
神奈川県	71件
合計	25,728件

資料：国土交通省都市局調べ（平成23年9月27日時点）

（5）長周期地震動対策

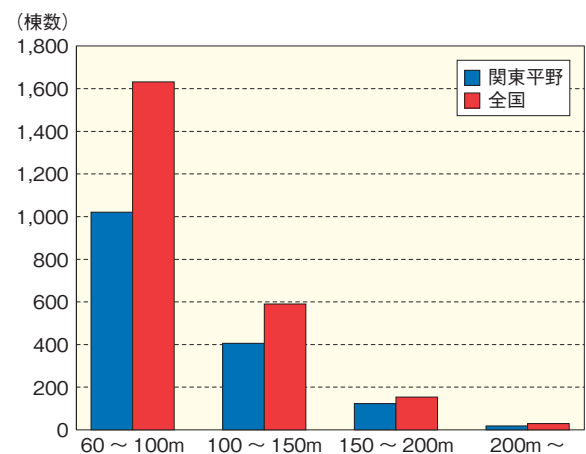
首都圏における特徴的な被害のひとつとして、長周期地震動による超高層建築物等の被害があげられる。

今回の地震では、東京都新宿区にある東京都庁第一本庁舎（高さ243.4m、48階建て）の48階では最大65cm、工学院大学ビル（高さ133.26m、28階建て）の29階（屋上）でも37cmの変位を観測し、天井板など内装材の剥落、スプリンクラーの破損等があった。

長周期地震動とは、一般に周期数秒以上のゆっくりとした揺れが長く続く地震動のことであり、震源の浅い海溝型巨大地震で発生し、関東平野のような堆積層の厚い地域で大きく増幅するとされる。地震動の卓越周期が超高層建築物等の固有周期に近いと、超高層建築物等の上層部の揺れは大きく増幅されることが知られている。

日本建築学会が推計した軒高別棟数では、高さ60～100mでは全国に対する関東平野の占める割合が約6割なのに対し、150～200mでは約8割が関東平野に集中しており、首都圏において超高層建築物等の長周期地震動への対策が求められている（図表1-6-12）。

図表1-6-12 全国および関東平野の建物高さ別棟数分布



資料：「長周期地震動対策に関する日本建築学会の取り組み」（日本建築学会）により国土交通省都市局作成

(6) 首都直下地震への対策

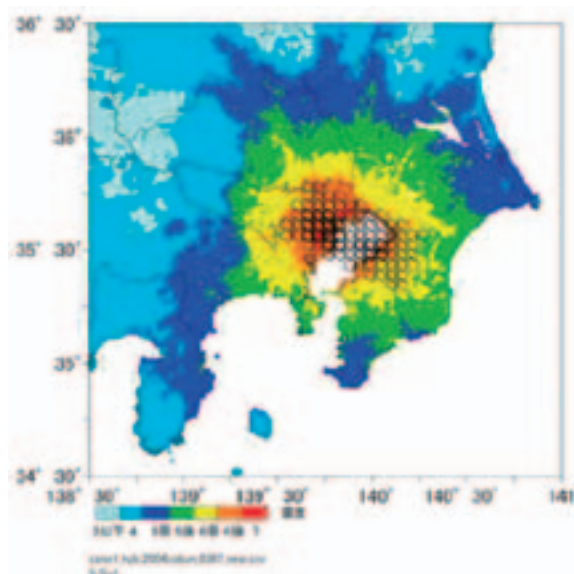
首都直下地震対策については、平成17年9月に「首都直下地震対策大綱」が中央防災会議において決定されるなど、従前より検討がなされてきている。そのような中、平成24年3月には、文部科学省より新たな震度分布図が公表され（図表1-6-13）、平成17年の中央防災会議の検討ではほとんどみられなかった震度7の地域が点在する結果となるなど、新たな知見も得られるようになっている。

「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針（案）」（平成24年3月29日 中央防災会議決定）では、当面実施すべき首都直下地震対策について平成24年中頃にとりまとめる、とされており、新たな対策等について検討が進められている。

首都直下地震では都県を越えた広域的被害が想定されており、また、想定される被災の程度や社会経済的な影響が極めて大きいことから、首都圏全体を見据えた包括的な検討と十分な対策が求められる。

図表 1-6-13

文部科学省が公表した震度分布図の例



資料：首都直下地震防災・減災特別プロジェクトにおける震度分布図（文部科学省）

第7節

新しい首都圏の胎動

我が国の経済をけん引し、豊かで活力ある持続可能な首都圏を形成していくためにも、国、地方公共団体、民間団体等がお互いに連携しながら首都圏が抱える課題に取り組むことが求められている。

今後の大都市圏政策においては、首都圏の豊かさと活力を保持・向上させるための基盤づくり、都市空間の集約化、土地利用の整除等を行いながら、環境問題にも対応した先端高度都市を目指していくことが必要である。

現在、前節までに提示してきた課題に対応し、首都圏に新たな価値を付加するような新しい動きが起こりつつある。

1. 中央新幹線

東海道新幹線は東京、名古屋、大阪の3大都市圏を結ぶ大動脈として、1日約40万人、年間約1億4,000万人が利用している。しかし開業47年を迎えており、将来の経年劣化や、東日本大震災でみられたように鉄道網の寸断は社会経済的に大きな影響を及ぼすため、災害リスクへの対応が求められている。そこで、速達性の向上や災害に備えるため、中央新幹線の整備に向けた取り組みが進められている。

中央新幹線が整備されると、東京-大阪が約1時間で結ばれ、沿線近郊を含めた7,000万人が交流することが可能になる（図表1-7-1）。技術的な観点からみると、走行方式には世界的にも先進的な超電導リニア方式が採用されるほか、主に都市部において大深度地下を利用できる地域においては「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）に基づいて、大深度地下を利用することが検討されている。

現在、東京都・名古屋市間で環境影響評価法に基づく環境影響評価を順次進めているところである。

図表 1-7-1 中央新幹線イメージ



画像提供：東海旅客鉄道株式会社

2. 東京外かく環状道路（関越～東名）

東京外かく環状道路（通称：外環）は、首都圏三環状道路のうちの1つで、東京都心から半径およそ15kmに位置する延長約85kmの環状道路である（図表1-7-2）。

このうち、東京外かく環状道路（関越～東名）は、関越道、中央道、東名高速を結ぶ延長約16kmの部分であり、平成19年4月に高架構造から地下のトンネル構造へと都市計画が変更され、第4回国土開発幹線自動車道建設会議（平成21年4月）を経て整備計画が決定された。整備に当たっては、「大深度地下の公共の使用に関する特別措置法」に基づいて、大深度地下を利用することが検討されている。

本路線の整備により、都心の慢性的な渋滞が緩和されるとともに、現在、関越道から東名高速までの所要時間が環状8号線経由で約60分かかるところ、東京外かく環状道路経由では約12分となり大幅な時間短縮が図られる。

図表 1-7-2 三環状道路イメージ図



資料：関東地方整備局により国土交通省都市局作成

3. 中央環状品川線

中央環状線は、首都圏三環状道路の最も内側に位置する延長約47kmの環状道路である。

このうち、中央環状品川線は、中央環状線の南側部分を形成し、高速湾岸線から分岐して中央環状新宿線及び高速3号渋谷線に接続する路線であり、路線の大部分が地下のトンネル構造となっている。

中央環状品川線は平成16年に都市計画決定され、現在、平成25年度の完成を目指して整備が進められている。中央環状品川線が完成すると、中央環状線は全線開通することになり、都心環状線などの慢性的な渋滞が緩和されるとともに、新宿から羽田空港までの所要時間が現在の40分から20分へ半減するなど拠点間のアクセスが向上する。

4. 東京駅周辺地域開発

東京駅周辺地域は「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定され、本社機能の高度な集積や国内外へのアクセス機能、国際色豊かな地域特性を生かし、国際競争力強化に資する取り組みが進められている。

具体的には、日本経済の中核的な役割を担う大手町では、建物の老朽化が進み高度情報化への対応の遅れなどが懸念されていたが、「大手町連鎖型都市再生プロジェクト」により建物を連鎖的に建て替える事業が進められている。第一次再開発事業（平成18年度～平成22年度）では、経団連会館、JAビル、日経ビルが建て替えられた。現在は第二次再開発事業が事業中

である。

また、東京駅でも首都東京の表玄関にふさわしい「顔」づくりと交通結節機能の強化・拡充を図るため、丸の内駅舎の創建当時の姿へ復原、丸の内駅前広場の再整備等が進められている。

東京駅丸の内駅舎保存・復原工事においては現存建物を可能な限り保存しつつ、戦災時に消失したドーム屋根や外壁を新たに復原するとともに、特例容積率適用地区制度により駅舎部分の未利用となる容積率を他の敷地で活用することで、地区全体として高度な土地利用の実現を図ることとしている（図表1-7-3）。平成24年10月に完成予定であり、新しい丸の内駅舎の完成により東京駅の魅力が増し、周辺地域も含めてより一層活性化することが期待される。

図表 1-7-3 東京駅復原イメージ



画像提供：東日本旅客鉄道株式会社

5. 渋谷駅周辺地域開発

渋谷駅周辺地域は「都市再生特別措置法」に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定され、渋谷駅の機能更新と周辺都市基盤の再編が進められている（図表1-7-4）。

具体的には、東急東横線と東京メトロ副都心線との相互直通運転に向けて、東横線の渋谷・代官山間の地下化が進められており、本事業が完成（平成24年度開通予定）すると、横浜地域と埼玉県西南部地域が一つの路線として結ばれることとなる。これにより、渋谷駅における乗り継ぎの煩わしさが解消され、横浜・池袋間の所要時間が短縮される。

また、平成24年4月26日には、オフィスや劇場をはじめとする文化施設や商業施設などからなる高層複合施設「渋谷ヒカリエ」が東口にオープンし、若者だけではなく幅広い世代の交流や産業育成機能等の充実・強化が期待される。そのほか、土地区画整理事業を通じた東西駅前広場の再編・拡充、駅ビルの

図表 1-7-4 渋谷駅再開発イメージ



資料：渋谷駅街区基盤整備方針（東京都・渋谷区）

再開発などにより、魅力ある商業、業務、文化・交流機能を充実させ、世界に開かれた情報発信拠点を形成することとしている。

6. 東京スカイツリー®周辺地域開発

地上デジタル放送への移行に当たり、首都圏においては、都心部に林立する200m級の高層ビルの影響を受けにくい600m級の新タワーからの送信が望まれた。そのため、地上デジタル放送の電波を広く送信できる電波塔として634mの東京スカイツリーが平成20年7月に着工され、平成24年2月29日に竣工、5月22日に開業した（図表1-7-5）。

周辺では、オフィス等がはいる地上31階のビルや商業施設等の整備が進み、当該地域は首都圏の新たな拠点として、国内はもちろん海外からも広く観光客等の集客が期待されている。

東京スカイツリー周辺の地区では、年間来街者は2,000万人以上を見込んでおり、伝統的な下町文化を受け継ぐ近隣観光スポットと連携して、地域全体の活性化に寄与するものと期待される。

図表 1-7-5

東京スカイツリー



© TOKYO-SKYTREE

第8節

首都圏のさらなる魅力向上に向けて

1. 豊かで活力ある持続可能な首都圏の形成

東京圏は高度経済成長期に地方圏からの若年人口の大量流入を受けて人口規模と都市規模を拡大してきた。都市規模が拡大しそれに伴い都市集積が高まったことで、東京圏は高い経済成長を実現し、日本全体の経済成長の原動力となった。

しかし、県民総生産等において東京圏の経済活力の低下傾向が見られる中、地方圏の若年人口減少などにより地方圏から東京圏への若年人口の転入はトレンドとして沈静化しているため、東京圏の生産年齢人口は2000年をピークとして大きく減少していく。一方、高度経済成長期に地方圏から大量に東京圏に流入した世代が高齢期に入るため、高齢者数は急激に増加することが見込まれている。そのため、労働力の減少と貯蓄率の低下により供給面で経済成長が抑制される懸念があると指摘されている。また、総人口の減少は消費者数の減少であるから、消費規模を縮小させる効果をもつうえ、一般に、高齢者世帯は勤労者世帯と比較して収入が低いことなどから高齢化は消費市場規模の縮小に拍車をかける恐れもあると指摘されている。また、消費需要規模が縮小し、長期化すれば、生産能力を拡大する投資活動意欲が減退し、投資需要をも減少させる恐れもある。こうして、東京圏の経済活力が長期的に低下した場合、東京圏の経済活力の低下は日本全国に影響を及ぼすことから、国全体の経済活力の長期的低下を招く恐れがある。東京圏の経済活力を今後も維持・向上していくためには、都市の魅力を高めることによる生産性の高い高度人材の流入促進、海外資本の呼び込み、民間設備投資の拡大による資本装備率の向上、高齢者の消費意欲が高まる市場の創出などが求められる。

さらに、高齢化は首都圏の郊外部で顕著に進行するため、当該地域では医療・介護サービスの需要の急増に対応した財・サービスの供給体制の構築が必要になるほか、まちの活力の低下を通じて地域経済の疲弊・空洞化が懸念される。まちの活力の低下を防ぐためには、ユニバーサルデザインによる施設整備等を通じて高齢者の外出を促したり、若年層の流入を図ったりすることなどが求められる。

一方、人口減少等に伴い、空き家や空き宅地等が増加する懸念がある。空き家、空き宅地の発生は防犯上や防災上の問題となるほか、空き家、空き宅地の存在が地域の魅力を減少させ、さらに空き家、空き宅地を増加させるという悪循環の発生が懸念される。この悪循環を断ち切り、空き家、空き宅地が引き起こす問題の解決に向けた取り組みを進めていくことが求められる。

そして、高齢化が進み投資余力が減少するなか、戦後整備した大量の社会資本ストックの老朽化が進行し、大量更新時期が迫りつつある。国・地方の厳しい財政状況が続く中、引き続き、国民の安全・安心を確保し、産業活動を支えていくため、一層のコスト削減を図りつつ、長期的な視点に立った社会資本ストックの計画的・効率的な維持管理・更新を行っていくとともに、新規整備あるいは更新すべき社会資本の選択と集中が求められる。

首都圏の緑地は減少しているが、緑地はヒートアイランド現象の緩和、都市から大量に排出されるCO₂の吸収源、人々の憩いの場、等持続可能で魅力ある都市の形成には不可欠であり、今後も保全、再生を図る取り組みが求められる。

首都圏は我が国の成長エンジンであり、豊かで活力ある持続可能な首都圏を形成していくことは我が国の成長には不可欠である。しかし、人口減少、高齢化、投資余力の減少など首都圏が抱える課題は多い。これらの課題に対応するためには、首都圏の都市においても地域の特性を踏まえた選択に応じて一定程度集まって住み、そこに必要な都市機能と公共サービスを集中させる集約型の都市構造を目指していく必要がある。

豊かで活力ある持続可能な首都圏を実現するためには、現在の首都圏が置かれている状況を的確に把握して課題対応への検討を深めていくとともに、首都圏が我が国の成長エンジンとしての機能を発揮し、我が国の経済成長を牽引するための戦略的な取り組みを進めていく必要がある。

2. 首都圏の防災力強化

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた地震・津波が発生し、これまでの災害対策に多くの教訓を残した。首都圏における被害状況から、これまでの災害対策について検証するとともに、災害リスクの管理に向けた取り組みを進めることが必要である。特に公共施設の整備といったハードだけの災害対策では限界があることが明らかとなったため、ハード対策とソフト対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の実況を踏まえつつ国、地方自治体、住民など各主体が一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することが求められる。発生が予測されている首都直下地震は、最悪のケースの被害想定では社会経済的に極めて大きな影響が生じる見込みであることから、広域的なりダンダンシーの確保、正確な情報共有等首都圏全体で防災力の強化に向けた検討を深めることは喫緊の課題である。

3. 首都圏で進む新たな都市拠点の形成

グローバル化の進展により、企業や人材は国境を越えて、その活動する地域を比較選択するようになっている。そして、その立地優位性の比較考量は、もはや国単位ではなく都市圏単位で行われるとともに、産業構造の高度化等に伴い、企業、人材の移動容易性も高まっている。近年、アジア諸国における高い経済成長を背景に、アジアの主要大都市の地位が高まってきており、我が国の大都市の地位は相対的に低下傾向である。そのような中、首都圏では新たな都市拠点を形成する動きが出始めており、特に東京圏においては、国際競争力の強化や地域の魅力の向上に資するようなプロジェクトが複数進められている。これらのプロジェクトにより人口、生産額の量的な向上だけでなく質的な向上も図るとともに、企業や人材を引きつけるための政策手段を講じていくことが重要な課題である。

第2章

首都圏整備の状況

第1節

人口等の状況

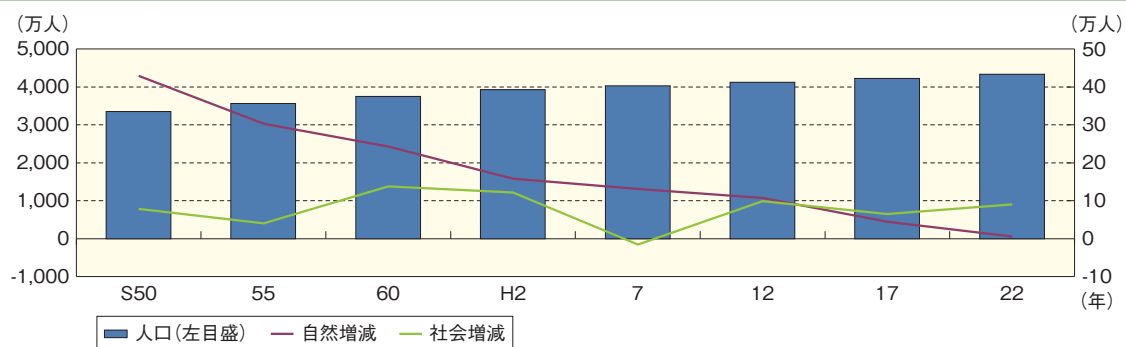
1. 人口

(1) 首都圏の人口推移

首都圏の総人口は、平成22年10月1日現在で4,347万人となっており、全国の33.9%を占めている。

人口動態をみると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は一貫して増加しているものの、増加幅は縮小基調で推移しており、平成22年は0.5万人増となっている。また、転入者数から転出者数を引いた「社会増減」は平成6、7年に一時減少に転じたものの、近年は増加基調で推移しており、平成22年は9.0万人増となっている（図表2-1-1）。

図表 2-1-1 首都圏の人口、自然増減数及び社会増減数の推移



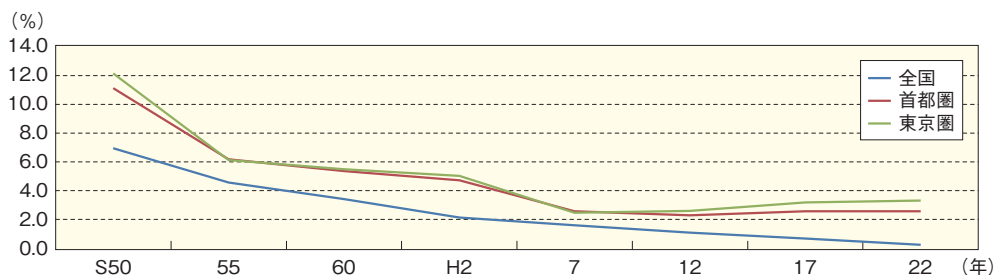
注1：人口は10月1日現在までの期間による。

資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「2010年報住民基本台帳人口移動報告」により国土交通省都市局作成。

首都圏の人口増加率は、一貫して全国水準を上回って推移しており、近年、全国の人口増加率が減少する一方で首都圏の人口増加率は横ばいで推移している（図表2-1-2）。

都県別にみると、東京都、埼玉県及び千葉県は平成17年国勢調査より増加しているものの、周辺4県は前回調査より減少している。（図表2-1-3、図表2-1-4、図表2-1-5）。

図表 2-1-2 全国・首都圏・東京圏の人口増加率の推移

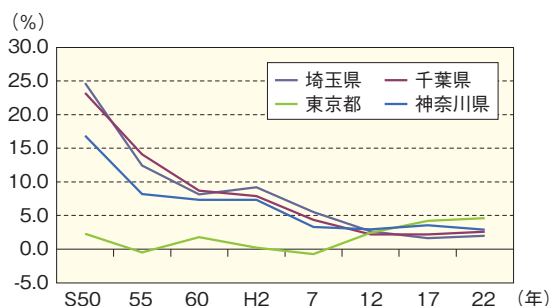


資料：総務省「国勢調査」により国土交通省都市局作成

首都圏の人口増加率に対する寄与度をみると、近隣3県は一貫して増加に寄与している。東京都は、平成12年国勢調査以降プラス寄与を続けている。また、周辺4県は、平成17年国勢調査以降マイナス寄与が続いている（図表2-1-6）。

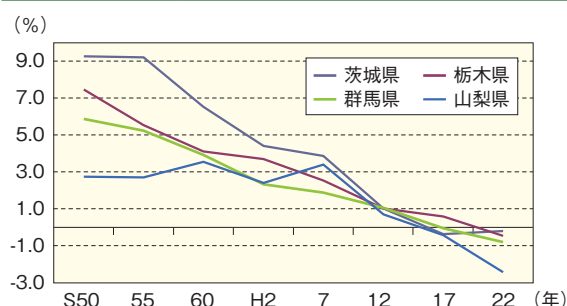
図表 2-1-3

東京都及び近隣3県の人口増加率の推移

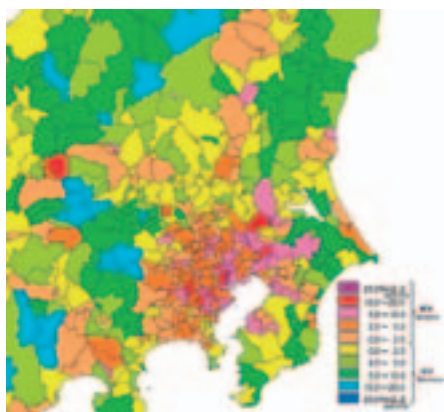


図表 2-1-4

周辺4県の人口増加率の推移

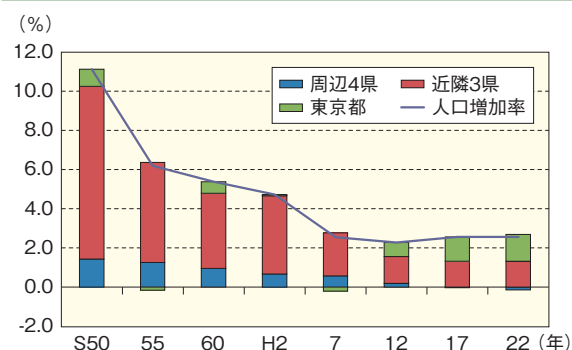


図表 2-1-5

市区町村別人口増加率
(平成17年～22年)

図表 2-1-6

首都圏の人口増加率に対する地域別寄与度の推移



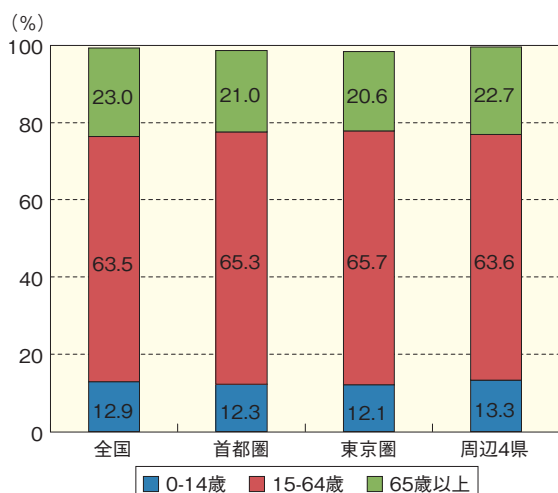
資料：図表2-1-3、2-1-4、2-1-6は、総務省「国勢調査（人口等基本集計）」により国土交通省都市局作成。図表2-1-5は、総務省「日本統計地図平成22年国勢調査人口速報集計都道府県・市区町村別人口増減率」より一部抜粋。

(2) 首都圏の年齢別構成

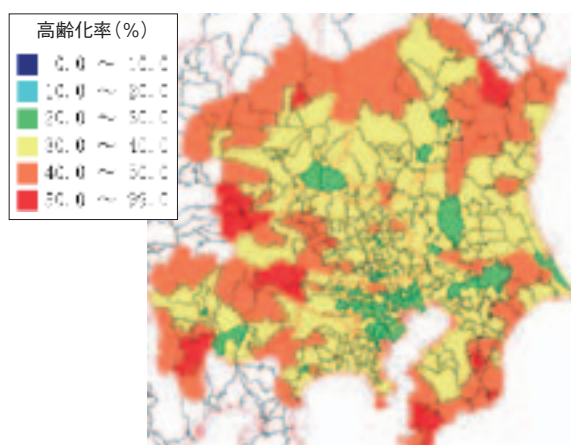
首都圏における人口の年齢別構成を見ると、全国と比較して15～64歳人口の割合が高く、65歳以上の高齢者人口の割合が低くなっている（図表2-1-7）。

平成47年の人口推計によると、周辺4県を中心に高齢化率が高くなり、東京都区部等の一部の市区町村を除き、高齢化率が30%以上の市区町村が多くなっている（図表2-1-8）。

一方、高齢者数で見ると、平成47年の高齢者は平成17年と比較して、全国は44.6%、東京圏は75.7%増加し（図表2-1-9）、高齢者数の全国シェアは平成47年時点で首都圏は34.6%、東京圏は28.5%に上昇する（図表2-1-10）。

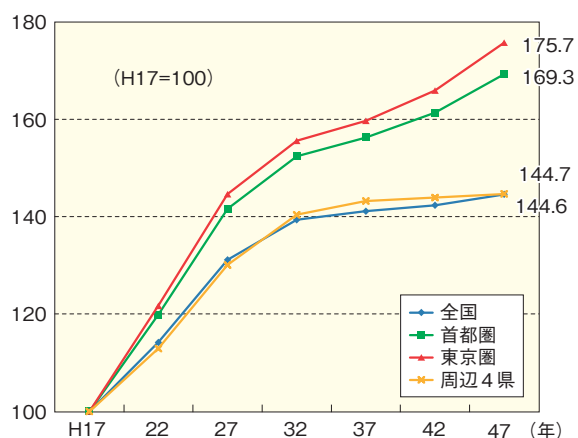
図表 2-1-7 首都圏等の年齢別構成
(平成22年)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)により国土交通省都市局作成

図表 2-1-8 首都圏の市区町村別高齢化率
(平成47年)

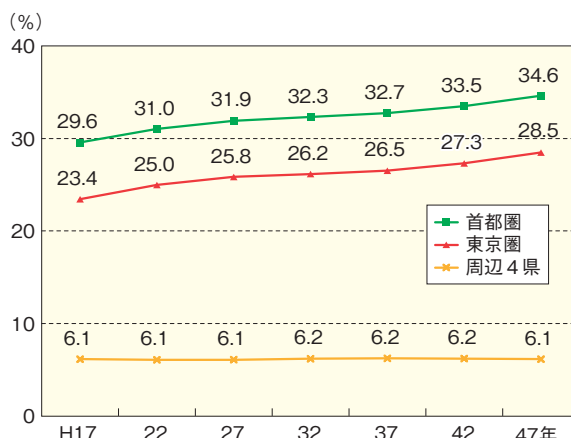
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)により国土交通省都市局作成

図表 2-1-9 高齢者の将来推計人口の指数



資料：図表 2-1-9、2-1-10ともに「日本の市町村別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)により国土交通省都市局作成

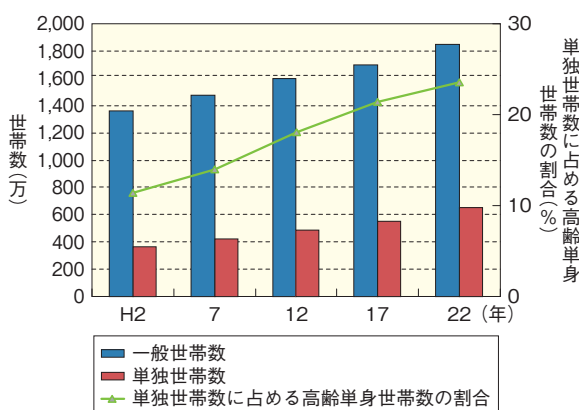
図表 2-1-10 高齢者数の全国シェアの推移



(3) 首都圏の一般世帯数等

首都圏の一般世帯数は増加しており、平成22年の一般世帯数は1,847万世帯となっている。そのうち、単独世帯数は656万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は平成2年の11.4%から、平成22年は23.6%と急激に増加している(図表2-1-11)。

図表 2-1-11 首都圏の一般世帯数等の推移



資料：「国勢調査」(総務省)により国土交通省都市局作成

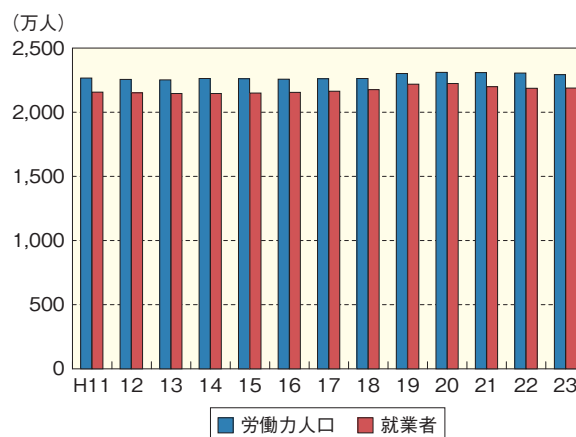
2. 就業者数

(首都圏の労働力人口、就業者数)

首都圏の労働力人口及び就業者数は近年、ほぼ横ばいで推移し、平成23年の労働力人口は2,293万人、就業者数は2,188万人となっており（図表2-1-12）、それぞれ全国（岩手県、宮城県及び福島県を除く）の36.6%を占めている。

図表2-1-12

首都圏の労働力人口及び就業者数の推移



資料：「労働力調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

第2節

産業機能の状況

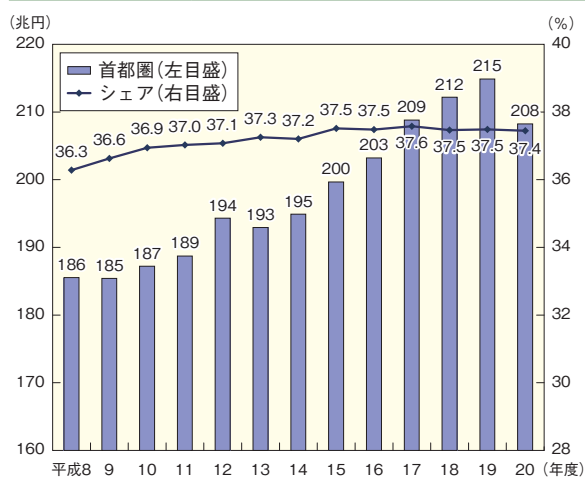
1. 首都圏の経済状況

日本経済における首都圏の位置付けを見ると、首都圏は全国のGDPの37.4%を占めており（図表2-2-1）、日本経済において重要な役割を担っている圏域である。

首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第3次産業のシェアを見ると、全体の80.4%と大きなウエイトを占めている。中でもサービス業は、圏域総生産の26.6%を占めており、首都圏経済の重要な産業となっている（図表2-2-2）。

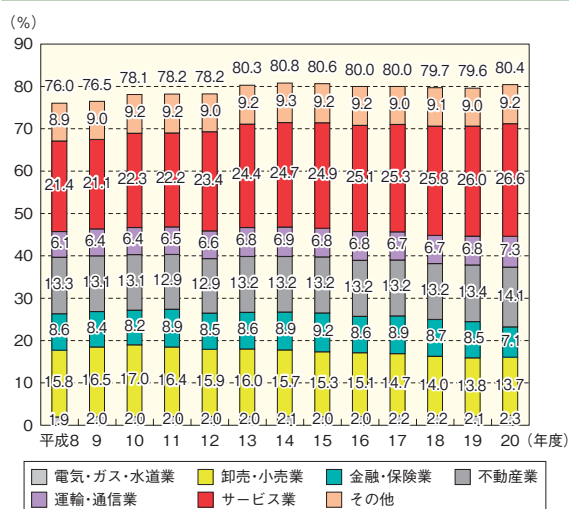
図表 2-2-1

全国のGDP（実質：連鎖方式）
に対する首都圏のシェアと実額



図表 2-2-2

首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）
における第3次産業のシェア



注1：合計値は、便宜的に該当項目を積上げて作成しているが、統計の性質上、積上げた合計値と実質値は一致しない。

注2：連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法。

資料：図表2-2-1、図表2-2-2ともに「県民経済計算」（内閣府）により国土交通省都市局作成

2. 首都圏における諸機能の展開

(1) 首都圏の事業・業務環境

①国際的な企業活動から見た首都圏

(首都圏への海外企業参入状況)

外国の企業数の推移を見ると、平成8年の全国の外国の企業数は2,294社、首都圏は1,385社で全国シェアは60.4%となっており、平成18年は全国は2,190社、首都圏は1,400社で全国シェアは63.9%となっている（図表2-2-3）。

②最近のオフィス需要動向

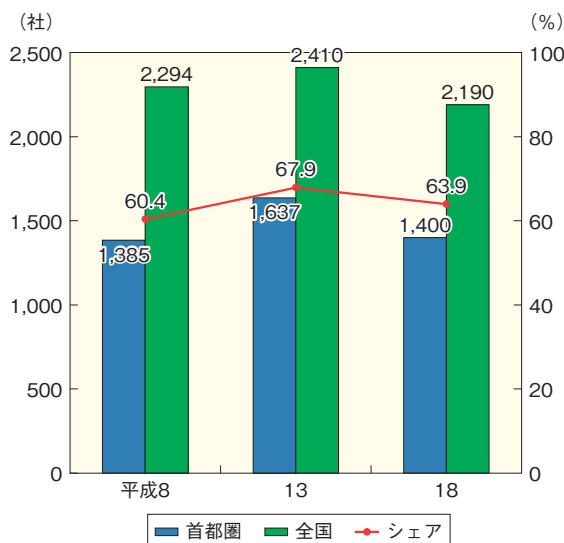
近年の東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率を見ると、大規模ビルの大量供給による平成15年の6.9%をピークに平成19年まで減少傾向にあったが、平成20年以降、景気後退の影響により新規需要面積がマイナスとなったことから上昇に転じた。なお、上昇幅については、平成21年は前年比3.2ポイント、平成22年は、1.2ポイントと縮小している（図表2-2-4）。

(2) 首都圏における各産業の動向

①ベンチャー企業の動向

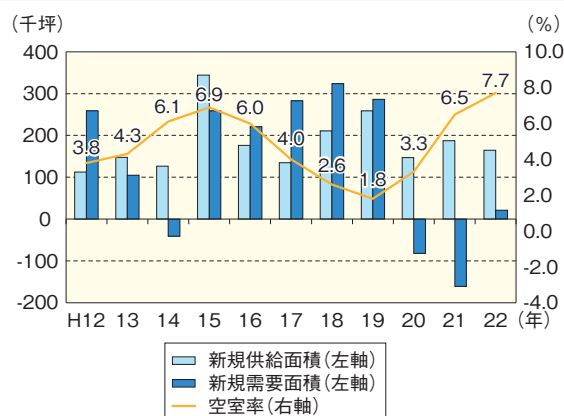
大学発ベンチャー企業数の推移について見ると、平成14年は全国で531社、首都圏は207社で全国シェアは39.0%、平成20年は全国で1,809社、首都圏は718社で全国シェアは39.7%となっており、全国的に大学発ベンチャー企業数が着実に増加を続けているなか、首都圏は約4割を占めている（図表2-2-5）。

図表 2-2-3 外国の企業数の推移



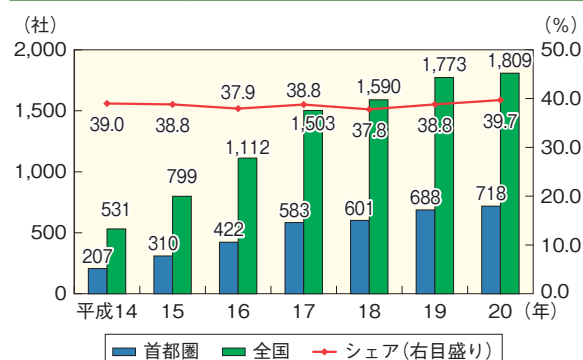
資料：「事業所・企業統計調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

図表 2-2-4 東京都区部のオフィスビルの需給動向



注：新規供給面積は年間、空室率は各年12月の値。
新規需要面積は前年と当該年の稼働床面積の差。
資料：シービー・リチャードエリス総合研究所（株）資料により国土交通省都市局作成

図表 2-2-5 大学発ベンチャー企業数の推移

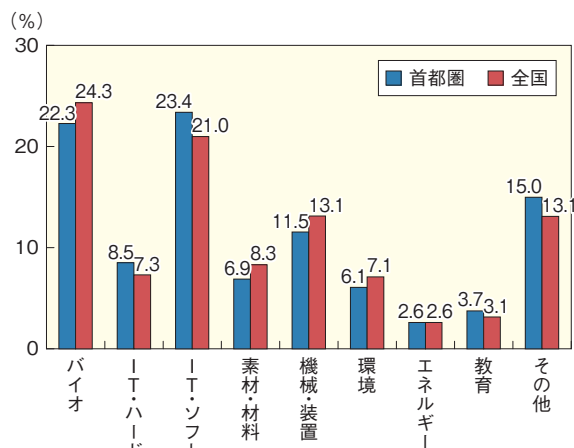


資料：「大学発ベンチャーに関する基礎調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

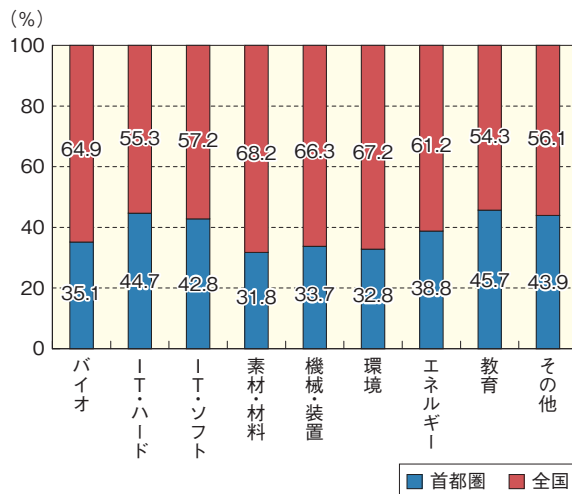
平成20年度の大学発ベンチャー企業数について、事業分野別割合を見ると、首都圏及び全国共にバイオ、IT・ソフト分野の割合が高くなっている（図表2-2-6）。

また、全国の事業分野別に占める首都圏の割合を見ると、全事業分野において3割以上を占めており、IT・ハード、IT・ソフト及び教育分野で4割を超えている（図表2-2-7）。

図表 2-2-6 首都圏及び全国の事業分野別割合



図表 2-2-7 全国の事業分野別に占める首都圏の割合



注：1社で複数分野に関連する場合は、関連分野全てでカウントしている。

資料：図表2-2-6、図表2-2-7ともに「大学発ベンチャーに関する基礎調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

②工業機能

（製造業の動向）

首都圏における製造業の動向について見ると、平成22年の事業所数は前年比で5.8%減となっており、首都圏内の全ての都県で減少している。また、従業者数は2.0%減となっており、茨城県及び群馬県で増加したものの他の県では減少している。

一方、製造品出荷額等は7.8%増と、プラスに転じている。首都圏の数値の動向は、全国の動向とおおむね一致する。（図表2-2-8）。

図表 2-2-8 首都圏の製造業の事業所数等（平成22年）

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数（件）	前年比（%）	実数（人）	前年比（%）	金額（百万円）	前年比（%）
全国	223,648	-4.9	7,567,462	-1.4	285,482,771	7.6
首都圏合計	60,809	-5.8	1,992,390	-2.0	73,078,417	7.8
茨城県	5,924	-3.9	266,178	0.9	9,779,425	10.6
栃木県	4,687	-4.7	193,168	-2.5	7,679,672	5.7
群馬県	5,491	-4.5	190,516	1.6	6,706,669	10.1
埼玉県	12,819	-5.6	386,199	-0.3	11,774,761	7.5
千葉県	5,622	-5.9	200,568	-6.4	12,345,845	-0.7
東京都	15,038	-8.6	303,628	-4.7	8,023,647	0.5
神奈川県	9,148	-4.6	379,545	-2.5	14,868,385	15.7
山梨県	2,080	-14.4	72,588	-0.4	1,900,013	20.5

注：従業者4人以上の事業所。

資料：「平成22年工業統計調査（速報）」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

(既成市街地における製造業の動向)

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」が廃止された平成14年以降の埼玉県、東京都及び神奈川県¹⁾の製造業の動向を見ると、平成20年までは、事業所数、従業者数は共にほぼ横ばいで推移しているが、平成21年以降減少傾向となっている（図表2-2-9）。

図表 2-2-9 埼玉県、東京都及び神奈川県の製造業のシェア

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	51,974	47,356	48,487	44,548	44,639	45,833	39,614	37,005
全国シェア	17.7%	17.5%	17.5%	17.2%	17.3%	17.4%	16.8%	16.5%
従業者数	1,276,295	1,235,304	1,230,755	1,206,983	1,247,332	1,220,177	1,095,285	1,069,372
全国シェア	15.5%	15.2%	15.1%	14.7%	14.6%	14.6%	14.3%	14.1%

注1：従業者4人以上の事業所。

注2：調査は毎年12月31日現在で実施。

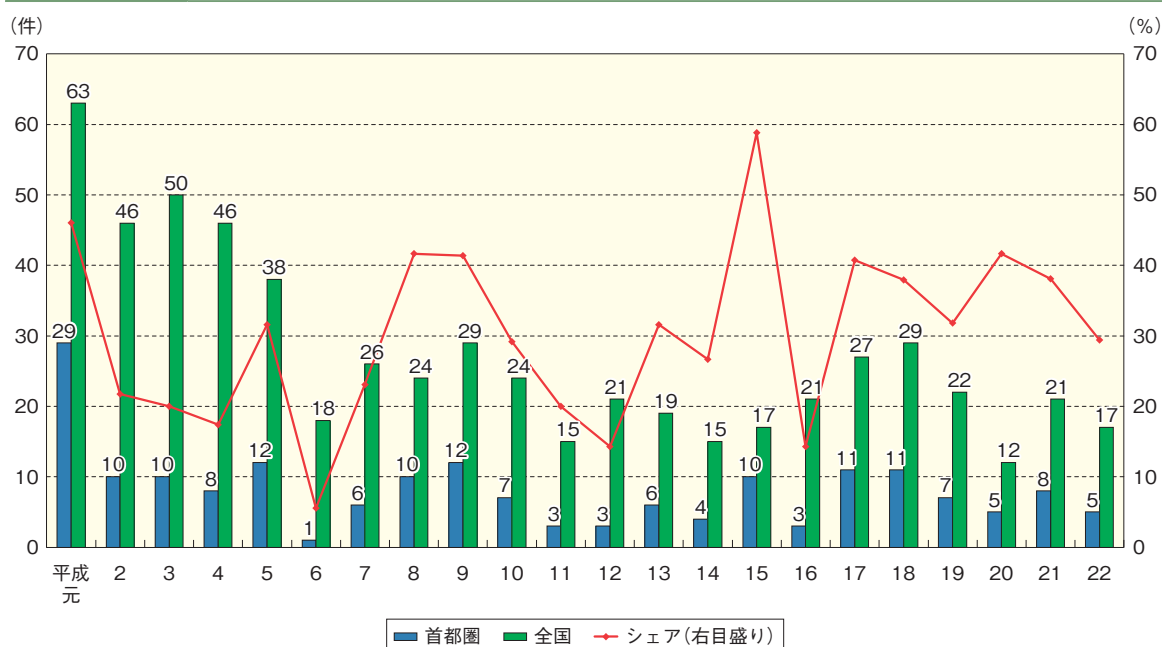
資料：「平成22年工業統計調査（速報）」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

③研究開発機能

(研究開発施設等の立地状況)

研究所（工場敷地内に研究開発機能を付設する場合を除く。）立地件数²⁾の推移を見ると、平成元年の全国は63件、首都圏は29件で全国シェアは46%となっていたが、立地件数は総じて減少傾向にあり、平成22年は全国で17件、首都圏は5件となっている（図表2-2-10）。

図表 2-2-10 研究所立地件数の推移



資料：「工場立地動向調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

1) 工業等制限制度が適用された地域は、埼玉県、東京都及び神奈川県に含まれる既成市街地である。

2) 製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を取得（借地を含む）したもの。

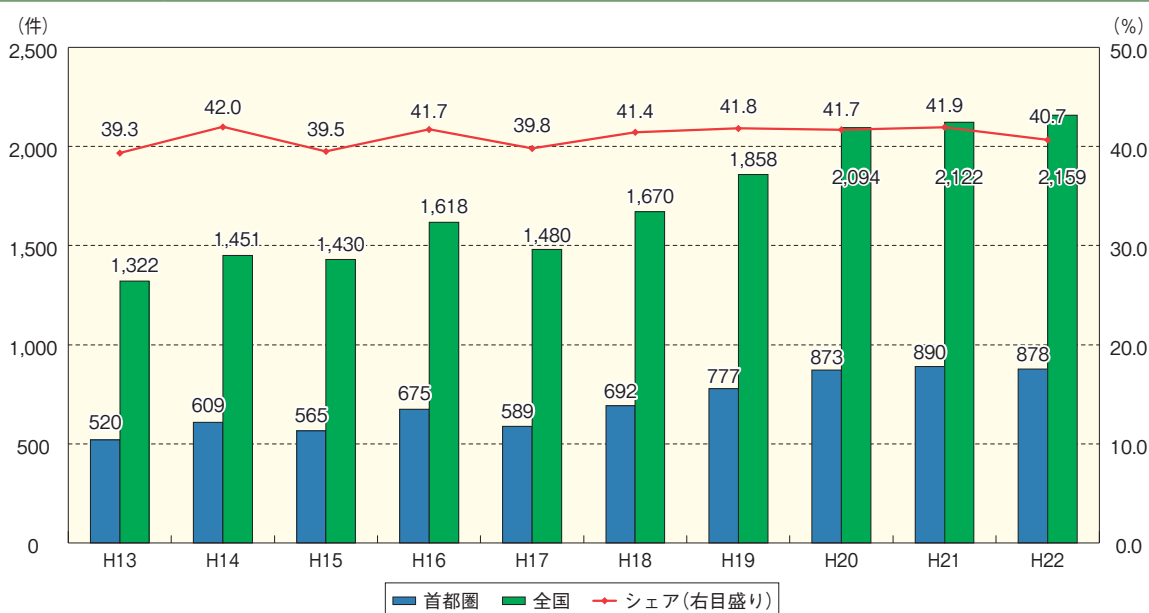
④交流・文化機能

(交流・文化施設等の整備状況)

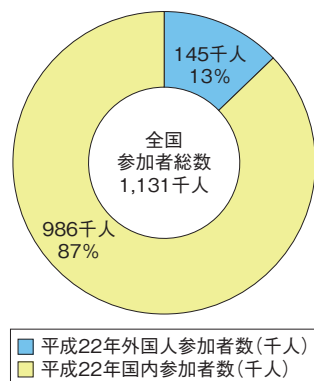
国際会議開催件数の推移を見ると、平成13年の全国は1,322件、首都圏は520件で全国シェアは39.3%、平成22年の全国は2,159件、首都圏は878件で全国シェアは40.7%となっており、開催件数は増加傾向にあるが、平成20年以降の過去3年間の数値をみると、ほぼ横ばいとなっている（図表2-2-11）。なお、UIA（国際団体連合）の統計（International Meeting Statistics for the year 2010）によると、東京は190件（世界7位）、横浜は82件（世界24位）となっている。

また、平成22年の国際会議参加者数を見ると、全国は1,131千人、首都圏は429千人で、そのうち外国人はそれぞれ1割程度の参加となっている（図表2-2-12、2-2-13）。

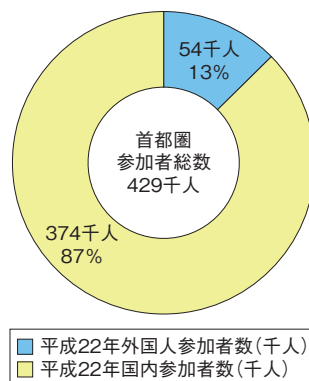
図表 2-2-11 国際会議開催件数の推移



図表 2-2-12 平成22年国際会議参加者内訳 (全国)



図表 2-2-13 平成22年国際会議参加者内訳 (首都圏)



注1：国際会議の選定基準は、国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体（各々の定義が明確ではないため民間企業以外は全て）が主催する会議で参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上及び開催期間が1日以上のものである。

注2：外国人参加者数には、会議出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。

但し、プレス関係者、在日外国人は含めない。

注3：1つの会議が複数の都市にまたがって開催された場合、それぞれの都市に計上しているため、参加者数は、実際の参加者数の総数よりも多くなっている場合がある。

資料：図表2-2-11、2-2-12、2-2-13は「国際会議統計」（（独）国際観光振興機構）により国土交通省都市局作成

(観光立国の推進)

観光立国の推進については、訪日外国人旅行者数の拡大に向けたビジットジャパン事業等、実効性の高い観光政策を強力に展開していくこととしているが、日本政府観光局（JNTO）によると、平成23年の訪日外国人旅行者数は、東日本大震災の影響等により、対前年比27.8%減の622万人と大幅に落ち込んだ。他方、月別の訪日外国人旅行者数の推移を見ると、震災直後は対前年同期比73%減であったものの、減少幅は着実に縮小し、平成24年3月には対前々年同月比4.4%減となり、大震災及び原子力発電所事故の影響から、回復が図られているものと考えられる。

なお、宿泊旅行統計調査によると、首都圏における平成22年の外国人延べ宿泊者数は、全国約2,602万人泊のうち約1,276万人泊となっており、そのほとんどが東京圏で約1,188万人泊となっている。（従業者数10人以上の施設における数値）

⑤大学等高等教育機能**(首都圏における大学の動向)**

首都圏における大学・大学院の動向について見ると、平成23年度の大学・大学院数は前年度と同数（263校）となっており、埼玉県では減少している。また、大学・大学院学生数は前年度比0.5%増となっており、山梨県を除いた首都圏の一都六県で増加している（図表2-2-14）。

図表 2-2-14 首都圏の大学・大学院数及び学生数（平成23年度）

	大学・大学院数		大学・大学院学生数	
	実数（校）	前年比（%）	実数（人）	前年比（%）
全国	780	0.3	2,893,434	0.2
首都圏合計	263	0.0	1,291,529	0.5
茨城県	9	0.0	38,878	0.5
栃木県	9	0.0	22,787	0.7
群馬県	14	0.0	28,632	2.9
埼玉県	29	-3.3	125,506	0.3
千葉県	28	0.0	118,490	0.4
東京都	139	0.7	732,825	0.5
神奈川県	28	0.0	206,704	0.4
山梨県	7	0.0	17,707	-1.5

注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。

注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）により国土交通省都市局作成

(既成市街地における大学の動向)

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」が廃止された平成14年以降の埼玉県、東京都及び神奈川県の大学・大学院の動向を見ると、大学・大学院数、大学・大学院学生数は共に増加傾向にあるものの、全国シェアはほぼ横ばいで推移している（図表2-2-15）。

図表 2-2-15 埼玉県、東京都及び神奈川県の大学・大学院数と学生数のシェア

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
大学・大学院数	162	164	171	176	184	187	189	192	196	196
全国シェア	23.6%	23.4%	24.1%	24.2%	24.7%	24.7%	24.7%	24.8%	25.2%	25.1%
大学・大学院学生数	1,002,268	1,010,968	1,010,219	1,030,398	1,027,245	1,015,311	1,027,371	1,039,600	1,060,521	1,065,035
全国シェア	36.0%	36.1%	36.0%	36.0%	35.9%	35.9%	36.2%	36.5%	36.7%	36.8%

注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。

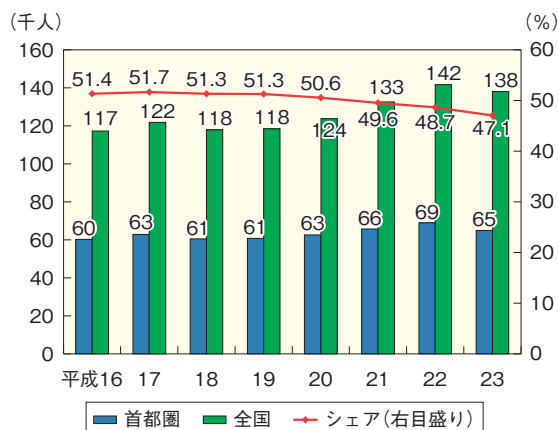
注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）により国土交通省都市局作成

(外国人留学生の動向)

外国人留学生数の推移をみると、平成16年度（5月1日現在）の全国は117千人、首都圏は60千人で全国シェアは51.4%、平成23年度（5月1日現在）の全国は138千人、首都圏は65千人で全国シェアは47.1%となっている。首都圏における外国人留学生数は昨年度に比べ若干減少した（図表2-2-16）。

図表 2-2-16 外国人留学生数の推移



注：留学生とは、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有し、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生をいう。

資料：「外国人留学生在籍状況調査」（独）日本学生支援機構）により国土交通省都市局作成

⑥商業機能

(中心市街地・都心における商業機能の動向)

中心市街地・都心における商業機能の動向を見ると、平成22年12月末現在で、全国のショッピングセンター³⁾の店舗数は3,050店、首都圏は862店となっており、首都圏の立地別⁴⁾では中心地域（212店）、周辺地域（241店）が52.6%を占めている。また、店舗面積について見ると、全国44,179千㎡のうち首都圏は14,061千㎡と約3割を占めている（図表2-2-17）。

図表 2-2-17 立地別ショッピングセンター数（平成22年12月末現在営業中のもの）

県名	中心地域（店）		周辺地域（店）		郊外地域（店）		合計（店）		店舗面積 (千㎡)
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)	
全国	647	21.2	735	24.1	1,668	54.7	3,050	100	44,179
首都圏計	212	24.6	241	28.0	409	47.4	862	100	14,061
茨城県	10	13.9	13	18.1	49	68.1	72	100	1,037
栃木県	8	23.5	2	5.9	24	70.6	34	100	629
群馬県	6	19.4	2	6.5	23	74.2	31	100	584
埼玉県	30	25.0	18	15.0	72	60.0	120	100	2,420
千葉県	29	22.1	15	11.5	87	66.4	131	100	2,629
東京都	78	28.3	139	50.4	59	21.4	276	100	3,556
神奈川県	47	26.7	50	28.4	79	44.9	176	100	2,949
山梨県	4	18.2	2	9.1	16	72.7	22	100	257

資料：「SC販売統計調査報告」（（社）日本ショッピングセンター協会）により国土交通省都市局作成

3) ディベロッパーにより計画、開発されるものであり、次の条件を備えることを必要とする。

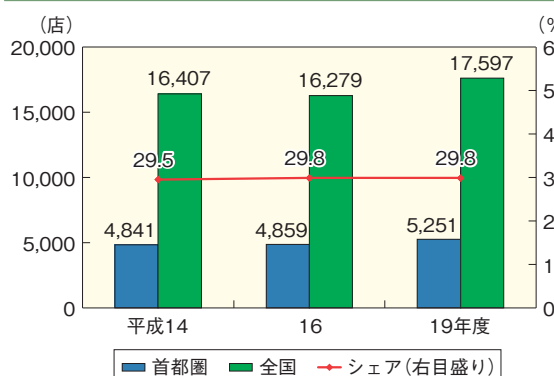
- ・小売業の店舗面積は、1,500㎡以上であること
- ・キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれていること
- ・キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の80%程度を超えないこと（但し、その他テナントのうち小売業の店舗面積が1,500㎡以上である場合には、この限りではない。）
- ・テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること

4) 中心地域は、当該市・町・村の商業機能が集積した中心市街地。周辺地域は、中心地域に隣接した商業・行政・ビジネス等の都市機能が適度に存在する地域。郊外地域は、都市郊外で住宅地・農地等が展開されている地域。

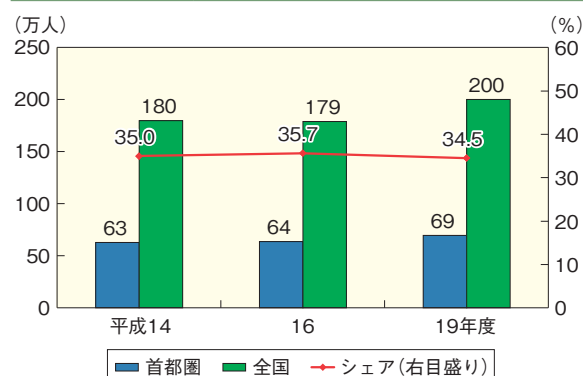
(郊外型大規模店舗)

大規模小売店舗⁵⁾数の動向を見ると、平成14年度の全国は16,407店、首都圏は4,841店で全国シェアは29.5%、平成19年度の全国は17,597店、首都圏は5,251店で全国シェアは29.8%となっている（図表2-2-18）。また、大規模小売店舗の従業者数の推移を見ると、平成14年度の全国は約180万人、首都圏は約63万人で全国シェアは35.0%、平成19年度の全国は約200万人、首都圏は約69万人で全国シェアは34.5%となっている（図表2-2-19）。

図表 2-2-18 大規模小売店舗数の推移



図表 2-2-19 大規模小売店舗従業者数の推移



資料：図表2-2-18、2-2-19ともに「商業統計調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

⑦交通・物流機能

(物流拠点の整備状況)

首都圏には成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）、京浜港など我が国を代表する広域物流拠点が存在している。また、これらの広域物流拠点を中心として高規格幹線道路をはじめとした道路網が整備されるなど都市インフラの整備が進んでいることに加え、後背圏に大きな人口・産業を抱えている。

このような状況の中、物流施設の立地が年々進み、物流不動産業の物流施設では昭和60年から平成22年にかけて東京湾岸に延床面積で二百万㎡を超える物流拠点が整備されており、特に平成12年から平成22年にかけて大きく延床面積を増やしている（図表2-2-20）。

図表 2-2-20 主要物流不動産業の物流施設の分布状況



資料：「平成20年度大都市圏等における地域・産業振興制度等支援制度及び物流・産業基盤立地状況等基礎調査報告書」（国土交通省国土計画局）

5) 大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったもの。

⑧農林水産機能

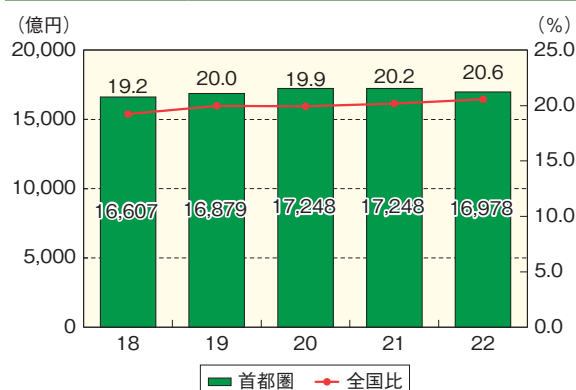
(農業)

首都圏の農業は、都市化の影響を受けながらも、世界最大規模の消費地に近いという優位性を活かし、全国有数の農業産出額をあげている茨城県（2位）、千葉県（3位）（平成22年産出額の全国順位）を有している。直近5年を見ると、首都圏全体の農業産出額は、横ばいで推移し、全国の約2割程度を占めている（図表2-2-21）。

中でも、野菜については、東京都中央卸売市場に集まる野菜総取扱高の約4割（平成22年）を産出しており、新鮮で安全な農産物の供給という重要な役割を果たしている。しかし、都市化の影響を受け、耕地面積は、年々ゆるやかに減少している（図表2-2-22）。このような状況の中、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、増加傾向にある耕作放棄地（首都圏では、荒廃した耕作放棄地のうち農地として復元利用すべきものが約3万ha）の解消に向けた取組が実施されており、平成22年度は2,236haの耕作放棄地が解消されている（農林水産省「平成22年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査の結果」による）。

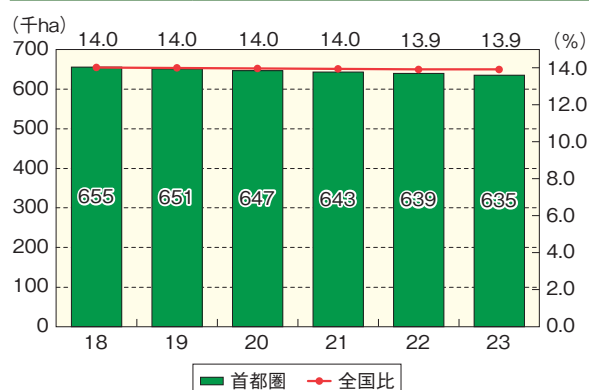
平成23年度においては、埼玉県秩父市吉田地区にて、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により再生した農地の一部が、東日本大震災で被災した福島県内の農地を利用できなくなった企業によりその移転先農地として営農再開されるなど、耕作放棄地の解消を目指した取組がなされている。

図表 2-2-21 首都圏における農業産出額の推移



資料：「平成22年農業産出額」(農林水産省) により国土交通省都市局作成

図表 2-2-22 首都圏における耕地面積の推移



資料：「平成23年耕地及び作付面積統計」(農林水産省) により国土交通省都市局作成

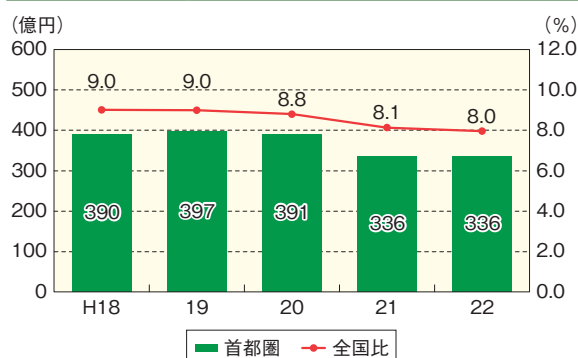
(林業)

首都圏の林業は、平成22年の林業産出額が336億円で、全国の1割弱を産出しており（図表2-2-23）、中でも栃木県、群馬県の2県が首都圏全体の約6割を産出している。

林業産出額を構成している木材生産・薪炭生産・栽培きのこ類・林野副産物採取の4項目のうち、首都圏全体の林業算出額の約6割が栽培きのこ類、約4割が木材生産となっている。

各都道府県では、森林の整備を主な目的と

図表 2-2-23 首都圏における林業産出額の推移



資料：「平成22年林業産出額」(農林水産省) により国土交通省都市局作成

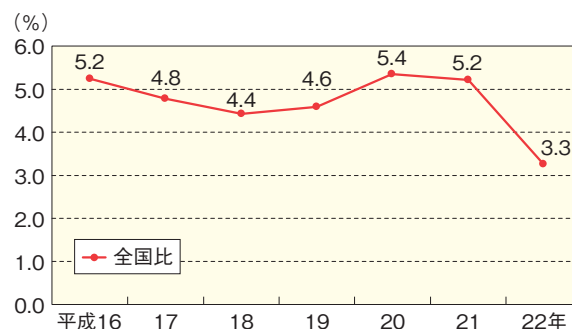
して、独自の課税制度を導入する取組が増加している。首都圏では、平成20年度に、茨城県が「森林湖沼環境税」を、栃木県が「とちぎの元気な森づくり県民税」を導入している。平成24年度には山梨県において「森林環境税」を導入し、公益的機能が発揮される森づくりを進める予定となっている。

(水産業)

首都圏の水産業は、平成22年の漁業生産額（海面漁業・養殖業）が456億円で、全国の漁業生産額に占める割合は約3.3%となっている（図表2-2-24）。

図表2-2-24

全国における首都圏漁業生産額割合の推移



注1：首都圏の生産額は、数値を公表している千葉県、東京都及び神奈川県合計。

注2：H22年については、千葉県、神奈川県の合計。

注3：表示単位未満を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

資料：「平成22年漁業生産額」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

(中央卸売市場の動向)

首都圏は、我が国最大の生鮮食料品などの消費地である。そのような中、卸売市場は、消費者ニーズの多様化や大型需要者ニーズの増大などに応え、生鮮食料品などを安定的に供給していく役割を担っている。このため、平成22年10月に、卸売市場の整備等についてのニーズの変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していくための基本方針である第9次卸売市場整備基本方針を策定し、基本方針に則して平成23年3月に、第9次中央卸売市場整備計画を策定し、卸売市場の再編措置、施設の改善等に取り組むこととしている。

第3節

個人主体の多様な活動の展開

1. 首都圏のNPO法人等の動向

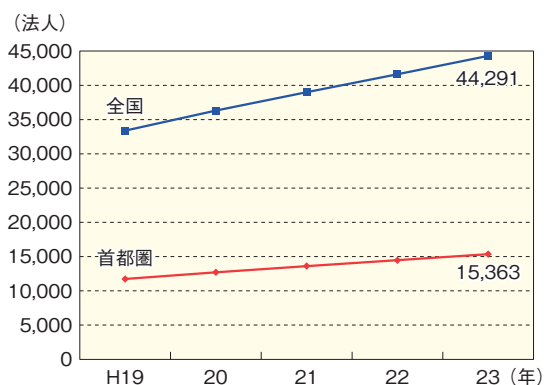
(1) NPO法人の動向

近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数は、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行以降、増加し続けており、平成23年の認証法人数は全国で44,291団体、首都圏は全国の約35%にあたる15,363団体がNPO法人として認証されている（図表2-3-1）。

平成23年における首都圏都県別の認証状況を見ると、NPO法人数、人口当たりの法人数、平成22年からの1年間の増加数は、東京都が最も多くなっている。また、山梨県は、法人数は比較的少ないものの、人口当たりの法人数は東京都に次いで多く、全国平均を上回っている（図表2-3-2）。

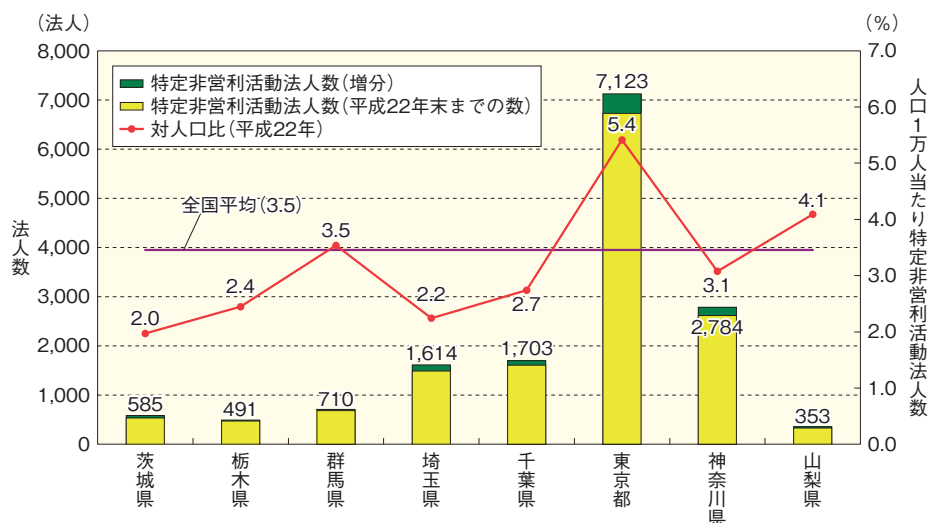
次に、首都圏のNPO法人について、活動分野別の認証状況を見ると、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援等の分野が多くなっている。（図表2-3-3）。

図表 2-3-1 NPO法人数の推移



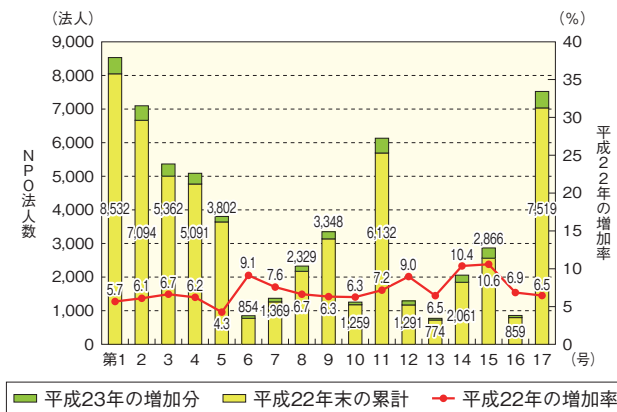
注：NPO法人数は各年12月末現在の値である。
資料：内閣府資料により国土交通省都市局作成

図表 2-3-2 首都圏都県別のNPO法人の認証状況



注：NPO法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成22年10月1日現在の値である。
資料：内閣府資料及び「平成22年国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

図表 2-3-3 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況（平成23年12月末現在）



号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全育成を図る活動
第12号	情報化社会の発展を図る活動
第13号	科学技術の振興を図る活動
第14号	経済活動の活性化を図る活動
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第16号	消費者の保護を図る活動
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

注1：号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。

注2：第12～16号は、改正NPO法（施行日：平成15年5月1日）により追加された活動の種類である。

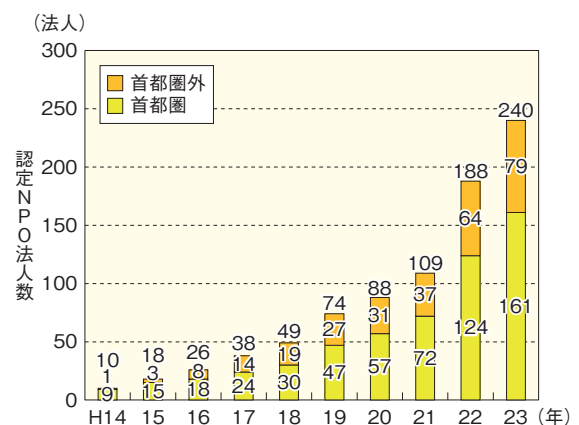
注3：ひとつの法人が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している（総活動数60,542）。

資料：内閣府資料により国土交通省都市局作成

(2) NPO法人への支援

NPO法人に係る税制上の措置としては、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下「認定NPO法人」という。）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。この認定NPO法人制度については、特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から、国税庁長官に代わって所轄庁が認定するとともに、仮認定を導入した新たな認定制度へと切り替わっている。なお、首都圏における認定の有効期間内にある認定NPO法人数は、平成23年12月現在で161（全国では240）となっている（図表2-3-4）。

図表 2-3-4 認定NPO法人数の推移



注：各年12月末現在において認定の有効期間内にある認定NPO法人数である。

資料：国税庁資料により国土交通省都市局作成

(3)「新しい公共」等の多様な主体の参加による首都圏づくり

これまで、地域における問題の解決に当たっては、行政や市場に任せられるケースが多かったが、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などの分野において、地域の市民、企業等の多様な主体がそれぞれの役割に関わり、課題の解決に取り組むとともに、それを社会全体で推進していく「新しい公共」を実現することにより、それぞれの地域で様々な社会的ネットワークが展開され、公正で活気ある社会の実現が期待される。

この「新しい公共」の考え方や展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、平成22年1月から6月まで8回にわたり、「新しい公共」円卓会議が開催され、「新しい公共」宣言や税制改革等を含む「「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」がとりまとめられた。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、平成22年10月より、「新しい公共」推進会議が開催され、「新しい公共」円卓会議からの提案に対する政府の対応や「新しい公共」と行政の関係の在り方などNPO等の活動基盤整備について議論が行われている。

なお、地域においては、「新しい公共」の先進事例となり得る取組が展開されており、地域の多様な主体が社会問題の解決に取り組む機運が醸成されつつある（図表2-3-5）。

図表 2-3-5 北社市のはたけ倶楽部の制度構築と社会実験による運用

【対象地域】

山梨県北社市須玉町増富地域等

【活動概要】

遊休農地の活用手法を仕組みとして構築し、遊休農地活用と長期滞在等の交流人口の拡大を図る実験事業を実施し、遊休農地活用を核とした新たなコミュニティの創生を図る。

【平成21年度の主な取組】

- ・北社市のはたけ制度の構築（企業への意向調査等。）
- ・北社市のはたけ倶楽部の創設（遊休農地を活用希望の企業を対象。）
- ・企業のはたけ倶楽部のマッチングモデルツアーによる社会実験の実施

はたけマッチングツアーの実施状況



【活動の効果】

はたけ倶楽部は15社で発足しており、地域外の企業をも巻き込んだ新しいコミュニティ創生への動きが醸成されたとともに、地域側においても、遊休農地を積極的に活用していこうとする機運が高まってきている。

地域の遊休農地の問題に地域の自治体及び農業者だけではなく、NPO、企業、山梨県等で取り組むような動きが生まれてきている。

（国土交通省国土計画局「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業）

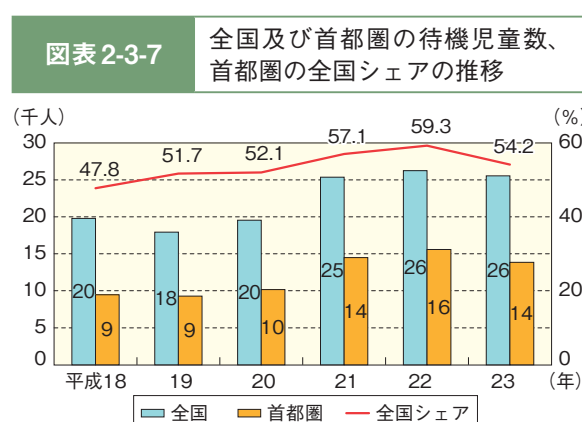
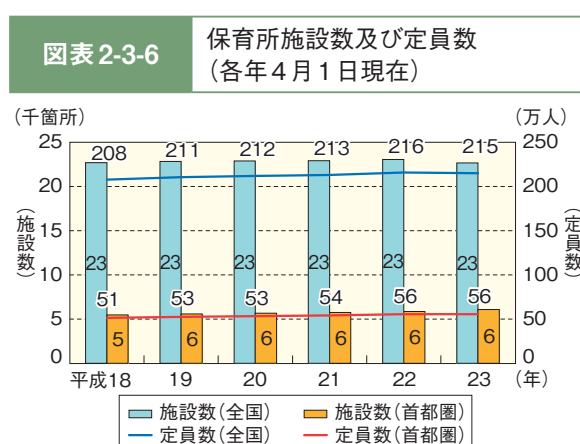
資料：国土交通省国土政策局作成

2. 女性・高齢者等の社会的活動に対する支援

(1) 女性の社会進出の支援

首都圏においては、高度な技術、経験を有し、就業の意欲を持ちながら育児・介護等のため就業を断念せざるを得ない女性が多数居住している。そのような女性の社会進出の支援策の一つである保育所施設数及びその定員数の推移を見ると、平成23年4月時点で、全国の施設数は22,666か所、定員数は2,150,078人となっており、首都圏の施設数は6,082か所、定員数は555,324人となっている（施設数、定員数ともに概数）（図表2-3-6）。

一方、保育所施設等に入ることができない待機児童数は、近年増加傾向にあったが、平成23年4月時点では減少し、全国で25,556人、首都圏で13,841人となっており、全国シェアは54.2%であった。首都圏の待機児童数は前年比で約10%減少した（図表2-3-7）。



注：保育所施設数及び定員数は、平成18年から平成22年までは確定数、平成23年は概数である。

資料：図表2-3-6、2-3-7ともに「福祉行政報告例」及び「保育所の状況」（厚生労働省）により国土交通省都市局作成

(2) 高齢者等の社会参加の支援

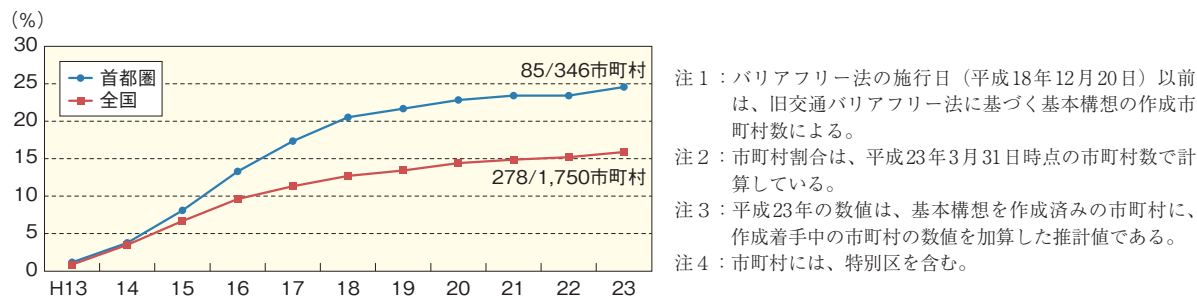
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するための施策を総合的に推進するため、旧ハートビル法¹⁾と旧交通バリアフリー法²⁾を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）（以下、「バリアフリー法」という。）が平成18年12月に施行された。本法に基づき、市町村³⁾は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化に関する基本的事項を記載した基本構想を作成することができることとなっている。首都圏においては、平成23年10月現在で、全市町村の約25%にあたる85市町村が基本構想を作成済み（うち4市町村は作成中）である（図表2-3-8）。

1) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）の通称。

2) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）の通称。

3) 市町村には、特別区を含む。

図表 2-3-8 バリアフリー基本構想の作成市町村の割合



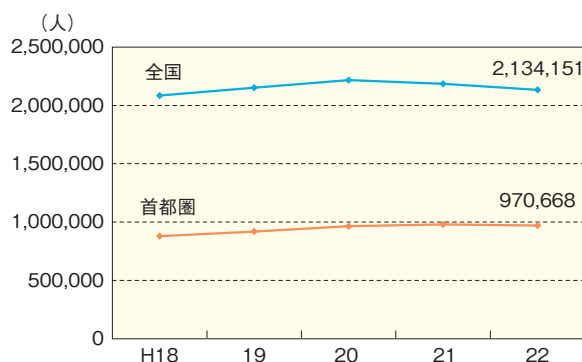
(3) 外国人の活動しやすい環境づくり

国際化の進展とともに、海外から我が国に活動の場を求めてくる外国人が増加してきている。平成22年の外国人登録者数は2,134,151人で、過去最高を記録した平成20年と比べると減少しているものの、長期的には増加傾向にある。また、首都圏における外国人登録者数は、全国の45%にあたる970,668人となった（図表2-3-9）。

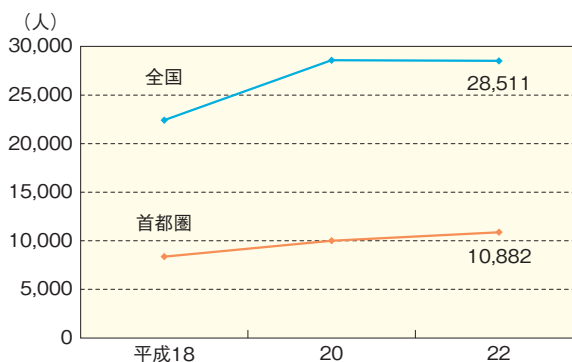
このような状況において、公立小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒のうち日本語指導が必要な外国人児童生徒数も、平成22年は28,511人となり、過去最大数を記録した平成20年から横ばいの状態で推移している。首都圏においては全国の38%にあたる10,882人となり、増加傾向にある（図表2-3-10）。

こうした外国人児童生徒等に対して、日本語指導を行う教員等を配置するとともに、平成22年度より実施している「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」（補助事業）においては、平成23年度は全国で23地域、そのうち首都圏で6地域に対して、学校への受入体制の整備に係る取組を支援している。

図表 2-3-9 外国人登録者数の推移



図表 2-3-10 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



資料：図表2-3-9は「外国人登録者数」の報道発表資料（法務省）、図表2-3-10は「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」の報道発表資料（文部科学省）により国土交通省都市局作成

第4節

環境との共生

1. 首都圏の自然環境の状況

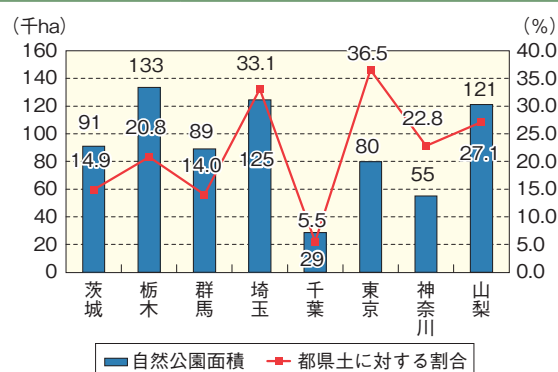
(1) 自然環境の保全・再生

(自然環境保全地域等や自然公園地域等の指定状況)

首都圏の国立公園・国定公園・都県立自然公園を合わせた自然公園の面積は、日光国立公園のある栃木県、富士箱根伊豆国立公園のある山梨県などで大きく、各都県面積に占める割合は、秩父多摩甲斐国立公園を有する東京都が約37%と最も高くなっている（図表2-4-1）。

また、大規模な高山植生や優れた天然林などを指定対象とする自然環境保全地域の面積は、神奈川県が約11,236haと最も多い状況となっている。

図表 2-4-1

首都圏の自然公園都県別面積
(平成23年度)

資料：環境省資料により国土交通省都市局作成

(2) 緑地の保全・創出

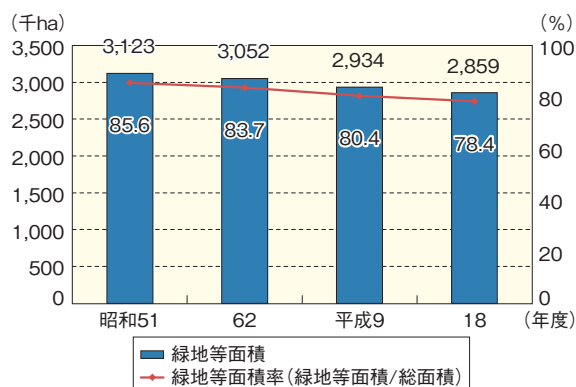
①首都圏における緑地の減少

首都圏における平成18年度の緑地等（森林、農地、荒地、河川湖沼海浜）面積は約2,859千ha、首都圏区域面積に対する緑地等面積の割合は78.4%となっている（図表2-4-2）。

また、都県別に昭和51年度と平成18年度の緑地等面積を比較すると、東京都で19.3%、神奈川県で15.4%、千葉県で12.7%、埼玉県で12.4%それぞれ減少しており、特に1都3県で緑地等の減少率が高くなっている（図表2-4-3）。

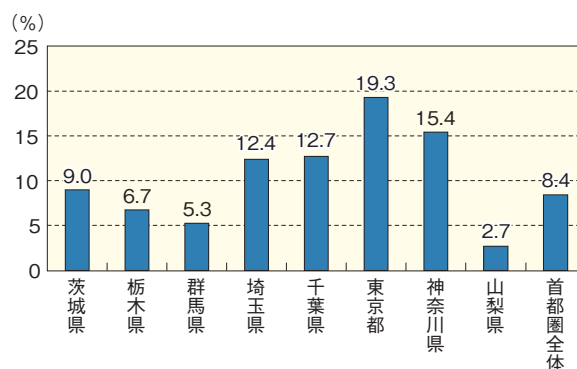
図表 2-4-2

首都圏の緑地等面積と緑地等面積率



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局）により国土交通省都市局作成

図表 2-4-3

首都圏各都県の緑地等減少率
(昭和51年度→平成18年度)

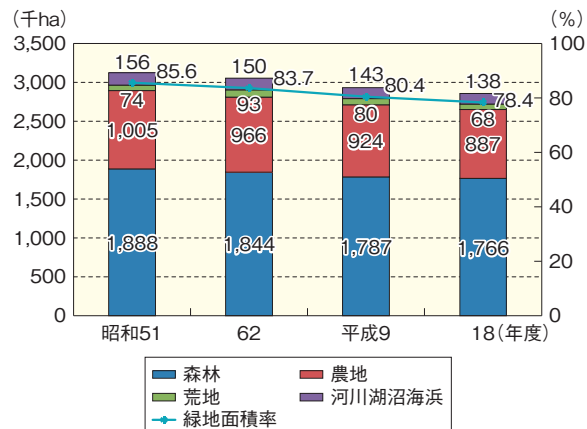
資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局）により国土交通省都市局作成

②首都圏における緑地等の種類別割合の推移

緑地等の種類別に昭和51年度と平成18年度の緑地等面積を比較すると、森林で6.4%、農地で11.7%、荒地で8.3%、河川湖沼海浜で11.4%それぞれ減少している（図表2-4-4）。種類別では特に森林と農地の減少が著しく、割合では農地と河川湖沼海浜の減少が著しい（図表2-4-5）。

図表 2-4-4

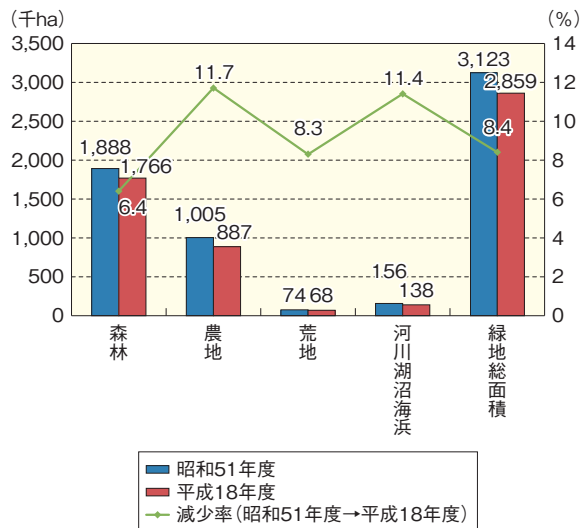
首都圏の種類別緑地等面積と面積率の推移



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局）により国土交通省都市局作成

図表 2-4-5

首都圏における緑地等の種類別面積の減少率



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局）により国土交通省都市局作成

③都市公園の整備及び緑地保全の状況

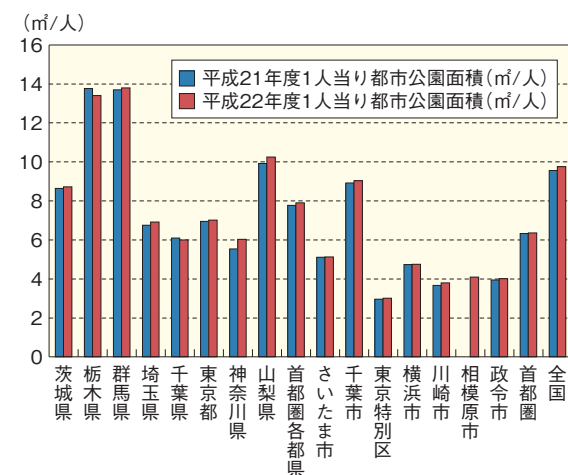
都市公園の整備や都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区等の指定、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の指定等により、都市における緑地の保全や緑化の推進に総合的に取り組んでいる。

平成22年度末の首都圏の都市公園の整備量は、平成21年度末と比較し、面積は約26,807haから約27,068haと約261ha（約1%）増加、箇所数は30,062箇所から30,540箇所と478箇所増加している。また、首都圏一人当たり都市公園面積は、約6.3㎡/人から約6.4㎡/人と微増している（図表2-4-6）。

しかし、欧米諸国の主要都市と比べると首都圏における都市公園等の整備水準は依然として低く、平成23年度は、引き続き防災や環境問題への対応などの各種政策課題に対応しつつ、都市公園等の整備の推進を図ってきたところである。

図表 2-4-6

首都圏の一人当たり都市公園面積



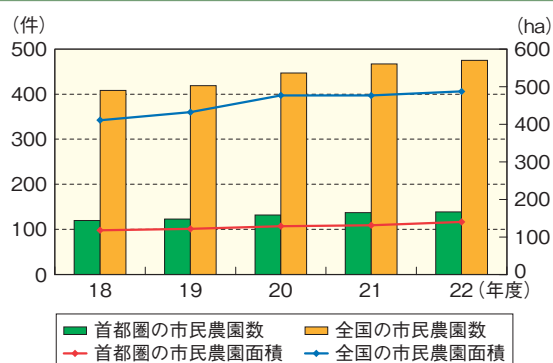
資料：国土交通省資料により国土交通省都市局作成

④市民農園の面積の推移

市民の自然とのふれあいの場として、市民農園の開設が進んでいる。市民農園は、都市住民のレクリエーション活動としての作物栽培の場や都市住民と農村住民との交流の機会を提供するとともに、貴重な自然としての農地の保全・活用に寄与している。

首都圏の市民農園面積は増加を続けてきており、都県別に平成22年度の整備状況を見ると、面積では埼玉県が約34ha、農園数では神奈川県が31件と大きくなっている（図表2-4-7、2-4-8）。

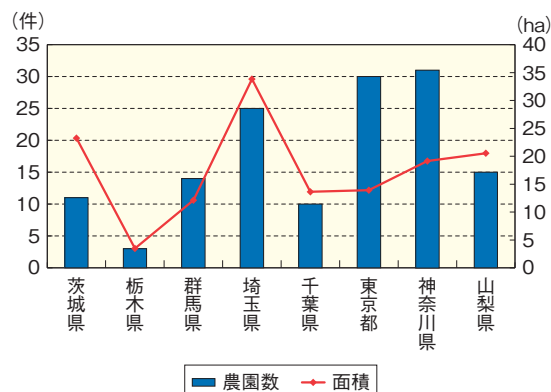
図表 2-4-7 首都圏の市民農園の面積推移



資料：「都市緑化施策の実績調査」（国土交通省都市局）により作成

図表 2-4-8

平成22年度首都圏内各都県の市民農園面積と農園数



資料：「都市緑化施策の実績調査」（国土交通省都市局）により作成

(3) 水環境・水循環の保全・回復

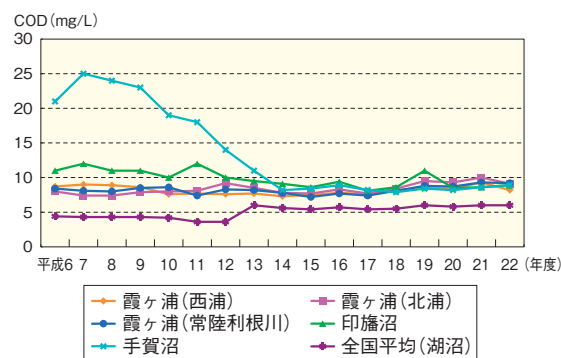
①首都圏の指定湖沼

首都圏の水質状況（平成22年度）については、河川におけるBOD¹⁾の環境基準達成率²⁾が首都圏全体で約88%となっており、全国の約92%と比較して低い状況である³⁾。また、湖沼においてはCOD⁴⁾の環境基準達成率が、首都圏全体で約57%³⁾と依然低い状況にある。指定湖沼⁵⁾については、手賀沼（千葉県）で平成7年度から水質の改善がみられるものの、霞ヶ浦（茨城県）や印旛沼（千葉県）を含め、いまだに全ての測定地点で環境基準を達成していない状況であり、近年ではCOD値はほぼ横ばいとなっている（図表2-4-9）。

国及び地方公共団体は、引き続き河川環境の整備や下水道の整備等による水質改善対策を実施し、河川や湖沼等の水質改善を推進している。

図表 2-4-9

首都圏における指定湖沼の水質状況（COD年間平均値）



資料：「平成22年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により国土交通省都市局作成

- 1) BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物を分解するために水中の微生物が消費した溶存酸素量。河川の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 2) 環境基準達成率：各水域に指定されている環境の基準が達成されている水域の割合。
- 3) 「平成22年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により、国土交通省都市局算出。
- 4) COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費された酸化剤の量を酸素に換算した値。湖沼及び海域の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 5) 指定湖沼：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが高い湖沼であって、水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼について指定。

②東京湾再生に向けた取組

都市再生プロジェクト第三次決定（平成13年12月）を受けて、平成14年2月に関係省庁及び7都県市（平成23年度末時点ではさいたま市が加入して8都県市）が東京湾再生推進会議を設置し、平成15年3月には対象期間を今後10年間とした「東京湾再生のための行動計画」を策定した。

行動計画では、東京湾再生の目標を『快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する』とし、関係省庁及び8都県市は同計画に基づき、陸域汚濁負荷削減、海域における環境改善対策、モニタリング等の施策を推進している。

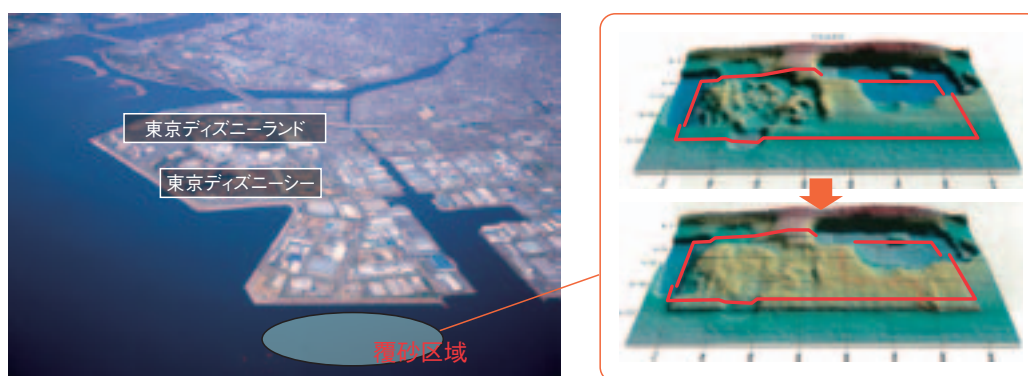
国土交通省では、平成23年度において、東京湾再生のための行動計画に基づき、以下のような取り組みを推進しているところである。

（東京湾奥部（浦安沖）における覆砂）

中ノ瀬航路の浚渫工事により発生した良質な浚渫土砂を活用して、東京湾奥部（浦安沖）において覆砂を実施している（図表2-4-10）。

覆砂を実施した区域では、底泥からの栄養塩（窒素・リン）の溶出が抑制されるとともに、生物数が増加するなどの効果が確認されている。

図表 2-4-10 東京湾奥部（浦安沖）における覆砂の実施区域



資料：国土交通省港湾局

(生物共生型護岸の整備)

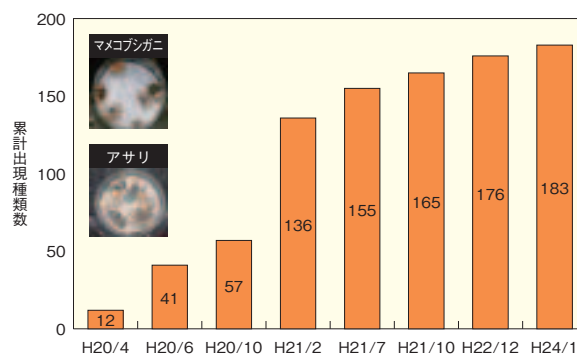
横浜港において、階段状の人工干潟・磯場（潮彩の渚）（図表2-4-11）の整備を推進しているところであり、生物種が着実に増加し（図表2-4-12）、良好な生物生息環境の場として、研究機関等との連携による環境改善効果の検証やNPO等による自然体験活動・環境学習活動の実践の場となっている。

図表 2-4-11 潮彩の渚



資料：国土交通省港湾局

図表 2-4-12 横浜港において確認された生物種類の推移



資料：国土交通省港湾局

東京港運河域における護岸整備にあたり、水生生物に配慮したミニ干潟やカニ護岸等の整備を実施。潮だまりでは、ハゼ、ウナギ、エビ等多数の幼稚魚が確認され、また環境学習の場としても活用されている。

図表 2-4-13 掘込み式の潮だまり



資料：東京都港湾局、国土技術政策総合研究所

図表 2-4-14 市民参加型の生き物調査



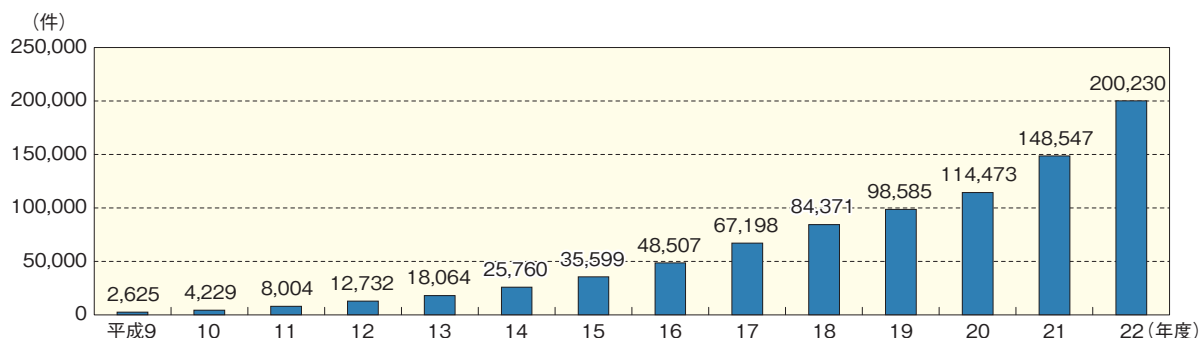
2. 環境負荷の低減

(1) 新エネルギー等

(住宅用太陽光発電システムの導入拡大)

太陽光発電は、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして、また、低炭素社会の形成や太陽電池関連産業による雇用の創出や地域経済の活性などの観点から、その導入拡大が期待されており、首都圏における住宅用太陽光発電システムの導入量は増加を続けている(図表2-4-15)。

図表 2-4-15 首都圏における住宅用太陽光発電システム導入状況 (件数)



資料：平成9年度～平成19年度「年度別・都道府県別住宅用太陽光発電システム導入状況」(財)新エネルギー財団、平成20年度(株)資源総合システム調べ、平成21年度「平成22年度新エネルギー等導入促進基礎調査 太陽光発電システム等の普及動向に関する調査」、平成22年度「住宅用太陽光補助金の補助実績調査」により国土交通省都市局作成

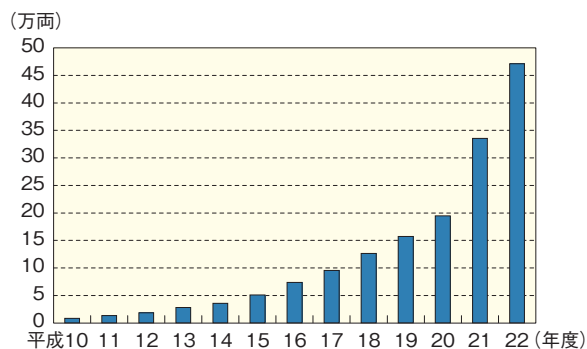
(2) 交通分野における取組

(次世代車の普及拡大)

我が国の二酸化炭素総排出量のうち約2割が運輸部門からであり、そのうち約9割が自動車から排出されている。環境負荷の少ない自動車社会の構築に向け次世代車の普及拡大が進められている。

首都圏の次世代車(ここでは、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車をいう。)保有台数は増加を続けており、そのうちハイブリッド自動車がその大半を占めている(図表2-4-16、2-4-17)。

図表 2-4-16 首都圏の次世代車の保有台数

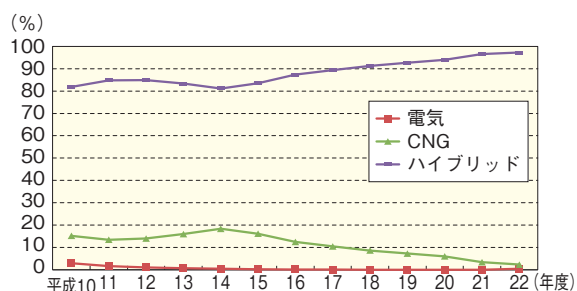


注：次世代車＝電気自動車、CNG(圧縮天然ガス)自動車、ハイブリッド自動車。

資料：「自動車保有車両数」((財)自動車検査登録情報協会)により国土交通省都市局作成

図表 2-4-17

首都圏の次世代車別の保有台数割合



資料：「自動車保有車両数」((財)自動車検査登録情報協会)により国土交通省都市局作成

第5節

安全・快適で質の高い生活環境の整備

1. 安全、安心の確保

(1) 震災対策

①中央防災会議による首都直下地震対策

首都直下地震への防災対策については、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」の報告（平成17年7月）を受けて、予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する「首都直下地震対策大綱」（以下、大綱）が中央防災会議において平成17年9月に決定された。また、平成23年10月には、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災における政府の対応を検証し、同大震災の教訓の総括を行うとともに、首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るための調査審議を行うため、新たに「防災対策推進検討会議」を設置した。

首都直下地震の復興については、内閣府において平成18年度から4カ年にわたり有識者からなる「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」が開催され、過去の災害における教訓や教訓から示唆される課題等を復興の段階ごとに網羅的・体系的に抽出・整理した報告書が平成22年4月に取りまとめられた。

避難者及び帰宅困難者等対策については、中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」において、平成20年10月に報告が取りまとめられた。この報告等を受けて、大綱等の修正が平成22年1月の中央防災会議において行われ、首都直下地震発災時に発生する膨大な数の避難者・帰宅困難者等の具体的な対策等が追加された。また、東日本大震災によって発生した、首都圏における大量の帰宅困難者による混乱等は、首都直下地震に備えて帰宅困難者等対策を一層具体化させていく必要性が顕在化された。このため、平成23年9月に、内閣府及び東京都は、首都直下地震発災時における帰宅困難者等対策について、東日本大震災の教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するための協議会を設置した。

②帰宅困難者対策における都県等の取組状況

九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、九都県市内において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、平成2年6月から災害時相互応援に関する協定を締結し、相互応援体制を確保している。

一方、「帰宅困難者」の徒歩帰宅を支援するため、九都県市では、コンビニエンスストアやファーストフード店、ファミリーレストランと、さらに1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）では、ガソリンスタンド等の事業者の協力を得て「災害時における帰宅困難者支援

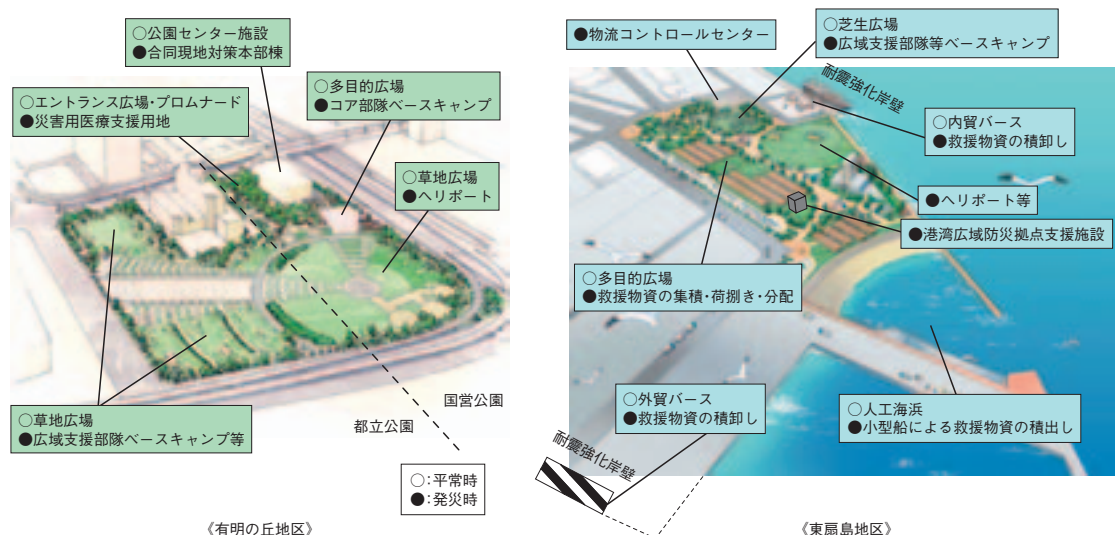
に関する協定」を締結し、この協定に基づき平成17年8月から「災害時帰宅支援ステーション」を設置することとしている。災害時帰宅支援ステーションでは、①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で協力することになっている。

また、日本赤十字社東京都支部は、地域赤十字奉仕団や救護ボランティアなどにより、徒歩帰宅者への支援活動（簡単な応急手当・水分の補給・休憩など）を目的とした「赤十字エイドステーション」開設事業を推進しており、東京都地域防災計画における帰宅支援対象道路沿いに30箇所を設置する予定である。

③広域的防災体制の構築に向けた国及び都県の整備状況

都市再生プロジェクト第一次決定を受け、首都圏において大規模な地震等による甚大な被害が発生した際に、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点の整備を東京湾臨海部において行っており、内閣府等との運用体制の強化を進めつつ、東扇島地区は平成20年度に供用を開始し、有明の丘地区は平成22年7月に東京臨海広域防災公園の供用を開始した（図表2-5-1）。

図表 2-5-1 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備



資料：国土交通省

また、発災時に迅速かつ効率的な緊急物資輸送を行うため、東扇島地区において、応急復旧訓練や緊急物資輸送訓練を行い、関係行政機関や民間事業者との連携強化を図っている。

④密集市街地の現状及び整備状況

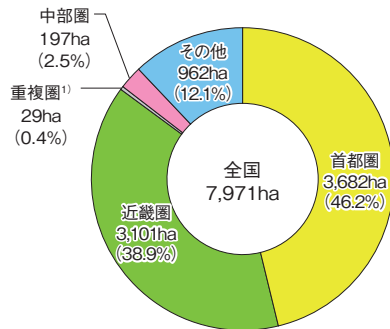
老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地では、地震時に家屋の倒壊や大火等の発生、さらには消火・避難・救助活動の遅れ等により重大な被害を受ける危険性が極めて高く、早急な整備改善が課題になっている。

国土交通省では、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（以下「重点密集市街地」という。）を、都道府県及び政令指定都市の協力を得て詳細に把握し、その結果を平成15年7月に公表したところである。それによると、平成14年度末時点で、首都圏には全国の約46%に当たる3,682ha（おおよそ山手線の内側の面積の半分を上回

る広さ)の重点密集市街地が存在している(図表2-5-2)。

また、東京都に過半が集中しており、とりわけ山手線沿線から環状7号線にかけての地域に多く存在している(図表2-5-3、2-5-4)。

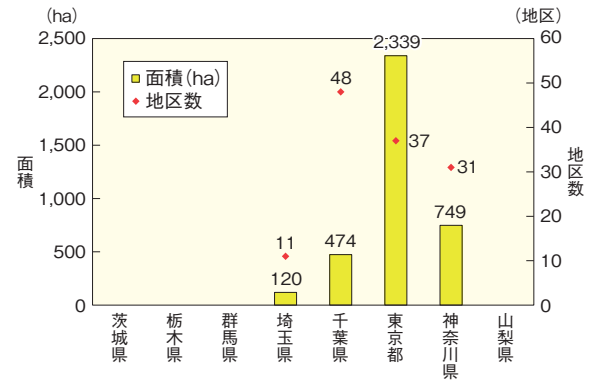
図表 2-5-2 全国における重点密集市街地の分布状況 (H14)



注 : 内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係による。

資料 : 国土交通省

図表 2-5-3 首都圏における都県別の重点密集市街地の状況 (H14)



資料 : 図表 2-3、2-5-4 ともに国土交通省

図表 2-5-4 東京都における重点密集市街地の分布状況 (H14)



1) 重複県とは、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)でともに対象とされる福井県、三重県、滋賀県のことを指す。

このような密集市街地の安全性確保のため、平成19年1月には、第十二次の都市再生プロジェクトとして、密集市街地整備の取組を加速することが決定された。これを受けて、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進するため、平成19年3月に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成9年法律第49号)を改正した。

平成23年3月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(約6,000ha(平成22年))について、平成32年までにおおむね解消することとしている。

首都圏における重点密集市街地の過半が存在する東京都では、木造住宅密集地域の中でも防災上危険な整備地域²⁾等の整備方策を定めた「防災都市づくり推進計画」を平成22年1月に改定し、平成24年1月には「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を策定し、整備地域における不燃領域率³⁾を既定計画より5年前倒し平成32年度までに70%に引き上げ、その実現を目指して地区毎の整備方策を定めることとしている(図表2-5-5)。

また、住宅市街地総合整備事業、都市防災総合推進事業等により、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等が総合的に行われ、密集市街地の整備改善が図られているところである。住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の実施状況をみると、実施地区については、首都圏では東京都が8割を占めている(図表2-5-6)。

図表 2-5-5 防災都市づくり推進計画図



資料：東京都

図表 2-5-6 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の実施状況

地域	地区数
首都圏	82地区
東京都	66地区
近隣3県(埼玉県、千葉県、神奈川県)	14地区
周辺4県(茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)	2地区
全国	149地区

注：平成23年度実績値である。

資料：国土交通省

(2) 治山治水等

① 治山事業

平成22年の首都圏における山地災害の発生状況は60箇所(図表2-5-7)となっており、平成21年の38箇所を大幅に上回った。国土の保全、水源のかん養等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、必要に応じ治山施設を設置しつつ、崩壊箇所における森林の再生や機能の低下した森林の整備等を推進する治山事業に取り組んでいる。

2) 整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域で、28地域、約7,000haが定められている。

3) 不燃領域率70%：不燃領域率が70%を超えると、市街地の焼失率はほぼ0となる。

図表 2-5-7 首都圏における山地災害発生状況（平成22年）

	合計		林地荒廃		治山施設	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
茨城県	2	36	2	36	0	0
栃木県	6	129	6	129	0	0
群馬県	19	584	13	507	6	77
埼玉県	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	33	452	33	452	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
合計	60	1,201	54	1,124	6	77

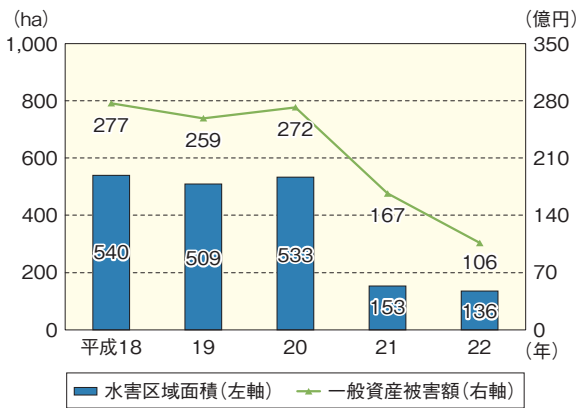
資料：森林・林業統計要覧（農林水産省）により国土交通省都市局作成

②治水事業

（首都圏の水害被害）

首都圏は、人口や資産が高密度に集中しているため、洪水氾濫に対する潜在的な危険性が極めて高い。これまでに治水施設の整備を進めてきたことにより、近年は、水害区域面積、一般資産被害額は減少傾向にあるが（図表2-5-8）、水害密度⁴⁾に関しては全国と比較して2倍以上（図表2-5-9）と高い。

図表 2-5-8 首都圏の水害被害の推移（過去5ヶ年平均）



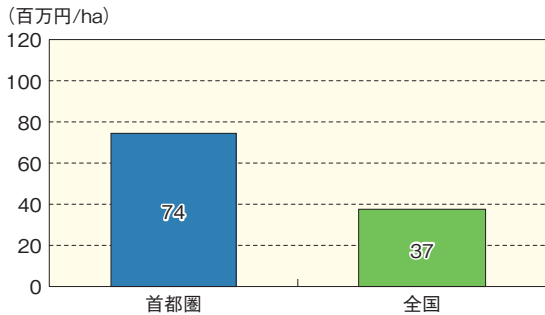
注1：経年比較のため平成18年価格にて算出。

注2：一般資産被害額、水害密度は営業停止損失分を含む。

注3：値は過去5箇年の平均値。

資料：図表2-5-8、2-5-9ともに「水害統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

図表 2-5-9 平成22年水害密度の比較



4) 水害密度：宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額。

（首都圏の治水対策）

予防的な治水対策として築堤、河道掘削、地下調整池等の治水施設の整備や、水位・雨量情報、洪水予測等の防災情報の高度化を図るなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。また、流域に人口・資産等が集中している利根川、荒川、江戸川においては、堤防拡幅等による堤防強化対策を実施しており、また、流域一体となった総合的な治水対策として、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が協働して流域水害対策を推進している。高潮災害に対しては、海岸堤防、水門、排水機場の整備や高潮ハザードマップの整備等が進められている（図表2-5-10）。

図表 2-5-10

首都圏のハザードマップ公表状況
(平成23年11月24日時点)

	市区町村数	洪水	内水	高潮	津波	土砂災害
茨城県	44	38	1	1	9	17
栃木県	27	24	0	0	0	15
群馬県	35	18	0	0	0	5
埼玉県	64	49	6	0	0	5
千葉県	54	45	14	2	17	8
東京都	62	41	28	0	3	6
神奈川県	33	26	5	1	12	8
山梨県	27	12	2	0	0	7
合計	346	253	56	4	41	71

資料：「国土交通省 ハザードマップポータルサイト」(国土交通省)により国土交通省都市局作成

（局地的な大雨や集中豪雨への対策）

近年、局地的な大雨や集中豪雨により、洪水被害や水難事故等が多発している。これらの対策として、高分解能・高精度な降雨観測が可能である「XバンドMP（マルチパラメータ）レーダ」を平成22年度末までに、首都圏においては2基導入し、平成22年7月から、豪雨時の避難行動や防災活動等に資するため、降雨観測情報の一般配信を開始した。また、このレーダから得られるデータを活用した技術研究開発の推進のため産学官によるコンソーシアムを設置し、XバンドMPレーダの機能を最大限活用するとともに、既存レーダとも連携して、局地的な大雨などの予測技術の開発やさらなる洪水予測の高度化を図っている。

首都圏における自治体の取組では、目黒区において、東京都豪雨対策基本方針や目黒川流域豪雨対策計画等を踏まえ、平成22年5月に総合治水対策基本計画を改定している。

（ダム事業の検証）

平成22年9月に、全国の83のダム事業（84施設）を対象として、国土交通大臣から検討主体（関係各地方整備局等、（独）水資源機構、関係各道府県）に対し、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示又は要請を行った。これは、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」における討議を経て取りまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、指示又は要請を行ったものであり、あわせて、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を通知した。これらに基づき、各検討主体において、「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置、複数の治水対策案の立案、各評価軸による評価等が進められている。

平成24年3月現在で24のダム事業（24施設）について検証が終了し、うち継続が17（17施設）、中止が7（7施設）となっている。

（大規模水害対策に関する専門調査会）

平成18年6月に中央防災会議に「大規模水害対策に関する専門調査会」が設置され、平成18年8月に第1回会合が開催された。平成22年3月までに、合わせて20回の会合が開催され、

地球温暖化に伴う気候変動等も勘案しつつ、洪水氾濫時の浸水想定や被害想定を取りまとめや大規模水害時における対応課題と対策についての検討がなされた。これらを踏まえ、大規模水害発生時の対応を中心に、首都圏において講ずべき大規模水害対策をとりまとめた「大規模水害対策に関する専門調査会報告」が平成22年4月に公表された。

2. 良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備

(1) 再開発の推進とニーズに応じた良質な宅地の供給

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用や公共施設の整備改善及び周辺部における計画的な新住宅市街地の開発整備などを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの取組が進められている(図表2-5-11)。

図表 2-5-11 首都圏の再開発等の取組地区数(平成22年度実績)

	土地区画整理事業	市街地再開発事業
首都圏計	458地区	97地区
東京都	62地区	47地区
近隣3県	247地区	39地区
周辺4県	149地区	11地区

資料：国土交通省(都市計画現況調査)

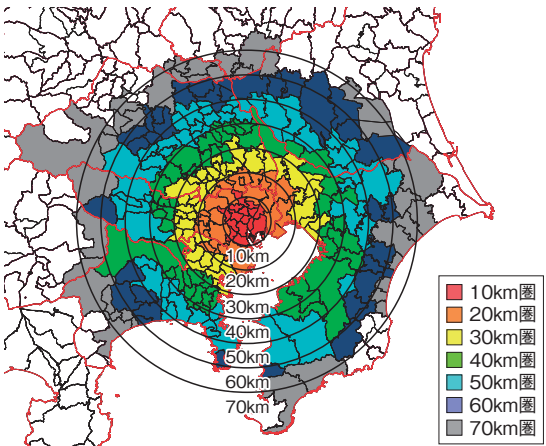
(2) 住宅及び住環境の整備

①住宅のストックの動向

(距離別の住宅供給状況)

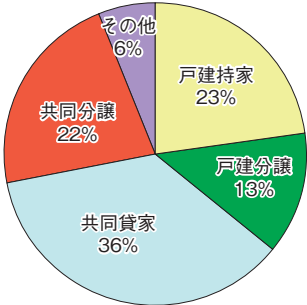
東京70km圏内における平成2年から平成23年までの累計着工戸数は約914万戸となっており、一戸建の持家(戸建持家)、一戸建の分譲住宅(戸建分譲)の戸建型が全体の約36%を占める一方、共同建の貸家(共同貸家)、共同建の分譲住宅(共同分譲)の共同型が約58%と、共同型の占める割合が大きい(図表2-5-13)。

図表 2-5-12 東京70km圏内の市区町村



図表 2-5-13 70km圏内における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数(平成2~23年の累計)

	一戸建	長屋建	共同	合計
持家	2,063,361	14,677	32,841	2,110,879
貸家	53,042	309,801	3,303,661	3,666,504
給与住宅	9,209	4,211	117,756	131,176
分譲住宅	1,181,773	10,693	2,035,782	3,228,248
合計	3,307,385	339,382	5,490,040	9,136,807



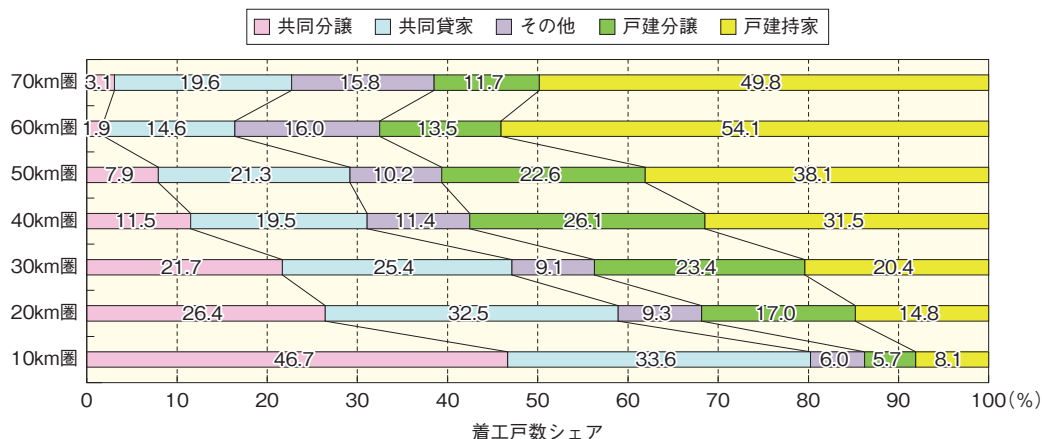
注1:「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

注2:網掛け部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。

資料:「住宅着工統計」(国土交通省)により国土交通省都市局作成

また、距離圏別の住宅型毎のシェアを見ると、東京都心から遠ざかるほど戸建持家のシェアが大きくなる一方、都心に近づくほど共同分譲のシェアが大きくなっており、平成23年では、10km圏における着工戸数の約47%が共同分譲となっている（図表2-5-14）。

図表 2-5-14 距離圏別の住宅型毎のシェア（平成23年）



資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

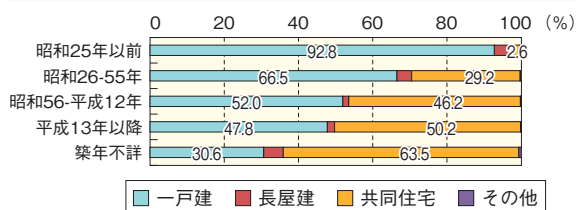
（住宅の築年別分布状況）

住宅の築年別分布について、建て方別に全国と首都圏を比較すると、首都圏では共同住宅の割合が高く、全国では一戸建の割合が高くなっている。

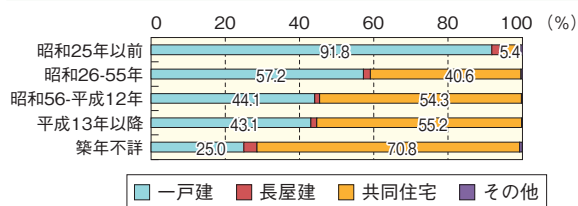
また、昭和55年以前に建築された築30年以上の住宅について見ると、昭和26～55年の間に建築された共同住宅の割合は全国29.2%に対し、首都圏は40.6%となっている。

なお、東京都区部においては、その割合が66.8%と更に高くなっている（図表2-5-15、2-5-16、2-5-17）。

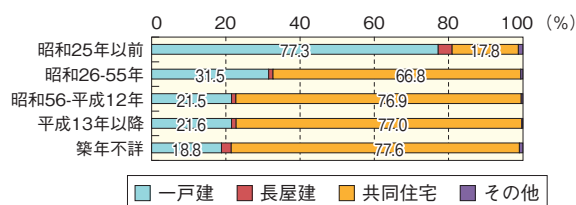
図表 2-5-15 住宅の建て方別建築年の状況（全国）



図表 2-5-16 住宅の建て方別建築年の状況（首都圏）



図表 2-5-17 住宅の建て方別建築年の状況（東京都区部）

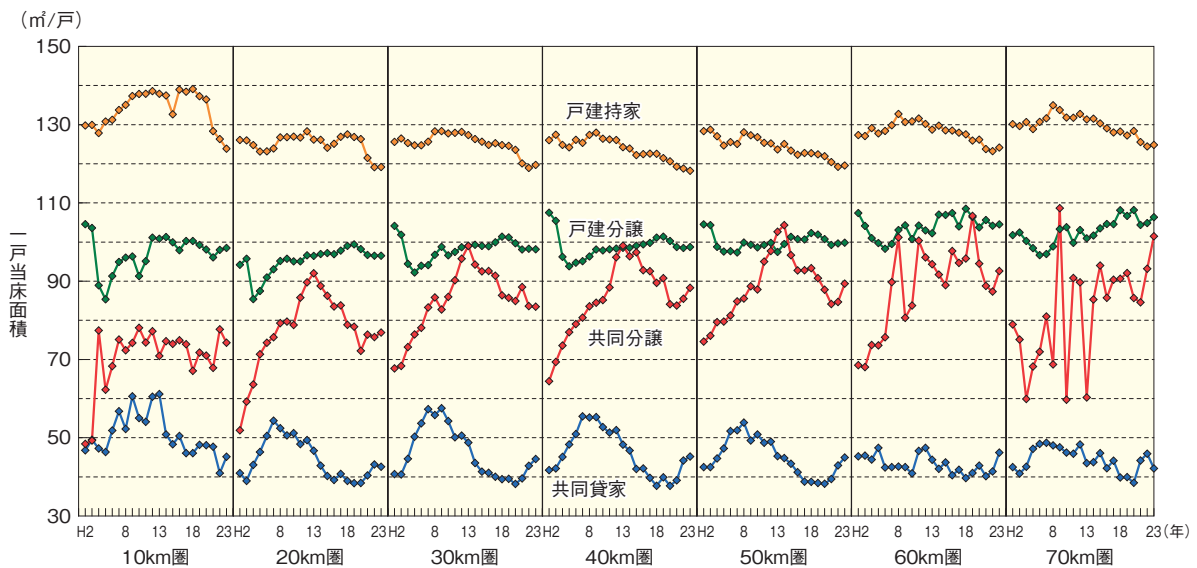


資料：「平成20年住宅・土地統計調査」（総務省）より国土交通省都市局作成

(住宅床面積の変化)

一戸当たりの住宅床面積をみると、戸建持家は、平成23年は前年に比べ10km,40km圏域を除いておおむね横ばいとなっている。戸建分譲は、平成2年～5年頃に大幅に減少して以降、おおむね横ばいとなっている。共同分譲は、特に20～60km圏域において一時大幅に増加して以降減少傾向が続いてたが、近年では一部圏域を除き増加している。共同貸家は、特に10～50km圏域において一時大幅に増加した後、減少基調となっていたが近年では20km,70km圏域を除いて増加傾向である（図表2-5-18）。

図表2-5-18 住宅一戸当たり床面積の推移



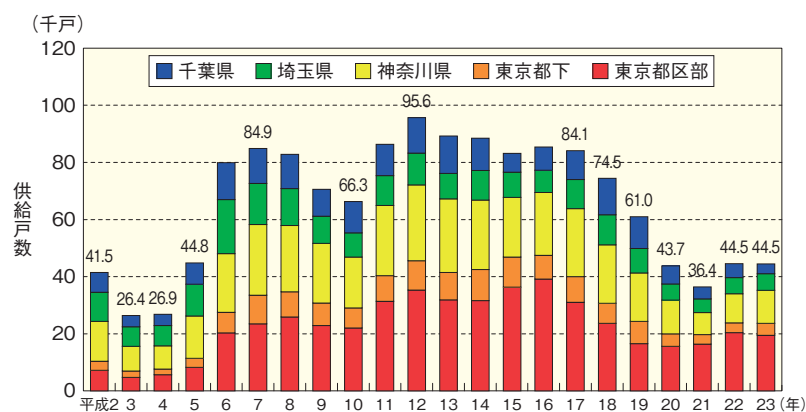
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

②分譲マンションの供給動向

今後、建築後相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中で「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を活用した建替え事業は首都圏で平成22年10月までに43件の実績となっている。

東京圏における分譲マンションの供給動向は近年景気後退等の影響から減少が続いていたが、平成22年に6年ぶりに前年比で増加したが、平成23年は約4万5千戸であった（図表2-5-19）。

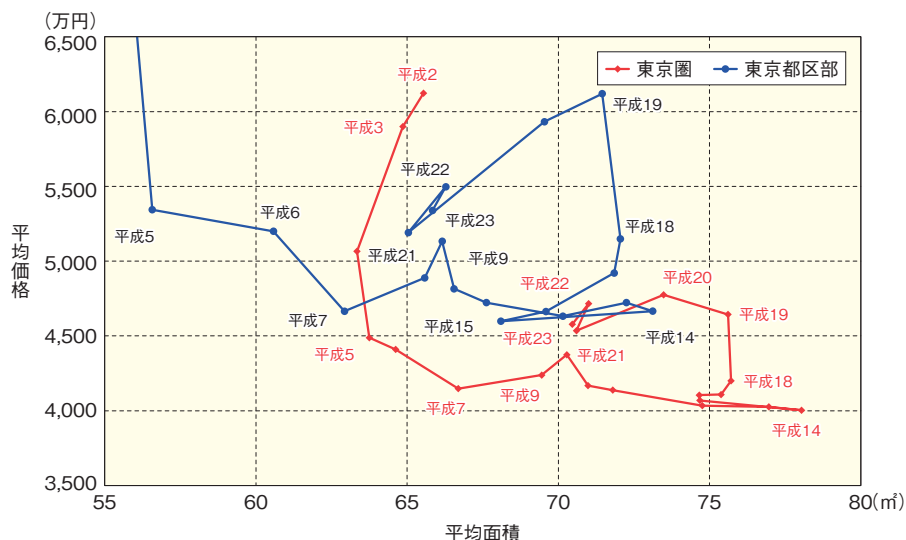
図表2-5-19 東京圏におけるマンション供給戸数の推移



資料：㈱不動産経済研究所資料により国土交通省都市局作成

また平成23年の東京圏及び東京都区部の平均住戸面積と平均販売価格はともに前年を下回った（図表2-5-20）。

図表 2-5-20 分譲マンション平均価格・面積の推移



注：東京都区部の平成4年以前データは6,500万円超で、平成4年は6,941万円、56㎡である。

資料：(株)長谷工総合研究所資料により国土交通省都市局作成

③高齢者向け住宅の供給状況

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の居住の安定を確保することが重要な課題となっている。

このため、平成23年4月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を改正し、厚生労働省との共同により、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同年10月に施行した。

平成24年3月末時点において、全国で889件31,094戸、首都圏で266件9,839戸の登録がなされている。

(3) 居住環境の整備

①良好な都市景観の創出

良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため、平成16年に制定された「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）においては、景観計画を景観行政団体が策定することとされている。同法に基づく景観行政団体は、都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事とあらかじめ協議した上で、景観法に基づく景観行政に係る事務を処理する市町村であり、平成24年3月1日現在、全国に531団体存在し、そのうち326団体が景観計画を策定している。なお、首都圏においては、133の景観行政団体のうち89団体が景観計画を策定している。

国土交通省においては、良好な景観形成に向けた取組を推進しており、平成3年度から実施されている都市景観大賞（主催「都市景観の日」実行委員会）を支援している。

平成23年度からは、公共的空間と建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、市民に十分に活用されている地区を対象にした「都市空間部門」及び景観に関する教育等に取り

り組んでいる活動を対象にした「景観教育・普及啓発部門」の表彰を実施している。

平成23年度都市景観大賞「都市空間部門」の「大賞」（国土交通大臣賞）には、首都圏から横浜市日本大通り・象の鼻地区が選ばれた。日本大通りの延長に、海への開かれたアクセスを作り、連続的な空間を形成したこと、新たに整備された象の鼻地区が、歴史的遺構を巧みに活かしつつ、シンプルだが優れた空間デザインにより、心地よい場となっていること、夜間景観の巧みなデザインが横浜ならではのレベルの高さとなっていることが高く評価されている。（図表2-5-21）。

図表 2-5-21 横浜市 日本大通り・象の鼻地区の概要

【地区の概要】

当地区は、開港期から横浜の中心であった関内地区の中央に位置し、都市の軸線を構成している。両地区を含む関内地区は、1970年代以降、都市デザインの手法により横浜の個性を活かした魅力的な都市づくりが展開された地区である。

日本大通りは2002年に歩行者空間を拡充する再整備が行われ、沿道には事務所や公的行政施設が多く立地しており、歴史的建造物も集中している。象の鼻パークは横浜開港の地でありながらも最近まで港湾施設として市民が立ち入れない場所であったが、2009年に開港150周年を記念して港湾緑地として整備され、市民に開放された空間となっている。これによって日本大通りから海を臨むビスタが確保された。

これらの整備とともに、地域の団体や民間との連携によるオープンカフェや創造都市の取り組みなども始まっており、横浜を代表する空間となっている。



日本大通りから象の鼻パークを見る。日本大通りの突き当たりには有った倉庫を撤去し、象の鼻パークを整備したことにより、日本大通りから海が見えるようになった。



象の鼻防波堤が復元された。

資料：「平成23年度都市景観大賞「都市空間部門」受賞地区の概要及び「景観教育・普及啓発部門」受賞団体の活動の概要（平成23年5月）」（「都市景観の日」実行委員会）

②教育・文化施設の整備

学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、生涯学習活動や高齢者をはじめとする地域住民の交流など多様な活動の拠点となっている。このため、地域のコミュニティーの拠点としての学校施設の充実に取り組むとともに、学校施設と他の文教施設や福祉施設などと連携した複合化促進型施設の整備を推進している。

③都市公園等の整備

都市公園等は、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設であり、避難地等となる防災公園の整備による安全・安心な都市づくり、少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づくり、循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然環境の保全・創出、地域の個性をいかした観光振興や地域間の交流・連携のための拠点づくり等に重点を置き、国営公園、防災公園等の整備や古都及び緑地の保全を効率的かつ計画的に実施している。

④保健・医療・福祉施設の整備

少子高齢化は首都圏においても今後急速に進行することが予想されており、これに対応した首都圏の整備が必要となる。

首都圏における医療施設について、人口10万人当たりで見ると、平成22年の施設数は138箇所となっており、全国平均の138箇所と同水準であるが、歯科診療所の割合が高くなっている。また、病床数では1,001床と全国平均の1,351床を大きく下回っており、特に、東京圏は945床で、その傾向は顕著である。

首都圏における社会福祉施設等について、人口10万人当たりで見ると、平成22年の社会福祉施設等の総数は29箇所、定員数は1,672人と、全国平均の39箇所、2,145人を大きく下回っている。さらに、社会福祉施設等のうち老人福祉施設について、65歳以上人口10万人当たりで見ると、全国平均の17箇所、500人に対し、首都圏は12箇所、306人と大きく下回っている。

以上のように、首都圏における保健・医療・福祉施設の整備は、今後も引き続き推進する必要がある。平成23年度においては、「がん・感染症医療センター（駒込病院）」が平成23年9月に全面供用開始し、「精神医療センター（松沢病院）」が平成24年度以降全面開設の予定となる等、整備を推進している。

⑤農山村地域の整備

(集落機能の低下に対する取組)

首都圏の農山村地域は、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の資源の保全管理が困難になってきている。そのような状況の中、首都圏の農山村地域では、「農地・水保全管理支払交付金」を通じて、平成24年1月時点、1,595の活動組織が、約9万7千ha（図表2-5-22）で農地や農業用水等の資源を保全・向上させる取組を行っている。

図表 2-5-22

首都圏における農地・水保全管理支払交付金の取組状況

	活動組織数		取組面積 (ha)	
	23年度	22年度	23年度	22年度
茨城県	304	300	16,543	16,340
栃木県	378	378	30,167	30,168
群馬県	224	222	13,897	13,699
埼玉県	219	219	9,416	9,416
千葉県	326	324	19,862	19,795
神奈川県	16	16	628	628
山梨県	128	120	6,454	6,303
首都圏	1,595	1,579	96,967	96,349
全国	19,698	19,658	1,432,471	1,433,293

注1：取組面積は、都道府県別面積の小数点以下の四捨五入のため、合計と一致しない。

注2：平成23年度は、平成24年1月31日現在でとりまとめた数値。

資料：「農地・水保全管理支払交付金の取組状況」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

(二地域居住の取組)

近年、価値観の多様化や生涯可処分時間の増加等に伴い多様なライフスタイルの選択が可能になってきており、テレワークなど働き方の多様化、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住など住まい方の多様化の動きなどがみられる。

国土政策の観点からは、適切なコストや負担を前提に自ら決めるという自律の精神と、地域の違いによる制約を少なくするための多様な交流を重視しつつ、地方圏・農山漁村への居住の動きをとらえ、地域の活性化等につなげていく必要がある。

中でも、都市住民が農山漁村等の他の地域にも同時に生活拠点を持つなどのライフスタイルである「二地域居住」について、都市地域の居住者の願望が高く、団塊の世代を中心に大きな動きとなることが期待されるとともに、地域社会や個人のライフスタイルにおいて多様な選択、働き方、住まい方、学び方等を実現することを通し、地域の活性化につながると期待され

ることから、その促進を図ることは重要な課題である。

なお、全国の20歳以上の男女（12,846サンプル）を対象に、「自然豊かな地方と都市を行き来する暮らしをしてみたいか」について聞いたアンケート結果によると、全体で約44%、首都圏で約46%が「希望あり」と回答している（図表2-5-23）。

促進に当たっては、二地域居住等による定住、交流など多様な形で人の誘致・移動を促進するために、各地域がそれぞれの特性や戦略を持ち、地域の情報や住まい方について広く発信することを目指すことが重要である。

現在、民間事業者や地域が主体的に取り組む環境を整えることを目的として、二地域居住等に関する地域情報の提供や実状把握と普及啓発、二地域居住等を契機とした地域振興策、二地域間の移動等の円滑化等の様々な施策が実施されている。

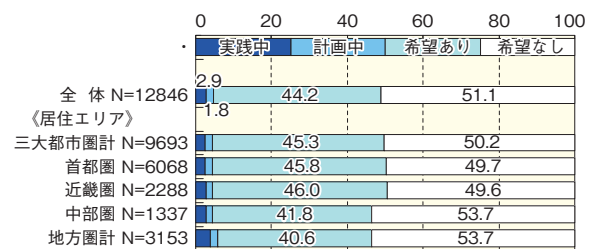
・古民家活用などによる受入環境の整備

農山村地域においては、二地域居住者を増やすための取組を行政だけでなくNPO法人等が実施している地域がみられる。

山梨県山梨市八幡地区では、少子高齢化、過疎化、農業後継者不足等が顕在化し耕作放棄地や空き家が増加している地域の課題に対して、都会からの交流・居住人口の増加と地域の活性化を目指し、NPO法人が地域の住民及び行政と連携し、古民家改修体験等の交流体験事業、空き屋物件の情報提供や移住・二地域居住希望者の相談事業等を実施している（図表2-5-24）。古民家改修体験事業では、都市住民と地域住民（移住者も含む）が協働して、古民家を改修することで、都市・地域及び地域内の地元・移住者の新たなコミュニティが創生されるとともに地域側も地域資源を再認識ができ、都市住民を受け入れる意識が地域内に醸成されてきている。

図表2-5-23

自然豊かな地方と都市を行き来する暮らしをしてみたいか



資料：「平成21年度二地域居住推進施策のための基礎的調査」（国土交通省国土政策局）

図表2-5-24

古民家改修体験事業
（交流体験事業）



資料：国土交通省資料（平成21年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業 事業名「二地域居住・定住希望者のニーズを踏まえた古民家活用などによる受け入れ環境整備事業」 実施団体：特定非営利活動法人山梨ガバメント協会）

第6節

将来に引き継ぐ社会資本の整備

1. 交通体系の整備

(1) 陸上輸送に関する状況

①高規格幹線道路の整備等

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域や災害に脆弱な地域等において、国土のミッシングリンクの早期解消に取り組むとともに、定時性などネットワークの質を高めるため、大都市周辺におけるボトルネック箇所への集中的対策や通過交通の排除による都市中心部の慢性的な渋滞の解消に資する首都圏3環状の整備を推進している。また、主要な空港・港湾・鉄道駅と高速道路等を結ぶアクセス道路の現状の再点検等を行い、環状道路の整備等による道路ネットワークの強化により、空港・港湾・鉄道駅へのアクセスの向上を図っている。

具体的には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、平成24年3月に高尾山ICから八王子JCT間約2kmが開通し、全延長約300kmのうち、3割を超える約112kmが開通済（平成23年度末現在）である。未開通区間についても全区間で事業に着手済である。

東京外かく環状道路（外環）は、大泉JCTから三郷南ICまでの区間約34kmが開通済である。未開通区間のうち、三郷南ICから高谷JCTまでの区間は、平成27年度の開通を目指し、事業を実施している。

また、東関東自動車道水戸線の潮来IC以北の茨城県区間は、茨城町JCTから茨城空港北IC間約9kmが開通済である。未開通区間のうち、茨城空港北ICから鉾田までの区間は平成27年度の開通を目指し、事業を実施している。

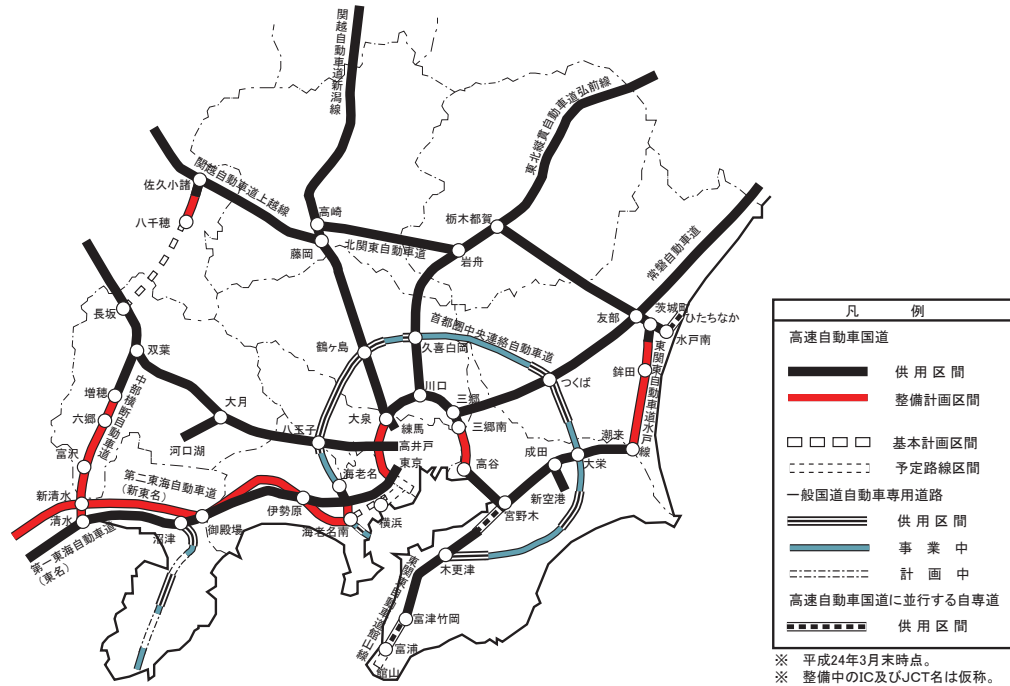
北関東自動車道は、平成22年4月に佐野田沼IC～岩舟JCT間約5km、平成23年3月、太田桐生ICから佐野田沼IC間約18kmが開通し、これにより群馬県高崎市から茨城県ひたちなか市に至る延長約150km（東水戸道路約10kmを含む）の区間で全線開通した（図表2-6-1）。

②都市高速道路の整備

首都高速中央環状線は、平成22年3月、首都高速中央環状新宿線の西新宿JCT（4号新宿線との接続地点）から大橋JCT（3号渋谷線との接続地点）間約4.3kmが開通し、中央環状新宿線は全線開通した。中央環状品川線は、平成25年度の完成を目指し整備を進めている。

首都高速川崎縦貫線は、殿町から大師JCT間が平成22年10月に開通した。これにより、横羽線と湾岸線が川崎線で接続され、羽田空港や東京湾アクアラインへのアクセスが向上した（図表2-6-2）。

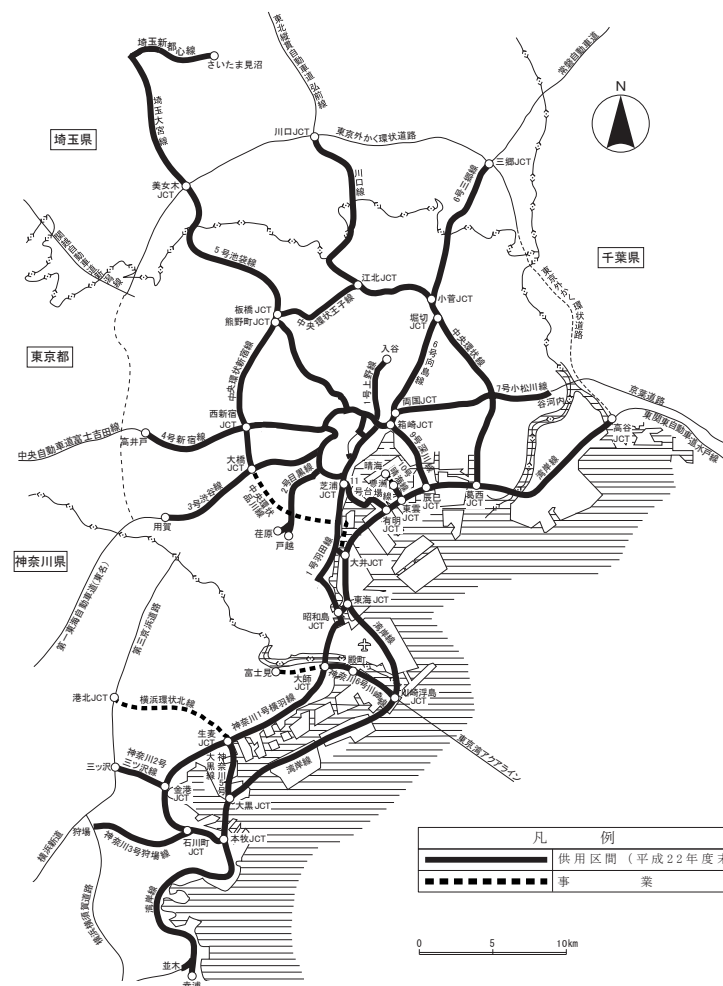
図表 2-6-1 高規格幹線道路の整備状況



資料：国土交通省道路局

図表 2-6-2 都市高速道路（首都高速道路）の整備状況

首都高速道路図



資料：国土交通省道路局

③ ITS（高度道路交通システム）の活用による交通の円滑化

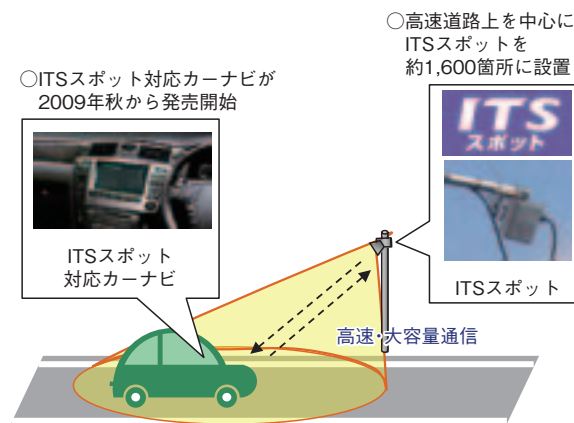
交通事故の削減や渋滞改善に向けた取組は、道路交通の円滑化を図る上で重要であり、最先端の情報通信技術によるITSの活用が注目されている。

国では、ETC（自動料金支払システム）、VICS（道路交通情報通信システム）、AHS（走行支援道路システム）などの開発・実用化・普及を推進してきており、道路利用者の利便性向上のみならず、交通事故削減や渋滞を回避する新たなサービスとして効果を発揮している。

また、スマートウェイの展開として、効率的な道路計画の策定や交通流分散を実現するため、車両よりプローブ情報¹⁾を収集するなど道路交通状況の常時観測を行い、高精度な道路交通情報の把握・提供の実現、快適・安全ドライブを実現するため、全国の高速道路上を中心に約1,600箇所²⁾に設置した「ITSスポット」、 「ITSスポット対応カーナビ」により、広範囲の渋滞データでカーナビが賢くルート選択をするダイナミックルートガイダンス等のサービスを行っている（図表2-6-3）。

図表 2-6-3

ITSスポットと対応カーナビとの高速・大容量通信により、多様なサービスを実現



資料：国土交通省

（スマートICの導入）

スマートICは、効率的に追加ICの整備を図り、利便性の向上・地域の活性化・物流の効率化に寄与することを目的として、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるICであり、通行可能な車両はETCを搭載した車両に限定されている。このため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なことから、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

平成21年4月には、本線料金所に併設する全国初のスマートICである三郷料金所スマートICが本格運用されるなど、首都圏では、平成18年度以降、15箇所（平成24年2月4日現在）で導入されている（図表2-6-4）。

図表 2-6-4

三郷料金所スマートIC



資料：国土交通省

1) 走行している自動車から収集される速度や位置などの情報。

2) 路側に設置された無線装置によりサービス等を受けられるエリア。

④鉄道の混雑緩和や利便性向上

首都圏における鉄道の通勤・通学の混雑は輸送力の増強等によって改善傾向が見られ、平成22年度における主要31区間の平均混雑率は166%となっている。しかし、主要31区間のうち8区間、及びその他区間の8区間において、当面の目標である混雑率180%を上回っており、ピーク時に混雑率200%を超える区間も依然として残っている（図表2-6-5）。このため、混雑緩和や速達性の更なる向上など、鉄道ネットワークの充実に向け、新線の建設や既存ストックの機能向上が進められている（図表2-6-6）。

図表 2-6-5 混雑率180%を超える区間（平成22年度）

事業者	路線名	区 間	混雑率（%）
東日本旅客鉄道（株）	東海道線	川崎→品川	188
	横須賀線	新川崎→品川	193
	山手線外回り	上野→御徒町	201
	中央線快速	中野→新宿	194
	高崎線	宮原→大宮	191
	京浜東北線	上野→御徒町	195
		大井町→品川	185
	総武線緩行	錦糸町→両国	203
	南武線	武蔵中原→武蔵小杉	191
	武蔵野線	東浦和→南浦和	189
	横浜線	小机→新横浜	183
	埼京線	板橋→池袋	200
	京葉線	葛西臨海公園→新木場	185
東京地下鉄（株）	東西線	木場→門前仲町	196
東京急行電鉄（株）	田園都市線	池尻大橋→渋谷	182
小田急電鉄（株）	小田原線	世田谷代田→下北沢	188

資料：国土交通省鉄道局

図表 2-6-6 主な新線の建設及び既存ストックの機能向上（平成23年3月末現在）

整備主体	路線名、駅名	区分	開業予定年度
東京急行電鉄（株）	東横線（渋谷～横浜）	改良	平成24年度
東日本旅客鉄道（株）	東北縦貫線（上野～東京）	改良	平成25年度
小田急電鉄（株）	小田原線（東北沢～世田谷代田）	複々線化	平成25年度
西武鉄道（株）	池袋線（練馬高野台～石神井公園）	複々線化	平成24年度
（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構	相鉄・JR直通線（西谷～横浜羽沢付近）	新線建設	平成27年度
	相鉄・東急直通線（横浜羽沢付近～日吉）	新線建設	平成31年度

資料：鉄道事業者資料等より

また、「都市鉄道等利便増進法」（平成17年法律第41号）に基づき、既存ストックを有効活用し、都市鉄道の利便増進を図るため、平成19年度より相鉄・東急直通線（横浜羽沢付近～日吉）の事業に着手した。この連絡線は平成18年度から着手した相鉄・JR直通線（西谷～横浜羽沢付近）と接続することで相鉄線と東急線との相互直通運転を可能とし、横浜市西部及び神奈川県央部と東京都心部とを直結することにより、両地域間の速達性が向上するほか、新幹線へのアクセスの向上が期待される。平成23年度には、相鉄・JR直通線の用地取得や土木工事、相鉄・東急直通線の都市計画決定や環境影響評価に係る手続き等が進められている。

⑤安全対策の推進

踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、踏切道の立体交差化等の対策が総合的に進められているところであるが、大都市圏を中心とした「開かずの踏切」³⁾等は、踏切事故や慢性的な交通渋滞等の原因となり、早急な対策が求められている。

このため、道路管理者及び鉄道事業者が連携し、踏切を除却する連続立体交差事業等と踏切の安全性向上を図る歩道拡幅等が緊急かつ重点的に推進されている。平成22年11月には、JR中央線（三鷹～立川）が高架化され、18箇所の踏切が除却された（図表2-6-7）。

また、鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果が高いホームドアの整備を推進しており、平成23年8月の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめを踏まえ、利用者数が10万人以上の駅におけるホームドア等の優先的な整備や新しいホームドアの技術開発とともに、視覚障害者等への利用者の声かけ等のソフト対策と併せて、総合的な転落等の防止対策を進めている。なお、平成23年度に首都圏では、東京メトロ有楽町線有楽町駅等、都営大江戸線大門駅等及び東急大井町線大井町駅にホームドアが設置された（図表2-6-8）。

図表 2-6-7 JR中央線連続立体交差事業



資料：東京都建設局

図表 2-6-8 ホームドアの設置状況



資料：東京地下鉄（株）

⑥広域的な鉄道事業の推進

中央新幹線については、平成22年3月より、交通政策審議会において「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定」についての審議が行われた。平成23年5月に、営業主体及び建設主体をJR東海、走行方式を超電導リニア方式、ルート路南アルプスルートとすることが適当であるとの答申がとりまとめられた。これを受け、同月、「全国新幹線鉄道整備法」に基づき、国土交通大臣が営業主体及び建設主体としてJR東海を指名し、整備計画の決定並びにJR東海に対する建設の指示を行った。

なお、超電導リニアについては、平成9年から山梨実験線において走行試験を行っており、平成21年には「超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会」において、「超高速大量輸送システムとして運用面も含めた実用化の技術の確立の見通しが得られた」との評価を受けている。

3) 電車の運行本数が多い時間帯において、遮断時間が40分／時以上となる踏切。

⑦空港へのアクセス強化

成田国際空港と都心のアクセスを向上させるため、平成22年7月17日に成田高速鉄道アクセス線が開業した。この鉄道は千葉NT線印旛日本医大駅から成田空港高速鉄道接続点までが新規敷設され、北総線、千葉NT線改良工事と一体的に整備された。成田高速鉄道アクセス線の完成により、日暮里と空港第2ビルが36分で結ばれ、大幅な時間短縮となり、諸外国主要空港に比肩しうるアクセス利便性が実現された（図表2-6-9）。

一方、東京国際（羽田）空港では、平成22年10月21日の国際線ターミナルの供用に併せて、京浜急行空港線「羽田空港国際線ターミナル駅」、東京モノレール線「羽田空港国際線ビル駅」が開業し、同地区へのアクセスの強化が図られた（図表2-6-10）。

また、現在、京浜急行本線及び空港線の京急蒲田駅では、付近の連続立体交差事業等と併せて駅改良（ホームの2層高架構造化）が行われている。これにより、都心方面及び横浜方面から羽田空港へのアクセス強化が図られる予定である。

図表 2-6-9

成田スカイアクセス
「新型スカイライナー」

資料：関東運輸局

図表 2-6-10

東京モノレール線羽田空港国際
線ビル駅

資料：東京モノレール（株）

(2) 航空輸送に関する状況

①首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化

羽田・成田の両空港は、我が国の産業・経済活動の基盤としての役割を担っているところであるが、我が国のさらなる成長のためにも、より一層の機能強化を図るべきである。両空港については、平成22年5月の国土交通省成長戦略において示されたように、容量拡大、抜本的な機能強化、徹底的なオープンスカイの推進等の施策を着実に実行することとし、首都圏の都市間競争力の強化を図る。

今後も、両空港の容量拡大・機能強化を進め、羽田については24時間国際拠点空港化を推進、成田についてはアジアにおけるハブ空港としての地位確立を目指しつつ、両空港を最大限に活用していくことで、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、我が国にヒト・モノ・カネを呼び込む原動力とする。

②東京国際（羽田）空港の整備

東京国際（羽田）空港は、平成22年10月に新たな4本目の滑走路となるD滑走路及び国際線地区の各施設（旅客・貨物ターミナル、エプロン）が供用開始され、発着枠が30.3万回から段階的に39万回（昼間35万回＋深夜早朝4万回）まで拡大した（平成24年3月時点）。今後も

新成長戦略等に基づき、引き続き24時間国際拠点空港化を着実に推進していくために、国際線9万回への増枠に必要な国際線地区の拡充、発着枠44.7万回への増枠に必要なエプロン等の整備、長距離国際線の輸送能力増強に必要なC滑走路延伸事業等を着実に推進していく。

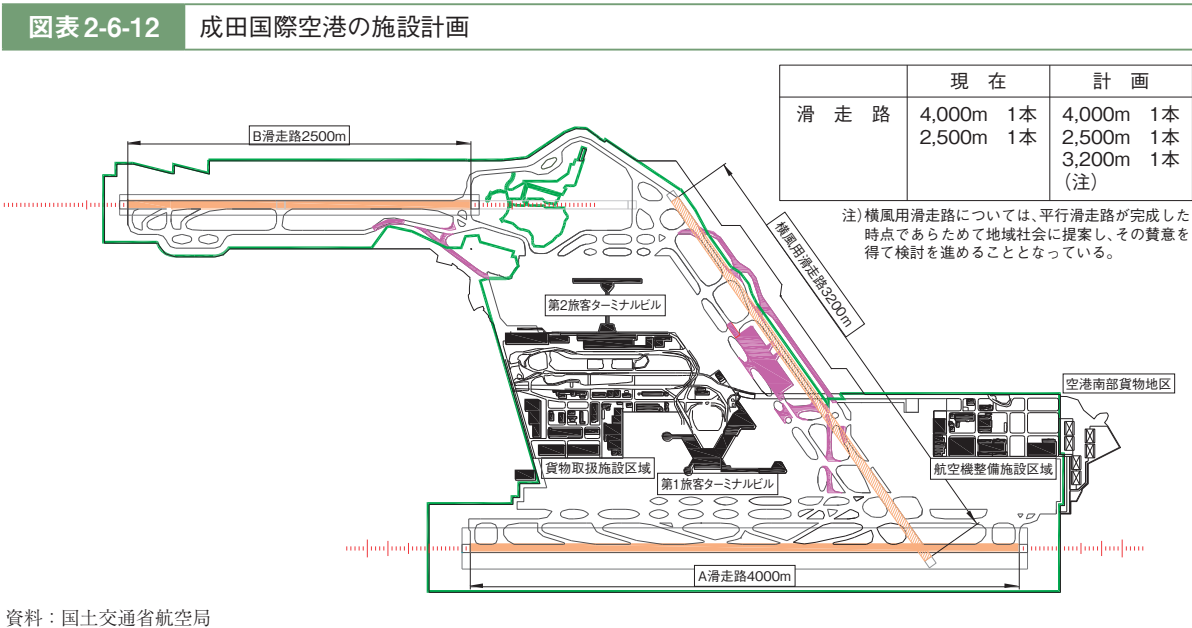
このような取組みを通じ、昼間においてもアジア長距離や欧米を含む高需要・ビジネス路線を展開することで、旺盛な首都圏航空需要に対応するとともに、充実した国内線ネットワークを活用した内・際ハブ機能を強化していく（図表2-6-11）。



③成田国際空港の整備

成田国際空港は、我が国の国際航空の中心として、年間3,252万人（平成22年度）の人々が利用している。平成23年10月から、同時平行離着陸方式が開始されるとともに、年間発着枠が22万回から23.5万回まで拡大した（図表2-6-12）。また、平成23年10月にビジネスジェット専用駐機場が増設されるとともに、発着枠及び駐機場の空き情報のウェブでの開示が開始された。

今後も、地元合意を踏まえ、年間発着枠を平成23年度中に25万回、平成24年度中に27万回まで拡大するとともに、27万回実現と併せて、オープンスカイを推進していく。さらに、最短で平成26年度中に30万回まで拡大するとともに、更なる国際ネットワークの強化、国内フィーダー路線の拡充、平成23年度中のビジネスジェット専用ターミナルの整備及び平成24年度の早い時期でのビジネスジェット発着枠及び駐機場の使用申請のウェブ化、LCCの受入体制を強化することにより、アジア有数のハブ空港としての地位を確立していく。



(3) 海上輸送に関する状況

①首都圏におけるコンテナ取扱状況

上海、香港をはじめとする中国諸港やシンガポールといったアジア諸国の港湾のコンテナ取扱量が飛躍的に増加している中で、首都圏の港湾は、コンテナ取扱貨物量自体は増加しているものの、相対的な地位を低下させており（図表2-6-13）、国際物流の大動脈たる基幹航路ネットワーク（北米航路、欧州航路といった大型コンテナ船が投入される航路）を維持していくためには、港湾機能の強化等により、国際競争力の向上を図ることが必要である。

図表2-6-13 コンテナ取扱貨物量ランキング

1980年			2011年速報値（万TEU）		
	港名	取扱量		港名	取扱量
1	ニューヨーク/ニュージャージー	195	1 (1)	上海	3,150
2	ロッテルダム	190	2 (2)	シンガポール	2,994
3	香港	146	3 (3)	香港	2,440
4	神戸	146	4 (4)	深圳	2,257
5	高雄	98	5 (5)	釜山	1,618
6	シンガポール	92	6 (6)	寧波	1,469
7	サンファン	85	7 (7)	広州	1,440
8	ロングビーチ	82	8 (8)	青島	1,302
9	ハンブルク	78	9 (9)	ドバイ	1,300
10	オークランド	78	10 (10)	ロッテルダム	1,190
⋮			⋮		
13	横浜	72	27 (25)	東京	455
⋮			⋮		
16	釜山	63	40 (36)	横浜	308
⋮			⋮		
18	東京	63	47 (48)	名古屋	255
⋮			⋮		
39	大阪	25	49 (47)	神戸	247
⋮			⋮		
46	名古屋	21	・ (56)	大阪	(228)

注1：外内貿を含む数字。

注2：TEUとは国際標準規格（ISO規格）の20フィートコンテナを1として計算する単位。

注3：（ ）内は2010年の順位。

注4：大阪港の取扱量は2010年の取扱量。

資料：「CONTAINERISATION INTERNATIONAL」より国土交通省港湾局作成

②国際コンテナ戦略港湾

平成16年度に開始されたスーパー中核港湾プロジェクトは、コンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目標に、京浜港（東京港、横浜港）など全国で3地域が指定され、大規模ターミナルの一体運営やIT化等の施策を官民一体で展開し、平成22年度までに一定の成果を収めている。一方、基幹航路寄港回数についてはなお減少傾向にあり、我が国産業の国際競争力への影響が懸念されている。釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化する中、世界各地との間で、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ確実に輸送できるネットワークを構築することが必要とされている。

これらを踏まえ、「新成長戦略（平成22年6月閣議決定）」及び「国土交通省成長戦略（平成22年5月策定）」に基づき、「選択と集中」の考え方のもと、平成22年8月、国際コンテナ戦略港湾として阪神港（大阪港、神戸港）及び京浜港（東京港、川崎港、横浜港）が選定され、平成23年12月には、これらの港湾等においてコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社制度が開始された。

③京浜港の整備

京浜港においては、平成19年度より東京港中央防波堤外側地区及び横浜港南本牧ふ頭地区等において、10,000TEUクラスの大型コンテナ船の入港が可能な水深-16m級の岸壁を有する国際海上コンテナターミナルの整備を行っている。また、物流の効率化及び物流コストの削減を図るため、東京港において中央防波堤外側埋立地から江東区若洲までを結ぶ「東京ゲートブリッジ」が、平成24年2月に開通した（図表2-6-14）。

図表 2-6-14 東京ゲートブリッジ



資料：国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所

2. 情報通信体系の整備

(個人が活用できる情報環境の整備)

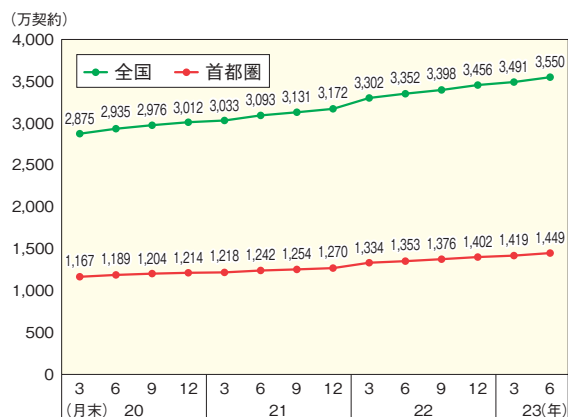
①契約数

全国のブロードバンドサービス⁴⁾の契約数は、平成18年12月末の2,574万から23年6月末には3,550万と年々増加しており、首都圏においても18年12月末の1,055万から23年6月末には1,449万に増加している（図表2-6-15）。

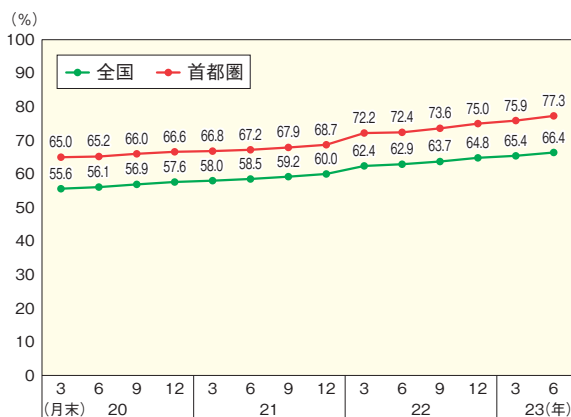
②世帯普及率

全国の世帯普及率も平成18年12月末の50.4%から23年6月末には66.4%と年々増加しており、首都圏においても18年12月末の59.7%から23年6月末には77.3%に増加している（図表2-6-16）。

図表 2-6-15 契約数の推移



図表 2-6-16 世帯普及率の推移



資料：「ブロードバンドサービス等の契約数の推移（平成23年12月末現在）」（総務省）、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成23年3月31日現在）」（総務省）により国土交通省都市局作成

4) FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス、FWAアクセスサービス及びBWAアクセスサービスの合計。

- ・FTTHアクセスサービス：光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス（集合住宅内等において一部に電話回線を利用するVDSL等を含む）
- ・DSLアクセスサービス：電話回線（メタル回線）でネットワークに接続するアクセスサービス（ADSL等）
- ・CATVアクセスサービス：ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・FWAアクセスサービス：固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・BWAアクセスサービス：2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムでネットワークに接続するアクセスサービス

※BWAアクセスサービスは、平成21年6月末から契約数を計上。

③世帯カバー率

全国の家帯カバー率は平成20年9月末時点で98.6%となっており、首都圏は全国を上回る99.7%となっている（図表2-6-17）。

図表 2-6-17 全国及び首都圏の家帯カバー率

(単位：%)									
全国	首都圏	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
98.6	99.7	99.1	98.6	98.7	99.9	99.6	99.9	100.0	98.0

資料：「関東管内におけるブロードバンドの整備状況（平成20年9月末）」（総務省）により国土交通省都市局作成

(テレワークの推進)

情報通信機器を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」は、職住近接の実現による通勤負担の軽減や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、災害時等における事業継続性の確保などの効果が期待されており、社会的な関心も高い。

政府では平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略」を策定し、その中で様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資する「テレワークの推進」を位置付け、2015年までに在宅型テレワーカー⁵⁾を700万人とする目標の実現に向けて、関係各省が連携して、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進することとしている（図表2-6-18）。

また、テレワークの着実・迅速な実施に向けて、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」を設立し、課題解決のための調査研究や普及活動を展開している。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、多様な働き方を実現するテレワークセンターについて、社会実験の実施等による立地促進方策等の検討、企業のテレワーク普及・促進を図るためのセミナーの開催等、テレワークの普及に向けた取組を行った（図表2-6-19）。

図表 2-6-18 テレワークの推進工程表



図表 2-6-19 東京で開催されたテレワークセミナー



資料：図表2-6-18、図表2-6-19ともに国土交通省都市局

5) テレワーカーとは週8時間以上テレワークを実施した人をいう。

3. 水供給体系の整備

(水資源開発の状況)

利根川水系及び荒川水系において、平成20年7月に「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」が閣議決定された。

また、平成23年度においても用水の安定供給を確保するため、既存施設の機能増強を目的とする事業などが実施されている。

(1) 生活用水

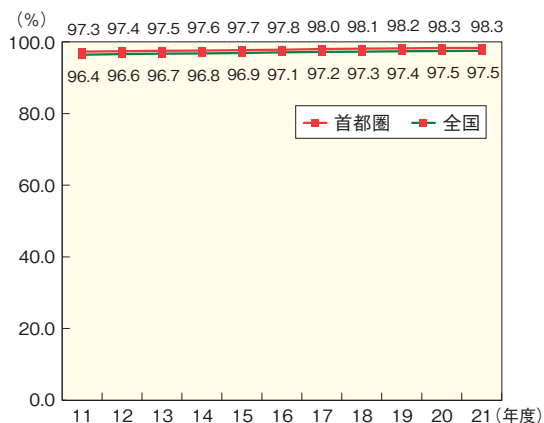
(普及状況)

水道の普及率は平成11年度には全国で96.4%であったが、年々上昇し、平成21年度には97.5%となり、首都圏は98.3%となっている（図表2-6-20）。

(施設能力)

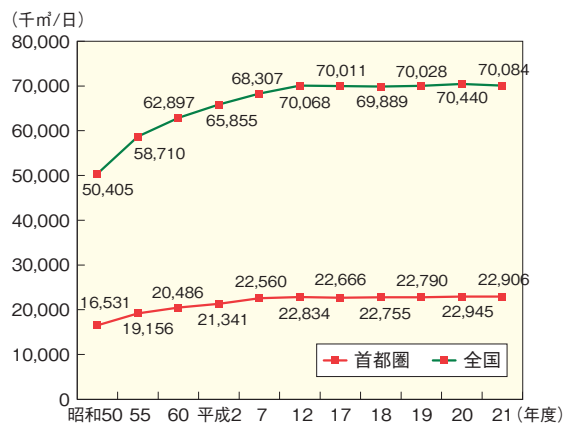
水道の施設能力は昭和50年度には全国で50,405千 m^3 /日であったものが、平成21年度には70,084千 m^3 /日となり、首都圏は22,906千 m^3 /日となっている（図表2-6-21）。

図表 2-6-20 普及状況の推移



資料：「水道統計」（日本水道協会）により国土交通省都市局作成

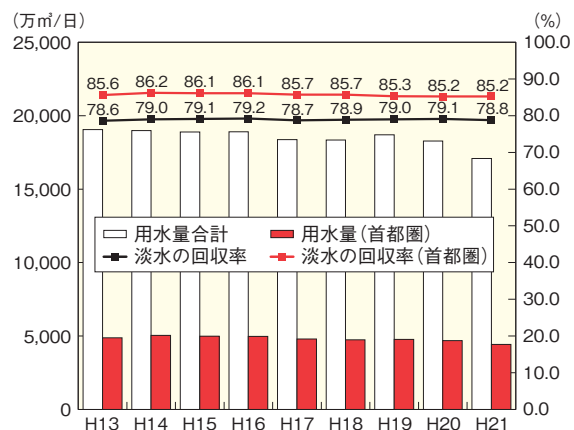
図表 2-6-21 施設能力の推移



(2) 工業用水

工業用水の1日当たり用水使用量は、平成13年1億9,055万 m^3 （淡水の回収率78.6%）が平成21年1億7,086万 m^3 （同78.8%）となり、首都圏では平成13年4,888万 m^3 （同85.6%）が平成21年4,424万 m^3 （同85.2%）と、平成13年に比べて用水使用量は減少し、淡水の回収率は同水準となっている（図表2-6-22）。

図表 2-6-22 工業用水量の推移



注：従業者30人以上の製造事業所における工業用水の1日当たり用水使用量。

資料：「工業統計調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

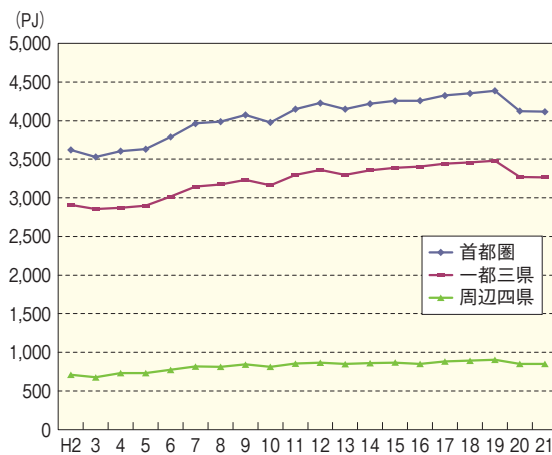
4. エネルギー供給体系の整備

(首都圏のエネルギー消費)

1990年度以降の首都圏における最終エネルギー消費量は増加基調にあったが、2009年度（暫定値）は、景気悪化によって製造業・鉱業の生産量が低下したことに伴い、全国・首都圏とも減少に転じている。2009年度（暫定値）における首都圏の最終エネルギー消費量は、4,115PJ（ペタジュール）であり、その約8割を東京圏が占めている（図表2-6-23）。都道府県別にみると、千葉県が1,163PJで全国トップであり、神奈川県が894PJで全国第2位、東京都が817PJで全国第3位である。

最終消費量を圏域別にみると、首都圏は全国の3割以上を占めている（図表2-6-24）。

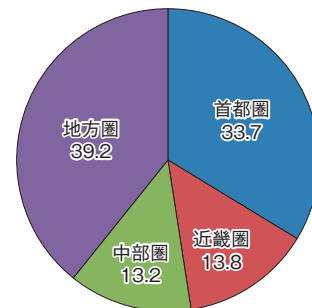
図表 2-6-23 最終エネルギー消費量（直接利用分合計）の推移



注：2009年度は暫定値。

資料：資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計調査」より国土交通省都市局作成

図表 2-6-24 最終エネルギー消費量（直接利用分合計）の対全国シェア（2009年度（暫定値））



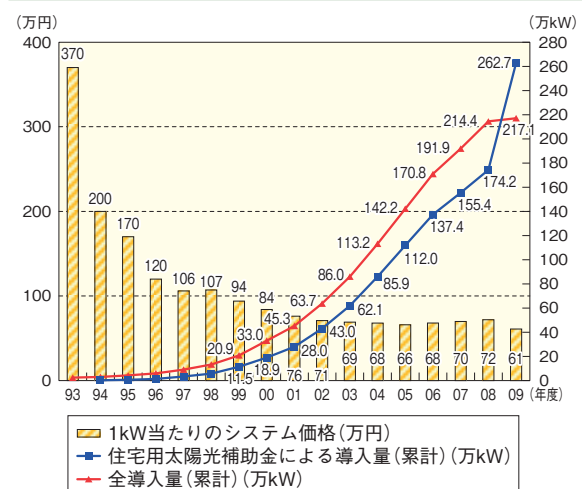
(再生可能エネルギーの導入)

我が国の一次エネルギー国内供給に占める再生可能エネルギーの割合は年々増加しつつあり、2007年度で約5%となっている。

太陽光発電の導入量は、近年着実に伸びており、2009年末累積で262万kWに達している（図表2-6-25）。東京電力株式会社が新設し、平成23年12月に運転を開始している扇島太陽光発電所（神奈川県川崎市）の太陽電池出力は約13,000kWであり、同年8月に先行して運転を開始した、浮島太陽光発電所とあわせると、合計出力2万kWの国内最大級のメガソーラとなる（図表2-6-26）。

一方、風力発電についても2000年以降、急速に導入が進んでおり（図表2-6-27）、茨城県鹿嶋市北海浜工業団地及び隣接する平井海岸

図表 2-6-25 太陽光発電の国内導入量とシステム価格の推移（全国）



資料：エネルギー白書2011年版

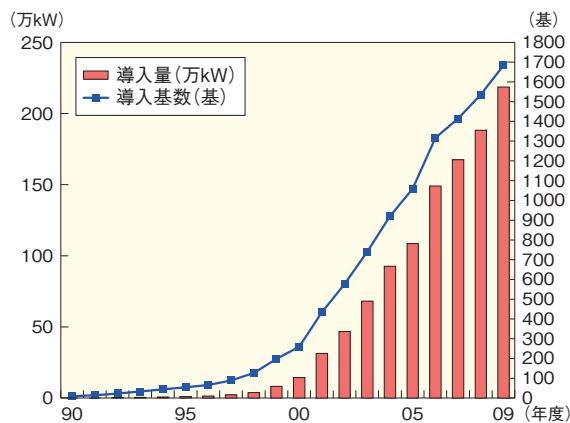
に単機出力2,000kW（国内最大級）の風力発電機10基が設置され、2007年2月に運用を開始し、風力エネルギーにより発電した電気（年間約4200万kWh）の全量を東京電力株式会社に卸供給している。

図表 2-6-26 扇島太陽光発電所



資料：東京電力

図表 2-6-27 風力発電導入の推移（全国）



資料：エネルギー白書2011年版

（家庭における省エネルギー対策）

2009年における首都圏の最終エネルギー消費量のうち約16.2%に当たる668PJは家庭部門が占めており、家庭における省エネルギー対策の一層の推進が求められている。こうしたなか、家庭用省エネルギー機器の普及・導入が進んでいる。

ヒートポンプ技術を活用し空気の熱でお湯を沸かすことができる「自然冷媒ヒートポンプ給湯機」の市場全体での累計出荷台数は2007年9月に100万台、2009年10月には200万台、2011年8月に300万台を突破した。

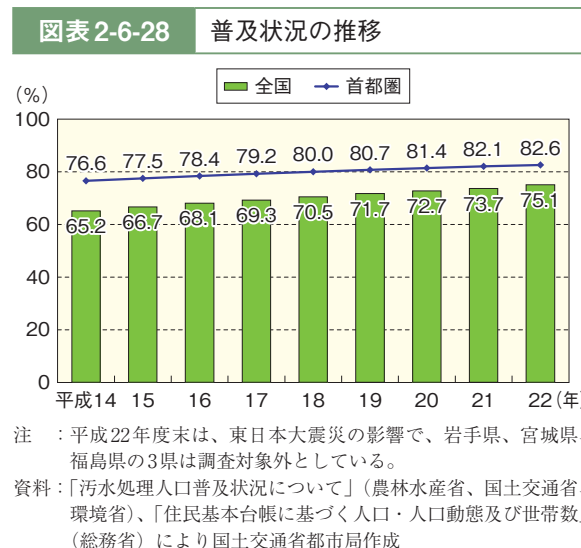
また、都市ガス、LPガス、灯油などのエネルギーから水素を取り出し、自宅に設置した燃料電池で発電し、その時に生じる排熱によりお湯をつくりだす「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」の導入が2009年から本格的に始まった。

5. 下水道・廃棄物処理体系の整備

(1) 下水道

全国の下水道処理人口普及率は平成14年度末65.2%（下水道整備人口8,257万人）が22年度末75.1%（同9,104万人）となっている。

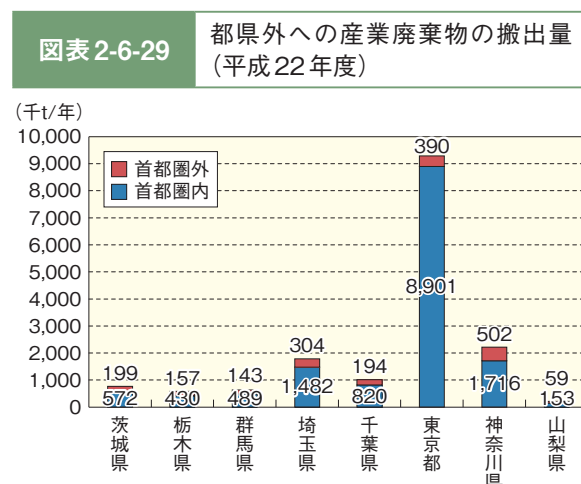
首都圏においては、14年度末76.6%（同3,169万人）が22年度末82.6%（同3,527万人）と下水道整備については全国と比較して高い状況である（図表2-6-28）。



(2) 産業廃棄物の状況

(産業廃棄物の広域移動)

首都圏では、産業廃棄物の中間処理または最終処分のため、産業廃棄物を都県域を越え他の地方自治体に移動させて処理・処分している。平成22年度におけるその移動量は、東京都が9,291千トン（首都圏内の他県へ8,901千トン、首都圏外へ390千トン）、神奈川県が2,217千トン（首都圏内の他都県へ1,716千トン、首都圏外へ502千トン）などとなっており、産業廃棄物を広域に移動し処理・処分する構造となっている（図表2-6-29）。



資料：「平成23年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（広域移動状況編 平成22年度実績）」（環境省）により国土交通省都市局作成

6. 沿岸域の利用

(1) 東京湾沿岸域の役割と今後の展開

東京湾沿岸域は、海域や埋立地等の活用により、これまで首都圏の経済社会の発展、国際交流の進展、市民生活の向上に寄与してきた。しかし、経済情勢や産業構造等の変化に伴う地域活力の低下等の課題が生起している。

このようなことを踏まえ、沿岸域についてはそのポテンシャルを将来にわたって発揮させられる利用が、沿岸陸域については、産業や港湾物流機能等の既存集積の活用・高度化、土地利用の転換による大都市のリノベーションへの活用、交通基盤施設整備等利便性の向上による新たなニーズの掘り起こし等、地域の個性と特色を発揮させることにより、地域活力を発展させることが進められている。

(東京国際（羽田）空港の再拡張・国際化を生かす拠点整備構想)

東京国際（羽田）空港は、再拡張・国際化により国内・海外とのヒト・モノの動きが盛んになるなど、経済の発展や国際交流の進展が期待されている。東京国際（羽田）空港の沖合展開事業及び平成16年度より実施されてきた羽田空港再拡張事業の結果、発生した53haの跡地については、市街地に隣接した土地として、「空港を活かす」、「空港と連携する」、「周辺と調和する」といった方向性に基づき、羽田空港移転問題協議会（国、東京都、大田区、品

川区で構成）において、土地利用の検討を行い、平成22年10月に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定した。本計画は、「緑と水辺に囲まれ、空港と隣接する立地をいかした、多様な人々が行き交い、魅力と賑わいのある、世界とつながるまちの実現」をコンセプトに掲げ、東京国際（羽田）空港の持つポテンシャルを最大限活用しつつ、国際航空機能の拡充にも対応する内容となっている（図表2-6-30）。

図表 2-6-30 羽田空港跡地まちづくり推進計画



資料：国土交通省航空局

(2) 周辺沿岸域の状況

東京湾外の沿岸域においては、地域の振興、首都圏における地域構造の再編及び緊急時も想定した東京湾の諸機能の適切な分担に資するため、広域的、総合的な視点に立って利用が進められており、国土保全や自然環境の保全及び良好な環境の創造に努めるとともに、生産性の高い漁業空間、安全で快適な海洋性レクリエーション空間等海洋空間として利用が進められている。

7. 都市再生施策の進捗状況

都市の魅力と国際競争力を高める必要性から、都市再生を通じた経済構造改革を図るため、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び国土交通大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする都市再生本部が平成13年5月に内閣に設置され、これまでに23の都市再生プロジェクトが決定されている（図表2-6-31）。

図表 2-6-31 都市再生プロジェクト一覧（首都圏に関するもの）

決定日等	プロジェクトの内容
第一次決定 (H13.6.14)	◇東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備 ◇大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築 ◇中央官庁施設のPFIによる整備
第二次決定 (H13.8.28)	◇大都市圏における国際交流・物流機能の強化 ○大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上 ○大都市圏における国際港湾の機能強化 ◇大都市圏における環状道路体系の整備 ○東京圏における環状道路の整備 - 首都圏三環状道路の整備推進、横浜環状線の整備推進 ◇都市部における保育所待機児童の解消 ◇PFI手法の一層の展開 ○東京都営南青山一丁目団地建替プロジェクトの推進
第三次決定 (H13.12.4)	◇密集市街地の緊急整備 ○密集市街地のうち特に火災等の可能性の高い危険な市街地を今後10年間で重点地区として整備 ○密集市街地全域について、敷地の集約化等に向けた住民の主体的取組の支援体制を強化するとともに民間活力を最大限発揮できる制度を導入 ◇都市における既存ストックの活用 ○既存の建築物について長期間にわたって活用を促す仕組の整備 ◇大都市圏における都市環境インフラの再生 ○大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・再生・創出することにより水と緑のネットワークを構築（「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」のとりまとめ（平成16年3月））
第四次決定 (H14.7.2)	◇東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成
第五次決定 (H15.1.31)	◇国有地の戦略的な活用による都市拠点形成 ○大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生 ○中央合同庁舎第7号館の整備を契機とした国有地を含む街区全体の再開発の実施
第八次決定 (H16.12.10)	◇都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開
第九次決定 (H17.6.28)	◇防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築 ○大都市等の魅力ある繁華街の再生 - 新宿歌舞伎町における先駆的な取組を踏まえ、池袋、渋谷、六本木（東京）、関内・関外（横浜）等において地域の実情に応じたモデル的取組を展開 ○全国の多様な主体の連携によるトータルな安全・安心まちづくり
第十次決定 (H17.12.6)	◇大学と地域の連携協働による都市再生の推進
第十一次決定 (H18.7.4)	◇国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進
第十二次決定 (H19.1.16)	◇「密集市街地の緊急整備」一重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化
第十三次決定 (H19.6.19)	◇国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進

（1）都市再生緊急整備地域の指定等

「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）に基づき、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（都市再生基本方針）が平成14年7月に閣議決定され、平成14年度以降、順次都市再生緊急整備地域の指定が行われ、首都圏においては、23地域が指定されている。

都市再生緊急整備地域内においては、国土交通大臣により事業計画が認定された優良な民間

都市再生事業については、(財)民間都市開発推進機構による金融支援や税制上の特例等の措置を受けることができることとされているほか、既存の用途地域などに基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で自由度の高い計画を定めることができる都市再生特別地区などの都市計画の特例がある。

また、平成23年10月には、官民の連携を通じて、都市の国際競争力の強化と魅力の向上を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、当該地域における整備計画の作成、民間都市開発プロジェクトに対する新たな金融支援、道路占用許可の特例の創設等を内容とする「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が全面施行した。

本改正法に基づき、首都圏においては、本年1月に「東京都心・臨海地域」等6地域が指定され、優良な民間都市再生事業に対する税制・予算・金融上の支援措置等を講じているところである。

(2) 都市再生緊急整備地域内における民間都市再生事業計画の認定

都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）に指定された地域においては、都市再生の実現に向けたプロジェクトが着実に進められている。民間都市再生事業計画の認定は、平成14年度から始まり、首都圏においては平成23年度末時点で30件の計画が認定を受けている。

このうち、特定都市再生緊急整備地域「東京都心・臨海地域」内の環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業Ⅲ街区建築物等整備事業（図表2-6-32）では、国際ビジネスセンターの形成に資する業務施設、良好な居住環境を備えた都市型住宅や、ホテル・カンファレンス等多様な機能を備えた新

たな拠点となる複合的都市機能を整備するとともに、広域的な緑・オープンスペースの創出を通じ、緑と潤いのある都市空間を形成することにより都市の再生に貢献することとしている。

図表 2-6-32

環状第二号線新橋・虎ノ門地区
第二種市街地再開発事業Ⅲ街区
建築物等整備事業



資料：国土交通省

第7節

首都圏整備の推進

1. 首都圏整備制度

(1) 首都圏整備計画

首都圏整備計画は、首都圏整備法に基づいて策定される計画であり、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としたものである。

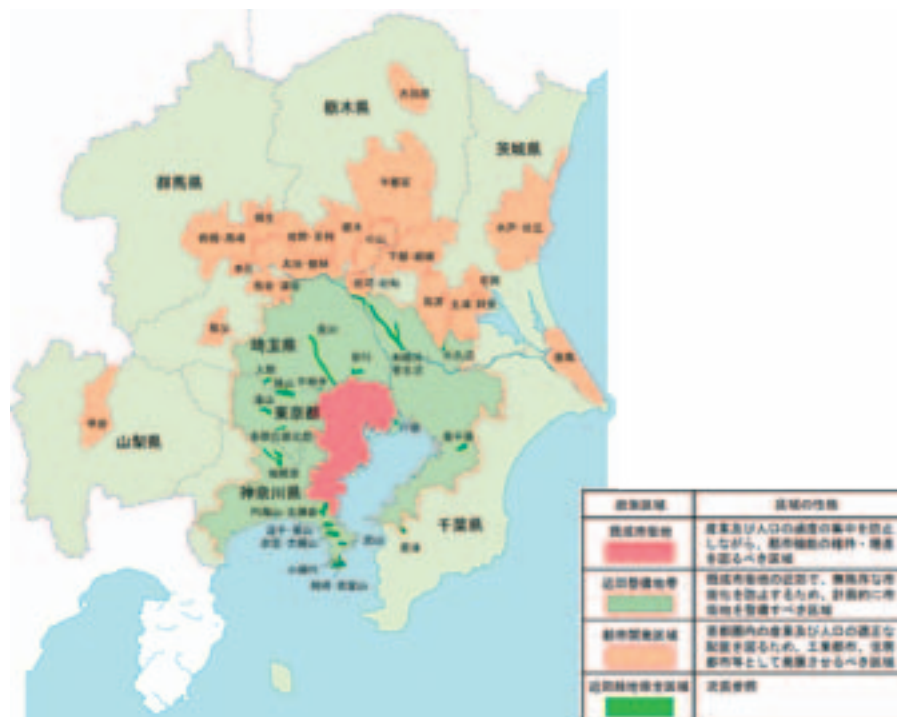
平成17年7月の首都圏整備法の一部改正により、首都圏整備計画を構成していた基本計画、整備計画、事業計画のうち、事業計画は廃止され、平成11年に策定された基本計画と整備計画は首都圏整備計画として一本化された。

首都圏整備計画は、「基本編」及び「整備編」により構成されており、計画期間は、基本編が平成27年度まで、整備編が平成18年度からおおむね5年間となっている。

(2) 政策区域等に基づく諸施策の推進

首都圏においては、その秩序ある整備を図るため、圏域内に国土政策上の位置付けを与えた「政策区域」を設定し（図表2-7-1）、この区域に応じ、土地利用規制、事業制度、税制上の特別措置等の各種施策が講じられている。

図表 2-7-1 首都圏における政策区域



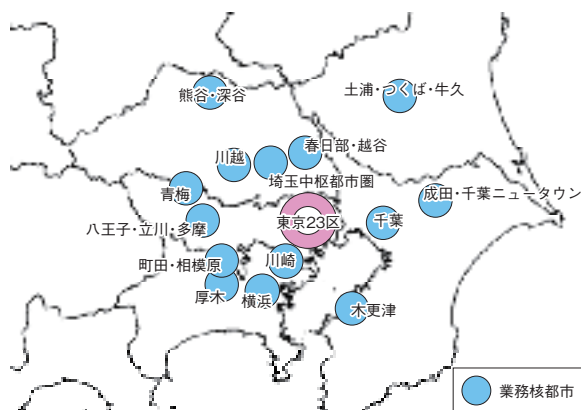
資料：国土交通省都市局作成

(3) 業務核都市の整備

東京圏においては、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となる都市（業務核都市）を、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成・整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくため、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づき、都県又は政令指定都市が作成する業務核都市基本構想に基づく業務核都市の整備の推進を図ってきたところである。

また、現行の首都圏整備計画において、首都圏の目指すべき地域構造として「分散型ネットワーク構造」を掲げて、広域的な機能を担い連携・交流の要となる都市（広域連携拠点）の育成・整備を図ることとしており、特に東京中心部の近郊の地域においては、広域連携拠点を業務核都市として育成・整備することとしており、これまでに承認・同意された地域は14地域となっている（図表2-7-2）。

図表 2-7-2 業務核都市の配置



資料：国土交通省都市局

(4) 近郊緑地保全制度

(近郊緑地保全区域における緑地保全の経緯)

首都圏の既成市街地への人口と産業の集中に伴い、大都市近郊において無秩序な市街地化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境が著しく悪化した。

昭和31年4月に成立した首都圏整備法では、首都圏を既成市街地、近郊地帯及び周辺地域の三地域に分け、近郊地帯を「既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制し、その健全な発展を図るため、その外周に緑地地帯（10km程度の幅のグリーンベルト）を設定する必要がある区域」として定めた。しかし、近郊地帯の土地は公有地ではなく、また、特段の政策措置も採られなかったため、無秩序な市街化が進み、近郊地帯を指定する政令を制定することができないまま、昭和40年の首都圏整備法の改正により現行の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の三地域に変更された。

首都圏整備法が改正され、従来の近郊地帯に替わって、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することとしたため、近郊整備地帯において広域的な見地から緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的に、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）が制定された。

同法に基づき、近郊整備地帯の区域のうち特に緑地保全の効果の高い区域が近郊緑地保全区域として指定され（平成23年度末現在で、19地区、15,861ha）、この区域内における建築物等の新築、改築及び増築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について、都県知事等への届出が義務づけられているなど、緑地保全の推進が図られている。

2. 国土形成計画

（全国計画の推進）

国土形成計画は、従来の開発基調の計画から成熟社会型への計画へと転換を図るとともに、総合的な国土の形成に関する施策の指針となる「全国計画」と、複数の都府県にまたがる広域地方計画区域における国土形成のための計画である「広域地方計画」から構成される二層の計画体系となっている。

全国計画においては、国土づくりの基本的な方針として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることとしており、その実現のため、①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくり、の5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、計画を推進している。

（首都圏広域地方計画の推進）

首都圏においては、広域地方計画策定に向け、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、政令市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）、国の出先機関、経済団体等を構成メンバーとする首都圏広域地方計画協議会が平成20年8月に発足し、同協議会を中心とした議論を経て、平成21年8月4日に首都圏広域地方計画を国土交通大臣決定した。

首都圏広域地方計画においては、世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくりを目指し、その実現のため、①日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化、②人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現、③安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現、④良好な環境の保全・創出、⑤多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現、の5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、計画に位置付けている24のプロジェクトを推進している。平成23年12月には計画の推進状況を把握するためにモニタリングを実施した。

3. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下利用については、平成12年に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）が成立し、平成13年より施行されている。

同法では、法律の対象地域（首都圏・近畿圏・中部圏：首都圏では、首都圏整備法に基づく既成市街地又は近郊整備地帯に含まれる1都4県の特別区、市町村の全域が対象。）において、道路、河川、鉄道、電気通信、ガス、上下水道等の公共の利益となる事業が大深度地下を使用する場合、国土交通大臣又は都府県知事の認可を受けた上で、原則として事前に補償を行うことなく、大深度地下に使用権を設定することができ、事業を実施することが可能となっている。

具体的なメリットとして、以下の点が挙げられる。

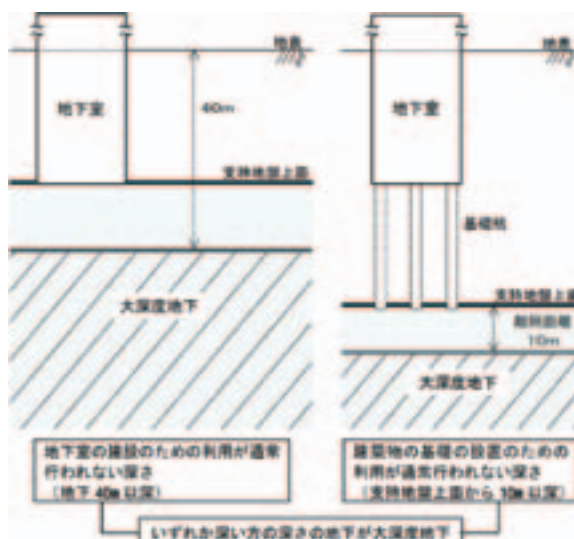
- ① ライフラインや社会資本の円滑な整備
- ② 合理的なルート設定による事業期間の短縮、コスト縮減への寄与
- ③ 地震に対する安全性向上、騒音・振動の減少、景観の保護

また、秩序ある地下利用を行うとともに、安全の確保や環境の保全等にも配慮する必要があるため、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年閣議決定）を定め、これを使用の認可の要件とするとともに、認可を受けようとする事業者は、申請に先立って、事業概要書の送付及び公告・縦覧を行い、他の事業者から事業の共同化、事業区域の調整等の申出があった場合、調整に努めることとしている。

これらの調整を適切に行うため、対象地域ごとに、大深度地下使用協議会を設置し、大深度地下使用の構想・計画に関する情報交換や事業の共同化、事業間調整に関する協議を行うこととしており、首都圏大深度地下使用協議会については、国土交通省関東地方整備局がその運営を行っている。

国土交通省においては、大深度地下使用制度の円滑な運用を図り、大深度地下の適正かつ合理的な利用を推進するための取組を進めており、これまで「安全の確保」、「環境の保全」、「バリアフリー化の推進・アメニティーの向上」に関して指針を策定してきた。平成23年度は、大深度地下使用制度の円滑な運用に向けて、技術的な調査検討を行った。

図表 2-7-3 大深度地下の定義



資料：国土交通省

4. 筑波研究学園都市の整備

(1) 筑波研究学園都市の現状

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都圏既成市街地への人口の過度集中緩和を目的として、整備が進められている。

本都市に移転・新設した国等の試験研究教育機関等については、平成13年4月1日の一部機関の統合・独立行政法人化を経て、現在32機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多数の民間研究所や研究開発型企業が立地している（図表2-7-4）。

本都市の人口は、平成24年3月現在で約21.6万人と、着実に増加している。

国等の試験研究・教育機関等に従事している職員の約14,900人のうち、研究関係職員は約8,400人であり、民間研究機関の研究者約2,800人を加えると、本都市の研究者数は約11,200人となる。

(2) 研究学園地区・周辺開発地区の整備について

「筑波研究学園都市建設法」（昭和45年法律第73号）に基づく研究学園地区建設計画と周辺開発地区整備計画（いずれも平成10年4月改定）においては、今後の筑波研究学園都市が目指すべき都市整備の基本目標として、①科学技術中枢拠点都市、②広域自立都市圏中核都市、③エコ・ライフ・モデル都市、を掲げ、これを実現するための総合的な施策展開の方向を示している（図表2-7-6）。

平成17年8月の「つくばエクスプレス」開業を契機に、各沿線開発地区では、土地区画整理事業（茨城県・都市再生機構が施行）による宅地開発等が進められている（図表2-7-5）。公共・公益的施設については、首都圏中央連絡自動車道（つくば中央IC～つくばJCTについては、平成22年4月に開通）及び国道6号牛久土浦バイパス等の工事の進捗が図られている。

なお、同都市では大学や研究機関等と連携を図りつつ、環境配慮型の都市づくりへの取組が進められている。また、平成21年度には、茨城県やつくば市、研究機関等が協働で、同都市の将来像やその実現に向けた戦略等を示したビジョンである「新たなつくばのグランドデザイン」が策定され、その実現に向けた各種取組が進められている。

図表 2-7-4

筑波研究学園都市内の工業団地等



図表 2-7-5

筑波研究学園都市内の沿線開発地区等



資料：図表2-7-4、2-7-5ともに茨城県資料により国土交通省都市局作成

図表 2-7-6

研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の骨子

都市整備の基本目標

1. 科学技術中枢拠点都市…独創的・先端的な研究を生み出すとともに、科学技術集積を活かした新産業創出の拠点、サイエンス型国際コンベンション都市を整備
2. 広域自立都市圏中核都市…広域的、自立的な都市圏の中核都市として、都心機能の充実・強化等により高次都市機能の集積と都市内の高い利便性を実現
3. エコ・ライフ・モデル都市…21世紀の住文化やライフスタイルを提案するモデル都市として、自然・田園と都市の調和、豊かな文化や多様な住民の交流等を実現

研究学園地区の主要施策

- 研究・教育機関等の集積と整備
 - ・研究内容に対応した施設・設備の計画的更新、高度化
 - ・「知的触発国際プラザ及びつくば国際会議場」の整備
- 科学技術集積等を活かした都市の活性化の推進
 - ・ベンチャー育成施設の支援等により先端的な研究開発成果の起業化促進
 - ・青少年等の科学技術理解増進への貢献
- 都市機能の充実
 - ・都心地区に商業、業務、宿泊、文化等の都市機能を集積
 - ・つくばエクスプレス(常磐新線)導入に伴う駅前広場等の整備、短距離交通システムの導入検討等
- 良好な環境の確保と文化の形成等
 - ・環境共生型都市づくりの推進
 - ・科学技術と生活が調和した独自の文化、一体感のあるコミュニティ形成

周辺開発地区の主要施策

- 都市の一体的・総合的な整備
 - ・全体として均衡のとれた都市形成
 - ・研究学園地区都心地区と葛城地区の一体的な土地利用と連携による中枢拠点の形成
 - ・都市と農村の共生
- 広域交通体系の整備と計画的な市街地開発の推進
 - ・つくばエクスプレス(常磐新線)や圏央道の整備を進めるとともに、それに伴う計画的な市街地開発を推進し、居住機能を主体に複合的な機能を持つまちづくりを進める
- 科学技術集積等を活かした産業の振興
 - ・先端技術産業や知識創造型産業の導入・育成等
- 都市化を活かした農業の振興と活性化
- 生活環境の整備と環境の保全
- 質の高い住環境と豊かな市民生活の創造

5. 国会等の移転に関する検討

(国会等の移転の主な経緯)

国会等の移転とは、国会をはじめとする三権の中核機能を東京圏以外の地域へ移転することを意味し、平成2年の衆参両院における「国会等の移転に関する決議」以来検討がなされてきている。平成4年には、議員立法により「国会等の移転に関する法律」(平成4年法律第109号。以下「移転法」という。)が制定され、「国は、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」とされた。移転法により設置された国会等移転調査会において、平成7年に移転の意義、移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告」がとりまとめられ、さらに、平成8年の移転法の一部改正により設置された国会等移転審議会は、平成11年12月に国会等の移転先候補地の選定等についての「国会等移転審議会答申」を内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣から国会に同答申の報告がなされた。

この答申を踏まえ、平成15年には、国会において超党派による「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、平成16年12月に同協議会で「座長とりまとめ」がまとめられた。この「座長とりまとめ」では、今後、同協議会において国会等の移転の意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととされている。

政府としては、移転法に基づき、また「座長とりまとめ」の主旨を踏まえ、関連する調査や国民への情報提供等、国会における検討に必要な協力を行うこととしている。

6. 国の行政機関等の移転

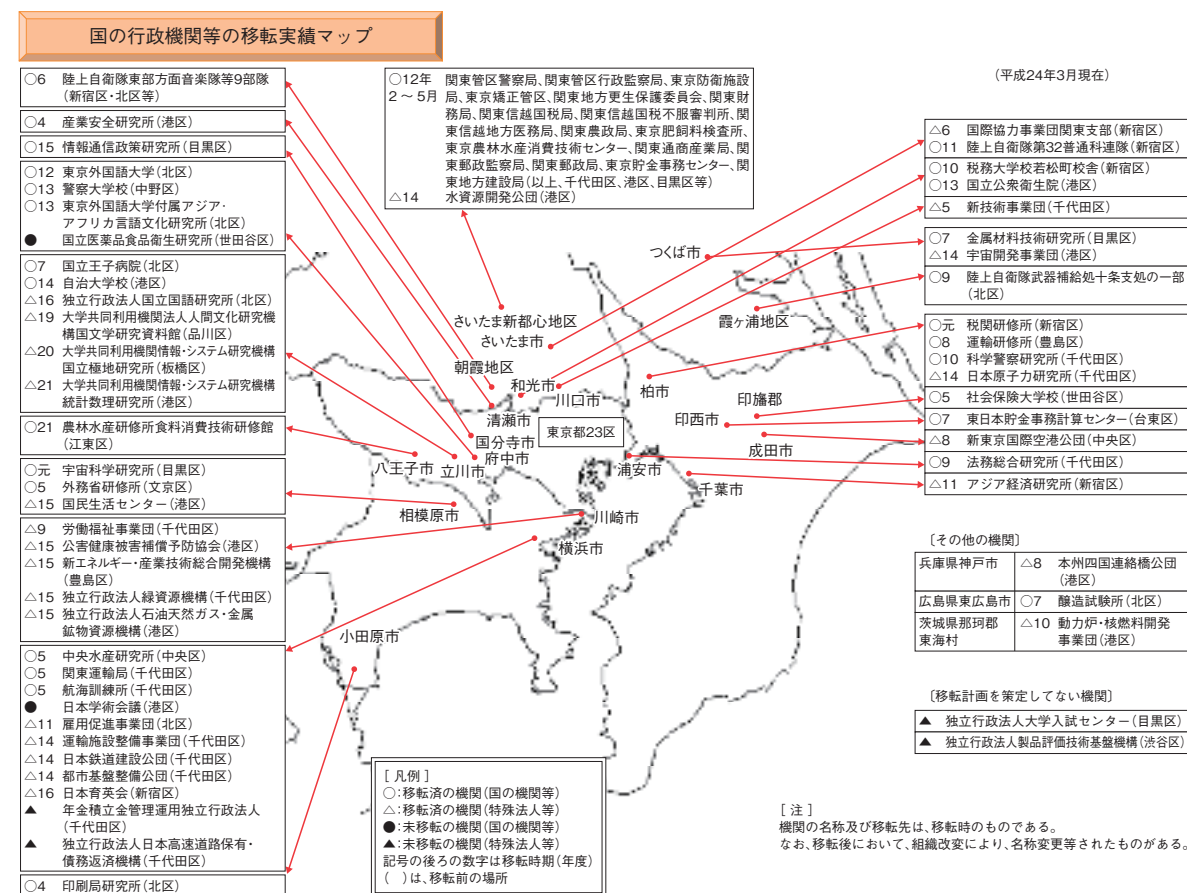
(移転に向けた取組の経緯)

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、「国の機関等の移転について」（昭和63年1月閣議決定）、多極分散型国土形成促進法及びこれに基づく国の行政機関等の移転に関する基本方針（昭和63年7月閣議決定）にのっとり、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

閣議決定で移転対象とされた79機関11部隊等（廃止等により現在は71機関11部隊等）のうち、平成24年3月までに65機関11部隊等が移転した。

残る移転対象機関についても、閣議決定及び移転計画にしたがって移転が円滑に実施されるよう、その着実な推進を図っている。

図表 2-7-7 国の行政機関等の移転実績マップ



資料：国土交通省

資 料

首都圏整備に関する各種データ

1 人口の状況

1-1 首都圏各地域の人口と人口増加率の状況

	人 口 (千人)					人口増加率 (%)			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H2~7	H7~12	H12~17	H17~22
全国	123,611	125,570	126,926	127,768	128,057	1.6	1.1	0.7	0.2
首都圏	39,396	40,402	41,322	42,379	43,467	2.6	2.3	2.6	2.6
東京都	11,856	11,774	12,064	12,577	13,159	-0.7	2.5	4.2	4.6
東京都区部	8,164	7,968	8,135	8,490	8,946	-2.4	2.1	4.4	5.4
都心3区	266	244	268	326	375	-8.4	10.0	21.7	15.0
近隣3県	19,941	20,803	21,354	21,902	22,459	4.3	2.6	2.6	2.5
周辺4県	7,600	7,825	7,904	7,900	7,849	3.0	1.0	-0.0	-0.7

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-2 首都圏における総人口に占める年齢3区分別人口割合の状況

(単位：%)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳人口	全国	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7	13.1
	首都圏	21.1	17.3	15.0	13.8	13.1	12.6
	東京都	18.0	14.6	12.7	11.8	11.3	11.2
	近隣3県	22.6	18.1	15.6	14.3	13.7	13.1
	周辺4県	22.5	19.3	16.9	15.3	14.3	13.5
15～64歳人口	全国	68.2	69.5	69.4	67.9	65.8	63.3
	首都圏	70.2	72.3	72.6	71.1	68.5	65.7
	東京都	73.0	74.1	73.9	72.0	69.1	67.3
	近隣3県	69.9	72.9	73.5	72.0	69.1	65.7
	周辺4県	66.7	68.0	68.1	67.1	65.7	63.1
65歳以上人口	全国	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	22.8
	首都圏	8.6	10.0	12.2	15.0	17.9	20.8
	東京都	8.9	10.5	13.0	15.8	18.3	20.1
	近隣3県	7.5	8.8	10.8	13.6	16.9	20.5
	周辺4県	10.9	12.6	15.0	17.5	20.0	22.7

注：内訳の合計が100%とまらないのは、数値の四捨五入の関係及び人口割合の分母である「総人口」に「年齢不詳」を含むことによる。

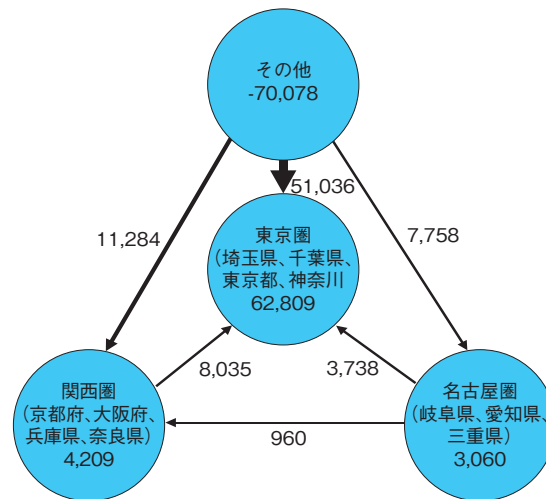
資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-3 首都圏における65歳以上単身世帯の状況

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
65歳以上単身世帯数 (単位：千世帯)	全国	1,181	1,623	2,202	3,032	3,865	4,791
	首都圏	286	414	594	881	1,177	1,546
	東京都	134	187	265	388	498	622
	近隣3県	102	157	234	362	507	704
	周辺4県	50	70	95	131	171	220
65歳以上単身世帯数の割合 (一般世帯総数に占める) (単位：%)	全国	3.1	4.0	5.0	6.5	7.9	9.2
	首都圏	2.3	3.0	4.0	5.5	6.9	8.4
	東京都	3.0	4.0	5.3	7.2	8.7	9.8
	近隣3県	1.8	2.4	3.2	4.6	6.0	7.7
	周辺4県	2.4	3.1	3.8	4.9	6.2	7.6
65歳以上単身世帯者の割合(65歳以上人口に占める) (単位：%)	全国	9.5	10.9	12.1	13.8	15.1	16.4
	首都圏	8.8	10.5	12.0	14.2	15.5	17.1
	東京都	12.7	15.1	17.3	20.3	21.7	23.6
	近隣3県	7.4	9.0	10.4	12.5	13.7	15.3
	周辺4県	6.3	7.3	8.1	9.5	10.8	12.3

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-4 大都市圏における人口移動量（平成23年）



注：数字は転入者数と転出者数の差（人）を表す。

資料：「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-5 業務核都市における人口の状況

（単位：人）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全国	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352
首都圏	37,618,340	39,396,483	40,402,054	41,321,883	42,379,351	43,467,160
東京都区部	8,354,615	8,163,573	7,967,614	8,134,688	8,489,653	8,945,695
業務核都市計 ^{注1}	9,333,461	10,116,756	10,543,206	10,950,003	11,380,639	11,925,831
横浜市	2,992,926	3,220,331	3,307,136	3,426,651	3,579,628	3,688,773
川崎市	1,088,624	1,173,603	1,202,820	1,249,905	1,327,011	1,425,512
厚木市	175,600	197,283	208,627	217,369	222,403	224,420
町田市	321,188	349,050	360,525	377,494	405,534	426,987
相模原市 ^{注2}	482,778	531,542	570,597	605,561	628,698	717,544
八王子市	426,654	466,347	503,363	536,046	560,012	580,053
立川市	146,523	152,824	157,884	164,709	172,566	179,668
多摩市	122,135	144,489	148,113	145,862	145,877	147,648
青梅市	110,828	125,960	137,234	141,394	142,354	139,339
川越市	285,437	304,854	323,353	330,766	333,795	342,670
熊谷市 ^{注3}	177,869	187,968	192,523	192,527	191,107	203,180
さいたま市 ^{注4}	922,757	1,007,569	1,078,545	1,133,300	1,176,314	1,222,434
春日部市 ^{注5}	207,021	226,449	238,598	240,924	238,506	237,171
越谷市	253,479	285,259	298,253	308,307	315,792	326,313
柏市 ^{注6}	311,155	347,002	362,880	373,778	380,963	404,012
土浦市 ^{注7}	120,175	127,471	132,243	134,702	135,058	143,839
つくば市 ^{注8}	150,074	168,466	182,327	191,814	200,528	214,590
牛久市 ^{注9}	51,926	60,693	66,338	73,258	77,223	81,684
成田市 ^{注10}	77,181	86,708	91,470	95,704	100,717	128,933
千葉市	788,930	829,455	856,878	887,164	924,319	961,749
木更津市	120,201	123,433	123,499	122,768	122,234	129,312

注1：業務核都市に含まれる表中の市を対象とした。

市のデータは平成22年10月1日現在の境域とし、市の一部が業務核都市に指定されている場合も、市全域のデータとした。

注2：相模原市（平成22年）には、合併前の津久井町及び相模湖町の数値を含む。

注3：熊谷市には、合併前の大里町（村）及び妻沼町の数値を含む。

注4：さいたま市には、合併前の浦和市、大宮市、与野市及び岩槻市の数値を含む。

注5：春日部市には、合併前の庄和町の数値を含む。

注6：柏市には、合併前の沼南町の数値を含む。

注7：土浦市（平成22年）には、合併前の新治村の数値を含む。

注8：つくば市には、合併前の大穂町、豊里町、谷田部町、桜村、筑波町及び茎崎町の数値を含む。

注9：牛久市は、昭和61年6月に市制へ移行。それ以前は、牛久町の数値。

注10：成田市（平成22年）には、合併前の下総町及び大栄町の数値を含む。

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-6 業務核都市における事業所数（民営）の状況

(単位：事業所)

	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成6年	平成8年	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年
全国	6,290,703	6,511,741	6,559,377	6,550,245	6,521,837	6,203,249	6,138,312	5,728,492	5,722,559
首都圏	1,842,741	1,932,041	1,960,650	1,966,943	1,970,027	1,870,648	1,860,928	1,738,656	1,759,349
東京都区部	656,769	657,499	634,114	629,367	620,959	580,531	577,545	538,602	549,199
業務核都市計 ^{注1}	342,922	372,777	395,301	400,025	406,599	387,210	385,438	362,142	367,087
横浜市	110,683	116,200	120,861	121,092	123,040	115,100	114,563	107,201	107,557
川崎市	42,162	44,124	46,275	46,691	45,942	43,255	42,023	41,249	39,260
厚木市	7,042	8,693	9,858	10,452	10,539	10,347	10,120	9,472	9,565
町田市	8,904	9,491	10,055	10,434	11,850	11,374	11,679	11,332	11,807
相模原市 ^{注8}	18,512	20,954	22,971	23,381	23,193	24,427	23,680	22,620	22,281
八王子市	14,489	15,667	16,580	16,947	19,205	18,281	18,620	17,709	18,468
立川市	7,543	7,834	7,564	7,352	7,410	7,045	7,345	7,225	7,541
多摩市	1,695	2,178	2,926	3,126	3,408	3,382	3,640	3,190	3,435
青梅市	4,301	4,723	4,946	5,005	5,187	4,872	5,074	4,804	4,765
川越市	10,079	11,107	11,560	11,599	11,398	10,914	11,094	10,241	10,446
熊谷市 ^{注2}	8,986	9,320	9,325	9,406	9,594	9,228	9,175	8,351	8,688
さいたま市 ^{注3}	34,777	38,765	41,895	42,711	43,424	41,130	41,021	36,769	39,555
春日部市 ^{注4}	6,746	8,366	8,807	8,902	9,056	8,681	8,599	7,690	7,657
越谷市	7,678	10,323	11,828	11,974	12,614	11,940	11,269	10,738	11,220
柏市 ^{注5}	9,096	10,227	11,735	11,830	11,869	11,433	11,112	10,360	11,167
土浦市 ^{注9}	7,305	7,801	7,916	7,905	7,960	7,402	7,222	6,737	6,669
つくば市 ^{注6}	4,853	5,854	6,316	6,522	7,296	7,051	7,080	6,953	7,309
牛久市 ^{注7}	1,189	1,374	1,574	1,830	2,114	2,178	2,380	2,422	2,348
成田市 ^{注10}	4,066	4,493	4,830	5,006	5,112	4,832	5,150	4,960	5,135
千葉市	27,305	29,442	31,690	31,980	30,834	29,157	29,290	27,195	27,353
木更津市	5,511	5,841	5,789	5,880	5,554	5,181	5,302	4,924	4,861

注1 業務核都市に含まれる表中の市を対象とした。

市のデータは平成18年10月1日現在の境域とし、市の一部が業務核都市に指定されている場合も、市全域のデータとした。

注2～7 「1-5 業務核都市における人口の状況」の脚注を参照。

注8 相模原市には、合併前の津久井町及び相模湖町の数値を含む。

注9 土浦市には、合併前の新治村の数値を含む。

注10 成田市には、合併前の下総町及び大栄町の数値を含む。

資料 「事業所・企業統計調査」(総務省)により国土交通省都市局作成

1-7 業務核都市における従業者数（民営）の状況

(単位：人)

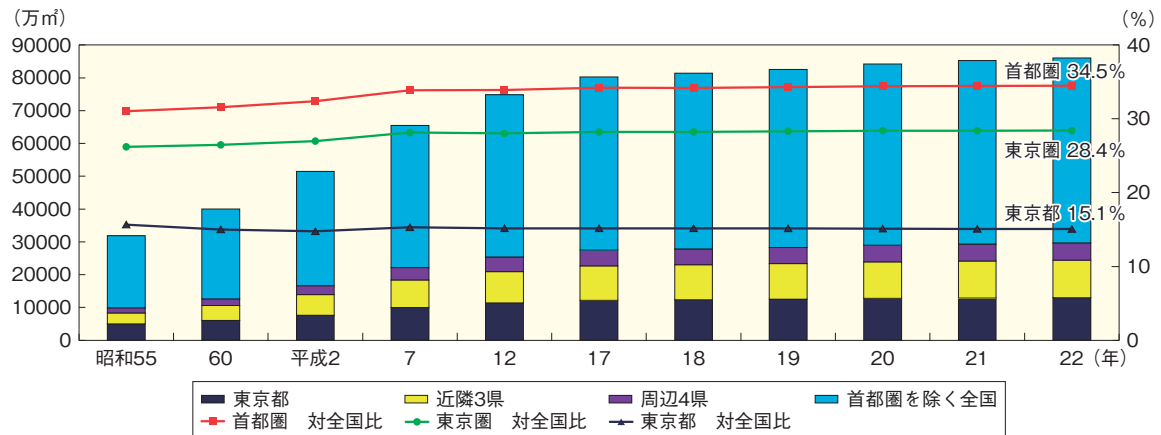
	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成6年	平成8年	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年
全国	45,961,266	49,224,514	55,013,776	54,366,015	57,583,042	53,806,580	54,912,703	52,067,396	54,184,428
首都圏	14,783,621	16,358,753	18,663,626	18,318,707	19,505,813	18,079,172	18,798,365	17,953,460	18,905,137
東京都区部	5,983,740	6,312,581	6,964,640	6,570,661	7,040,196	6,319,406	6,711,510	6,456,600	6,859,800
業務核都市計 ^{注1}	2,848,248	3,300,975	3,941,751	3,986,999	4,243,621	4,001,919	4,123,418	3,936,883	4,188,972
横浜市	938,994	1,044,236	1,216,309	1,218,582	1,289,372	1,215,524	1,246,714	1,185,778	1,271,937
川崎市	414,872	454,355	505,168	499,269	504,118	468,140	464,655	447,983	459,768
厚木市	73,692	102,936	133,342	139,141	145,871	135,096	135,712	128,404	132,103
町田市	65,884	81,574	96,141	99,163	113,130	105,943	115,549	116,992	126,827
相模原市 ^{注8}	145,556	175,652	213,667	219,043	224,132	225,101	226,317	212,551	223,079
八王子市	115,638	139,029	169,547	169,281	198,951	187,974	197,074	191,713	205,740
立川市	60,279	71,352	84,637	81,033	82,015	79,440	88,823	84,823	94,607
多摩市	15,018	21,693	40,279	44,867	48,178	51,300	52,582	49,805	56,532
青梅市	33,437	40,015	49,644	47,313	51,182	49,637	52,929	50,869	50,597
川越市	79,053	97,384	113,763	113,716	120,699	111,962	120,838	116,856	123,538
熊谷市 ^{注2}	62,709	72,058	80,376	78,661	84,798	81,008	82,296	78,734	80,392
さいたま市 ^{注3}	276,497	321,483	390,532	402,621	441,162	410,504	420,439	397,334	438,942
春日部市 ^{注4}	39,673	51,521	62,174	62,796	67,669	62,868	63,299	59,170	62,341
越谷市	48,363	69,028	89,152	90,121	98,235	92,824	92,360	87,967	95,195
柏市 ^{注5}	70,514	84,441	109,363	112,562	118,472	114,270	118,335	111,637	119,138
土浦市 ^{注9}	55,708	62,365	71,873	70,458	76,157	70,366	71,585	67,581	72,289
つくば市 ^{注6}	27,874	41,797	55,948	60,029	71,494	70,302	73,968	73,709	96,917
牛久市 ^{注7}	7,280	9,285	13,351	15,084	17,283	17,871	19,973	21,624	21,409
成田市 ^{注10}	45,744	53,033	71,510	73,057	80,510	78,570	85,761	85,073	78,735
千葉市	236,162	266,306	327,908	347,328	364,175	332,173	350,984	326,411	336,430
木更津市	35,301	41,432	47,067	42,874	46,018	41,046	43,225	41,869	42,456

注 「1-6 業務核都市における事業所数（民営）の状況」の脚注を参照。

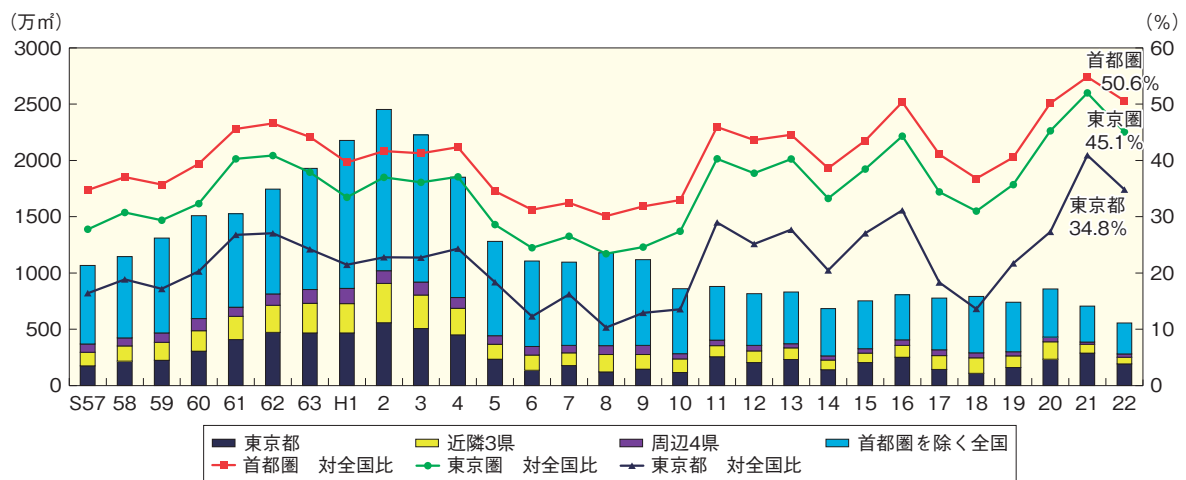
資料 「事業所・企業統計調査」(総務省)により国土交通省都市局作成

2 産業機能の状況

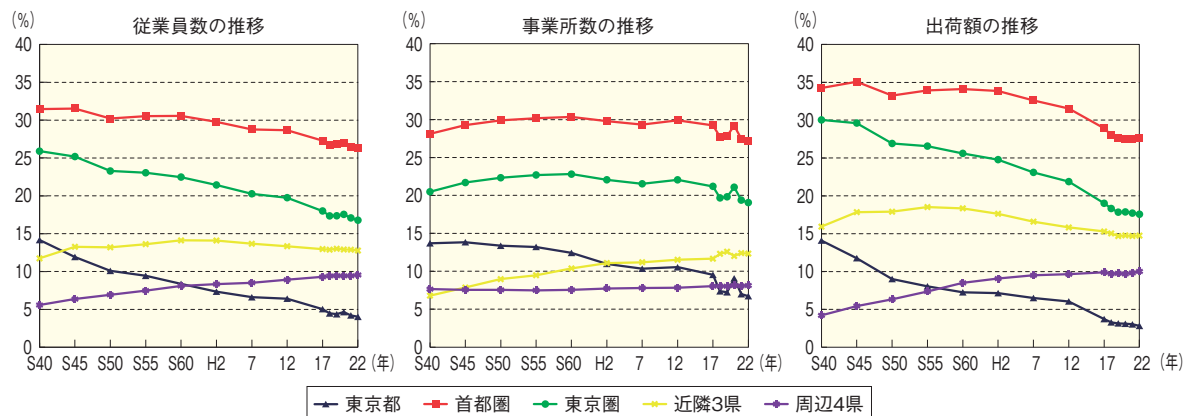
2-1 事務所・店舗等床面積の推移



2-2 事務所着工床面積の推移



2-3 製造業の対全国シェアの推移



2-4 各都県における主要農業・林業・水産業部門のシェア等

主要農業部門のシェア等（平成22年）

	農業産出額 (億円)	全国順位	農業産出額部門別シェア (%)						耕地面積 (千ha)
			1 位		2 位		3 位		
全 国	82,551		畜産	32.1	野菜	27.2	米	19.0	4,593
首都圏	16,978		野菜	40.3	畜産	26.4	米	16.0	639
茨城県	4,306	2	野菜	40.5	畜産	26.1	米	19.6	175
千葉県	4,048	3	野菜	41.4	畜産	25.6	米	16.7	129
栃木県	2,552	10	畜産	33.4	野菜	30.9	米	25.2	127
群馬県	2,226	14	畜産	41.5	野菜	40.6	米	5.7	75
埼玉県	2,004	17	野菜	52.7	米	16.6	畜産	14.8	80
山梨県	790	34	果実	63.2	野菜	12.3	畜産	9.1	25
神奈川県	777	35	野菜	53.7	畜産	20.6	果実	12.2	20
東京都	275	47	野菜	56.4	花き	17.8	果実	10.2	8

資料：「平成22年農業産出額」、「平成22年耕地及び作付面積統計」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

主要林業部門のシェア等（平成22年）

	林業産出額 (千万円)	全国順位	林業産出額主要部門別シェア（％）						現況森林面積 (千ha)
			1位		2位		3位		
全 国	42,169		栽培きのこ類	51.9	木材生産	46.1	薪炭生産	1.2	24,462
首都圏	3,358		栽培きのこ類	55.1	木材生産	44.5	薪炭生産	0.5	1,736
栃木県	1,088	11	栽培きのこ類	53.0	木材生産	46.4	薪炭生産	0.6	341
群馬県	865	15	栽培きのこ類	76.4	木材生産	23.1	薪炭生産	0.6	404
茨城県	696	20	木材生産	60.5	栽培きのこ類	39.4	薪炭生産	0.1	188
埼玉県	222	37	栽培きのこ類	55.9	木材生産	42.8	薪炭生産	0.9	122
山梨県	177	39	木材生産	74.0	栽培きのこ類	25.4	薪炭生産	0.6	347
千葉県	169	41	栽培きのこ類	63.3	木材生産	36.7	薪炭生産	0.6	160
神奈川県	74	44	木材生産	58.1	栽培きのこ類	41.9	薪炭生産	0.0	94
東京都	67	45	木材生産	55.2	栽培きのこ類	44.8	薪炭生産	0.0	79

資料：「平成22年林業産出額」、「2010年世界農林業センサス」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

海面における主要水産業部門のシェア等（平成22年）

	漁業生産額 (海面漁業・養殖業) (億円)	全国順位	漁業生産額魚種別シェア（％）						生産量 (海面漁業・養殖業) (千t)
			海面漁業				海面養殖業		
			1 位		2 位		1 位		
全 国	13,993		まぐろ類	13.0	いか類	8.3	ぶり類	27.5	5,232
首都圏	456		まぐろ類	21.5	いわし類	12.7	のり類	88.9	240
東京都	×	－	まぐろ類	42.3	かつお類	14.9	×	×	－
千葉県	283	16	いわし類	19.5	ぶり類	10.5	のり類	95.4	178
神奈川県	172	25	まぐろ類	37.4	かつお類	10.7	わかめ類	68.6	62
茨城県	×	－	さば類	36.8	いわし類	25.6	×	×	－
栃木県	－	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬県	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉県	－	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注1：東京都及び茨城県の漁業生産額、海面養殖業生産額及び海面養殖業量については、秘匿措置（調査客体が2以下）により非公表である。

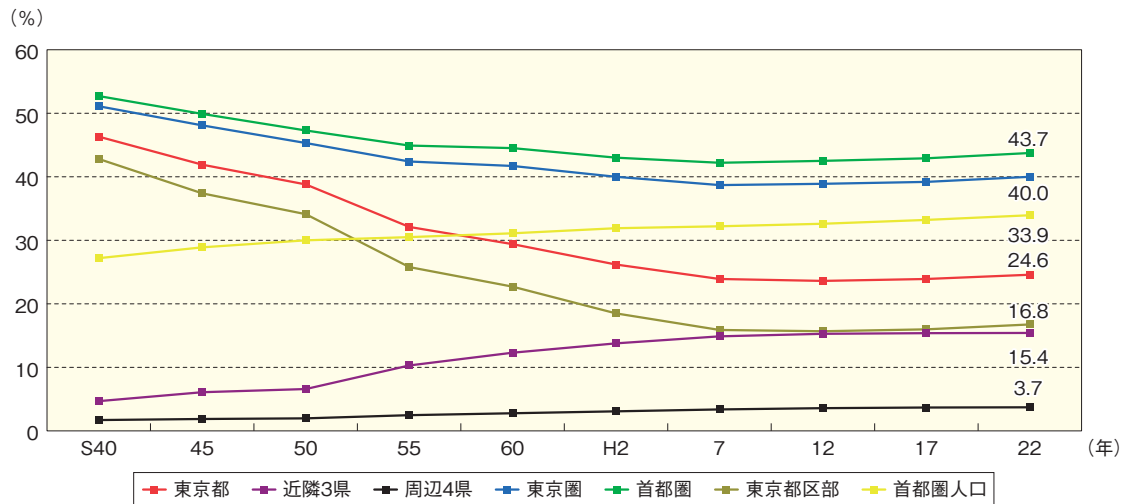
このため、漁業生産額の魚種別シェアのうち、海面漁業のシェアのみ計上し、生産量は海面漁業のみ計上している。

注2：首都圏の漁業生産額及び生産量は、千葉県及び神奈川県の計である。

注3：漁業生産額については、表示単位未満を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

資料：「平成22年漁業生産額」、「平成22年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

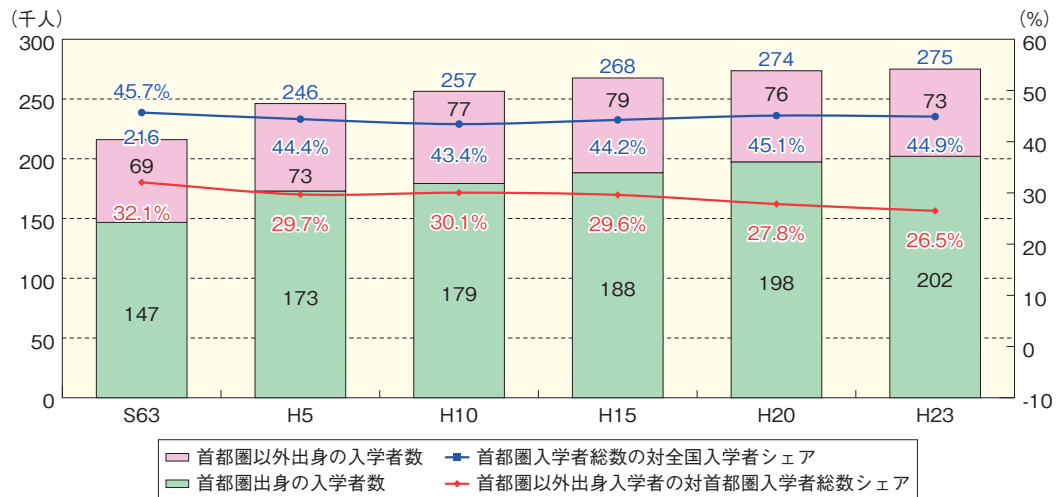
2-5 大学・短期大学・大学院学生数の対全国シェアの推移



注：地域区分は、在籍する学部、研究科、学科等の所在地による。

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）、「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

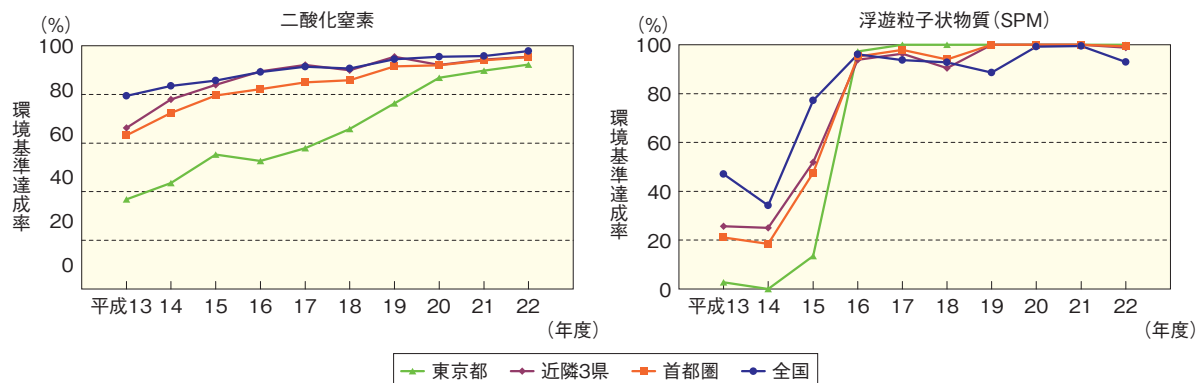
2-6 首都圏にある大学への入学者数とその出身者別内訳とシェアの推移



資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）

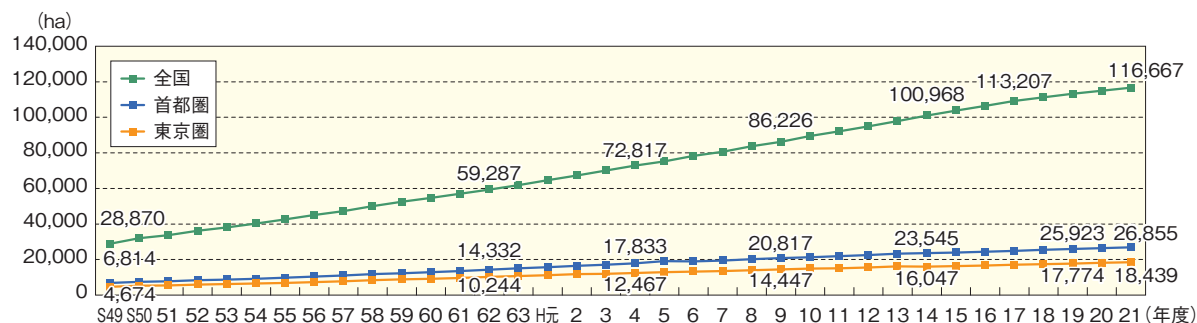
3 環境との共生

3-1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）



資料：「大気汚染状況について」（環境省）により国土交通省都市局作成

3-2 都市公園開園面積の推移



注：各年度3月31日現在の数値。

資料：国土交通省資料により国土交通省都市局作成

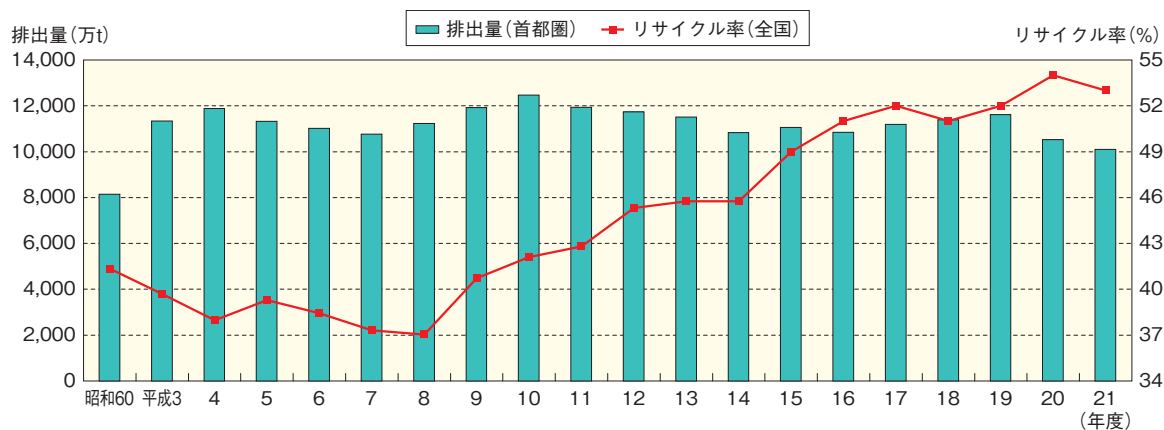
3-3 緑地保全関連制度の指定状況

	S61年度		H5年度		H12年度		H22年度	
	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区	22	143	47	281	69	358	173	783
近郊緑地保全区域	18	15,693	18	15,693	18	15,693	19	15,861
近郊緑地特別保全地区	8	653	8	655	9	758	10	819
歴史的風土保存区域	5	956	5	956	5	989	5	989
歴史的風土特別保存地区	9	266	13	571	13	571	13	574

注：各種制度は、都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による。特別緑地保全地区には近郊緑地特別保全地区を含まない。

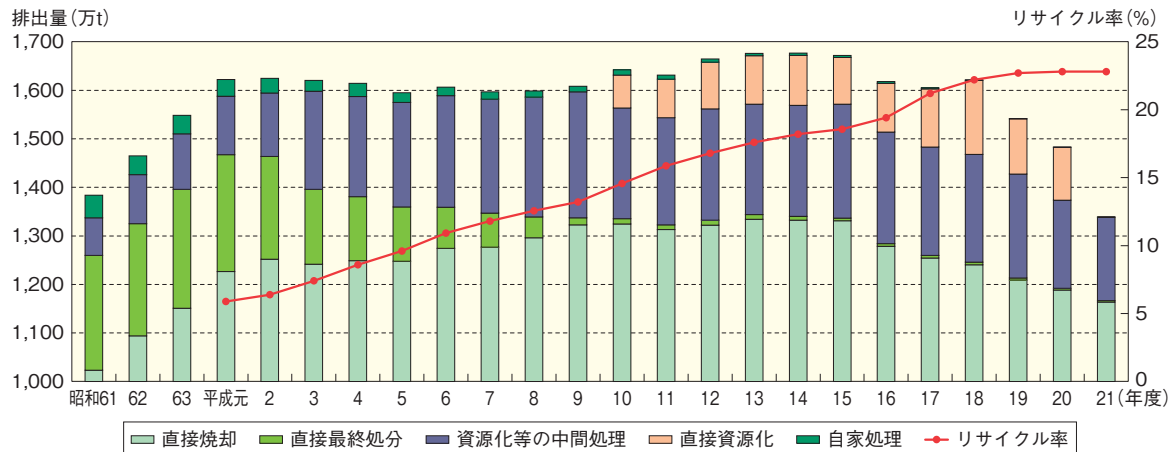
資料：国土交通省資料により都市局作成

3-4 首都圏における産業廃棄物の排出量及び全国のリサイクル率の推移



資料：環境省資料により国土交通省都市局作成

3-5 首都圏における一般廃棄物の処理方法別の排出量及びリサイクル率の推移



注1: 処分方法別の処分量を元に作成している。

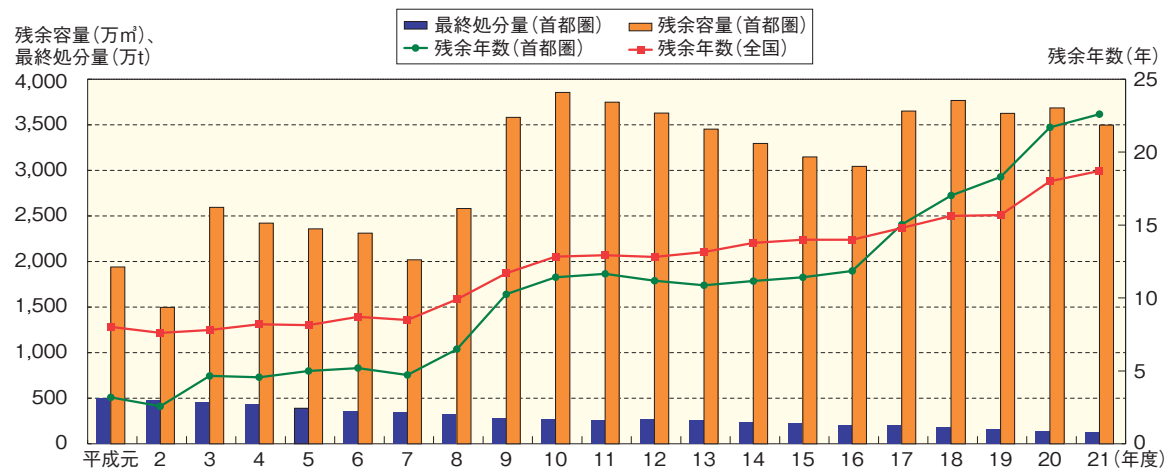
注2: 「資源化等の中間処理」の処理方法は、高速堆肥化施設、粗大ゴミ処理施設、資源化等を行う施設、ゴミ燃料化施設及びその他における処理をいう。

注3: 排出量には集団回収量は含まない。

注4: $\text{リサイクル率} = (\text{中間処理後の再生利用量} + \text{直接資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{ゴミ総処理量} + \text{集団回収量})$ 。

資料: 環境省資料により国土交通省都市局作成

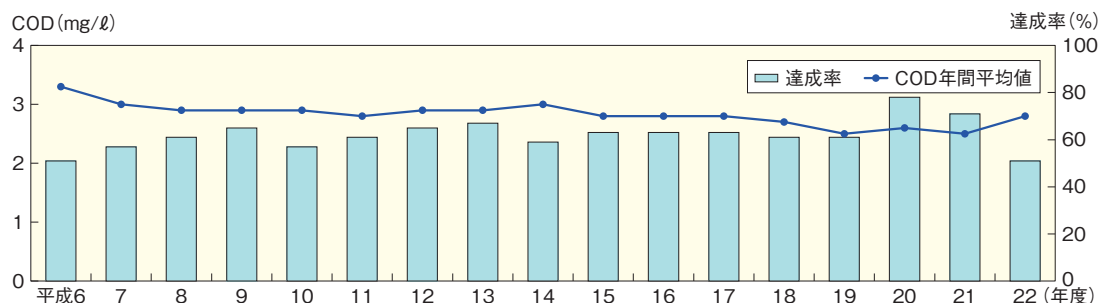
3-6 首都圏における一般廃棄物最終処分場の残余年数の推移



注: 残余年数注: $\text{残余年数} = \text{当該年度の処分場残余容量} / (\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ゴミ比重} (=0.8163))$ 。

資料: 環境省資料により国土交通省都市局作成

3-7 東京湾におけるCOD及び環境基準の地点達成率

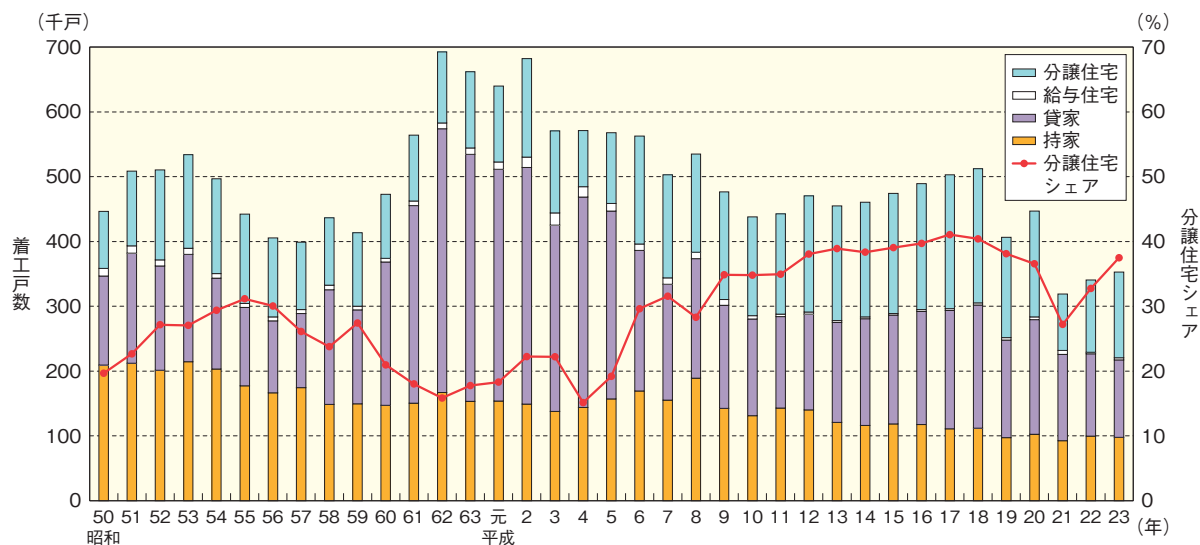


注: $\text{地点達成率} = (\text{環境基準達成地点数} / \text{基準地点数}) \times 100$

資料: 「平成20年度公共用水域水質測定結果」(環境省)により国土交通省都市局作成

4 住宅の供給状況

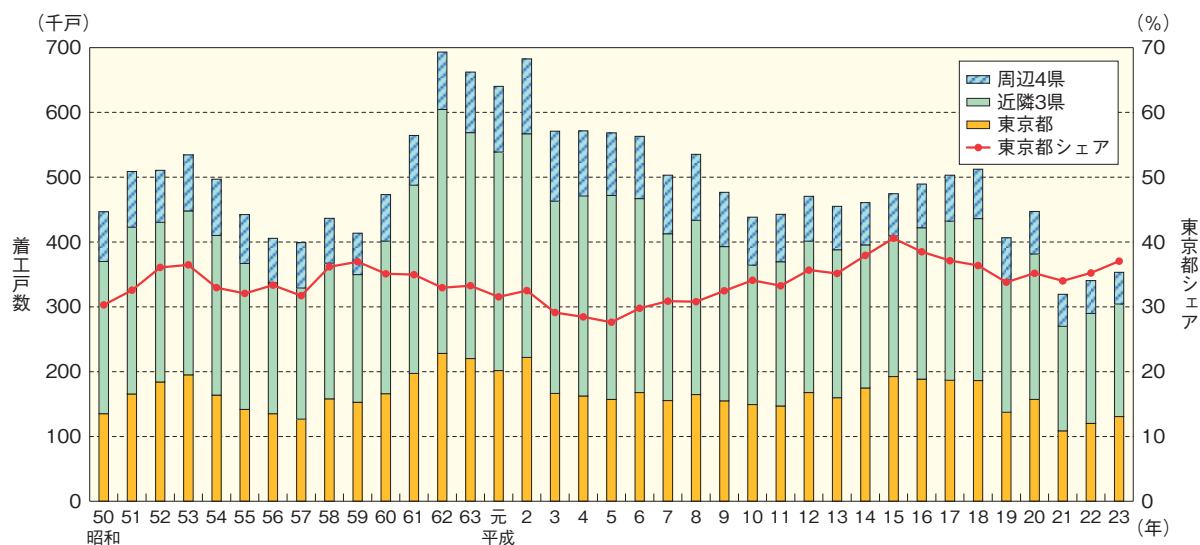
4-1 首都圏の利用関係別の新設住宅着工戸数の推移



注：「持家」とは、建築主が自分で居住する目的で建築するもの。「貸家」とは、建築主が賃貸する目的で建築するもの。「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。「分譲住宅」とは、建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

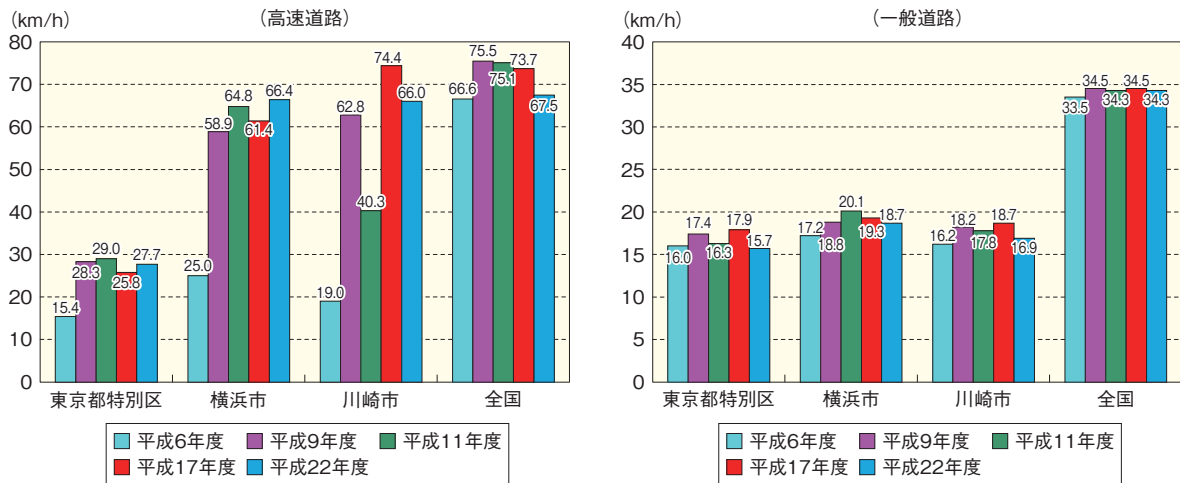
4-2 首都圏の地域別の新設住宅着工戸数の推移



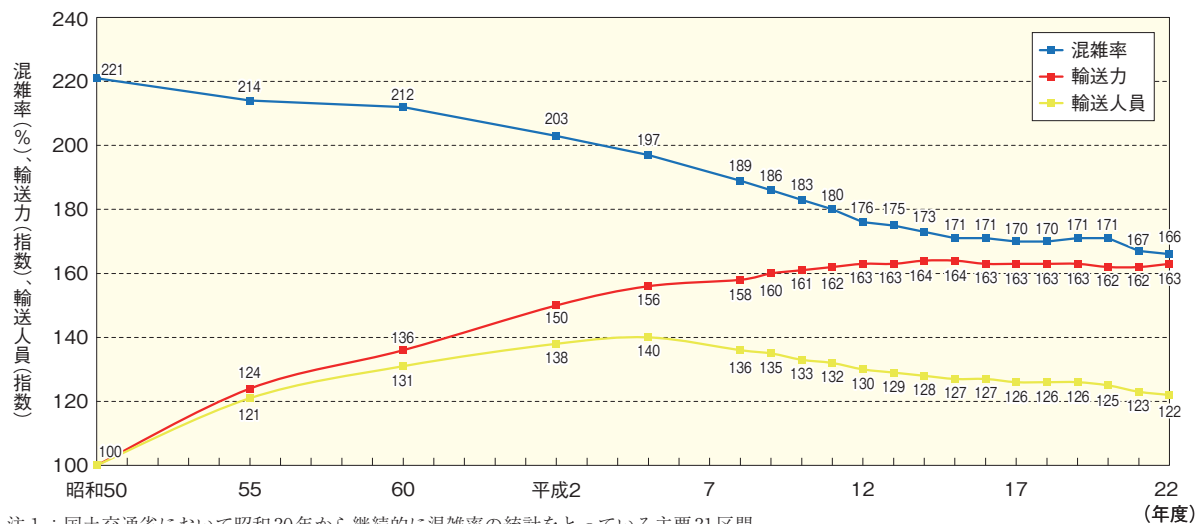
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5 将来に引き継ぐ社会資本の整備

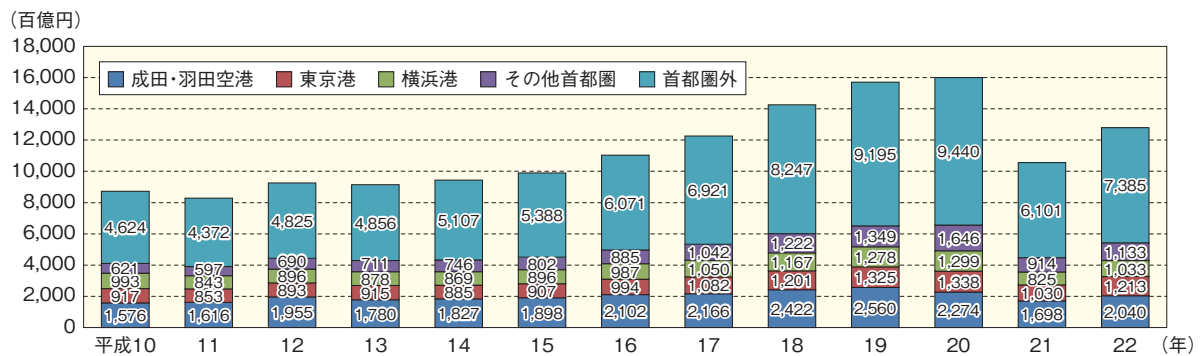
5-1 東京圏主要都市の道路における混雑時平均旅行速度



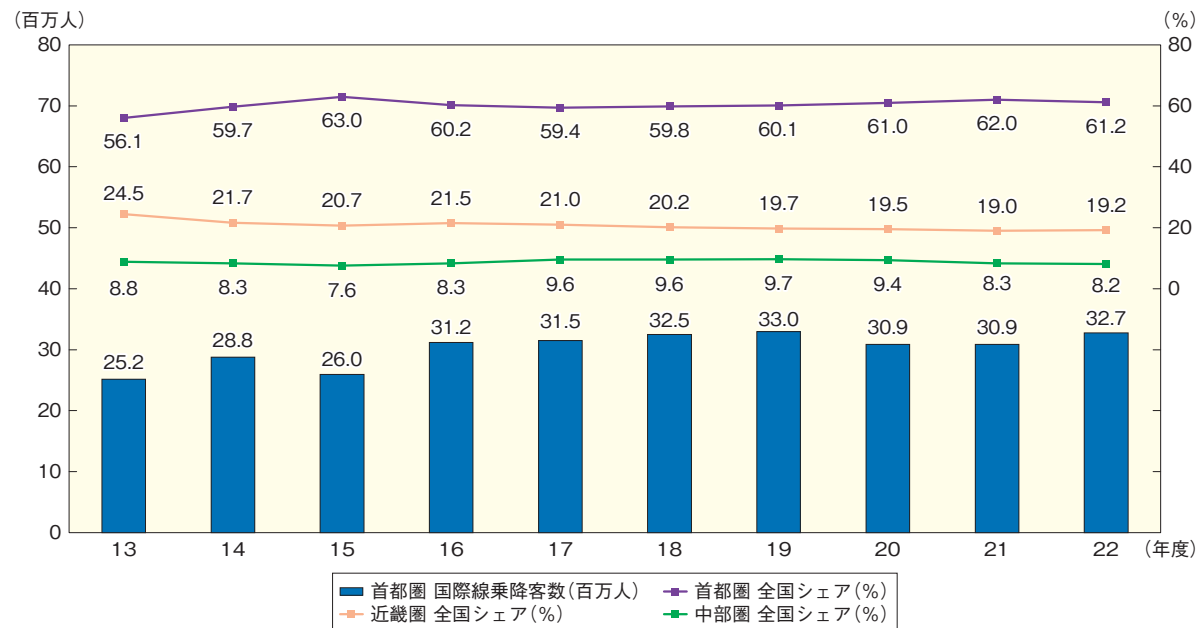
5-2 東京圏の最混雑区間における平均混雑率、輸送力、輸送人員の推移



5-3 首都圏と全国の貿易額の推移



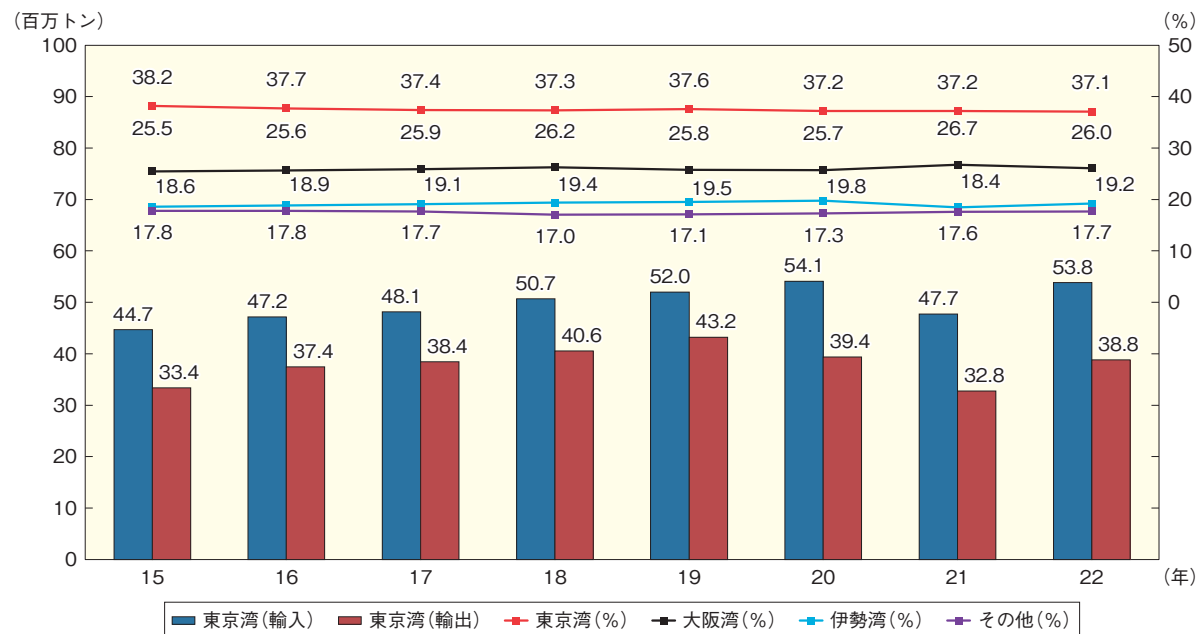
5-4 首都圏の空港の利用状況と三大都市圏のシェア



注：首都圏とは成田国際空港及び東京国際空港の合計、中部圏とは中部国際空港及び名古屋空港（平成16年度のみ合算）、近畿圏とは関西国際空港の乗降客数及び貨物取扱量を指す。

資料：「空港管理状況調査」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5-5 首都圏における外貿コンテナ取扱貨物量と三大湾のシェア

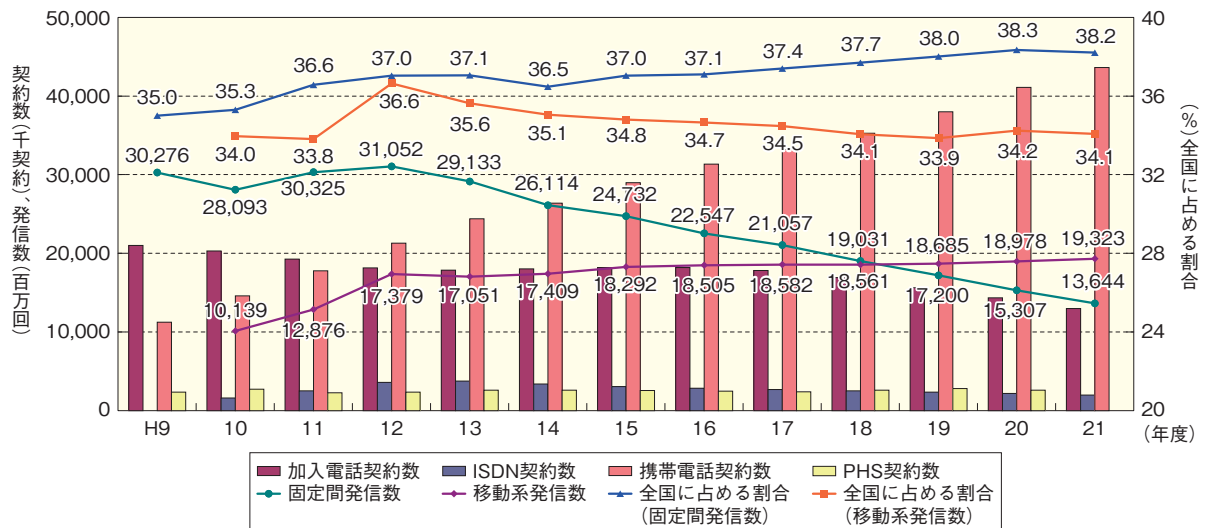


注1：東京湾とは千葉港、東京港、横浜港、川崎港、横須賀港の、大阪湾とは大阪港、堺北港、神戸港の、伊勢湾とは名古屋港、三河港、四日市市のそれぞれの取扱貨物量の合計を指す。

注2：内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係による。

資料：「港湾統計（年報）」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5-6 首都圏における各種電話の契約数と発信数



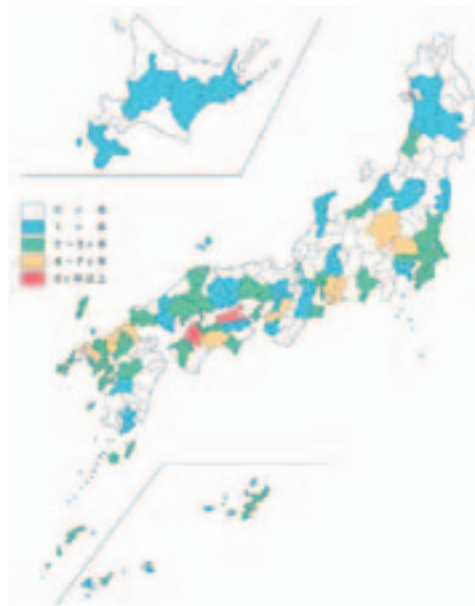
注1：「固定間発信数」とは、加入電話及びISDNからの発信のうち、加入電話、ISDN、無線呼出しへの発信数。

注2：「移動系発信数」とは、携帯電話及びPHSからの全発信数。

注3：平成20,21年度のPHS契約数、PHS発信数は非公表のため、移動系発信数は携帯電話の発信数。

資料：「トラフィックからみた我が国の通信利用状況」（総務省）、「テレコムデータブック」（社）電気通信事業者協会により国土交通省都市局作成

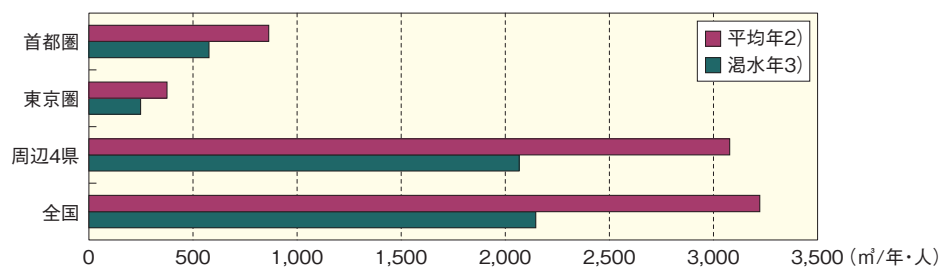
5-7 最近20ヵ年で渇水の発生した状況



注：平成3年から平成22年の間で、上水道について減断水のあった年数を図示したものである。

資料：「日本の水資源」（国土交通省）

5-8 1人当たりの水資源賦存量

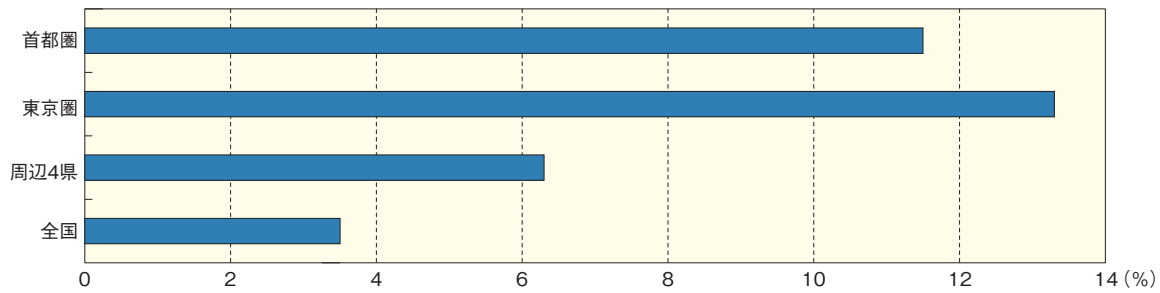


注1：水資源賦存量とは、水資源として、理論上、人間が最大限利用可能な量であり、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたものに当該地域の面積を乗じた値。

注2：平均年の水資源賦存量は、昭和51年から平成17年までの平均値である。

注3：渇水年とは、昭和51年から平成17年において降水量が少ない方から数えて3番目の年。

資料：「日本の水資源」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

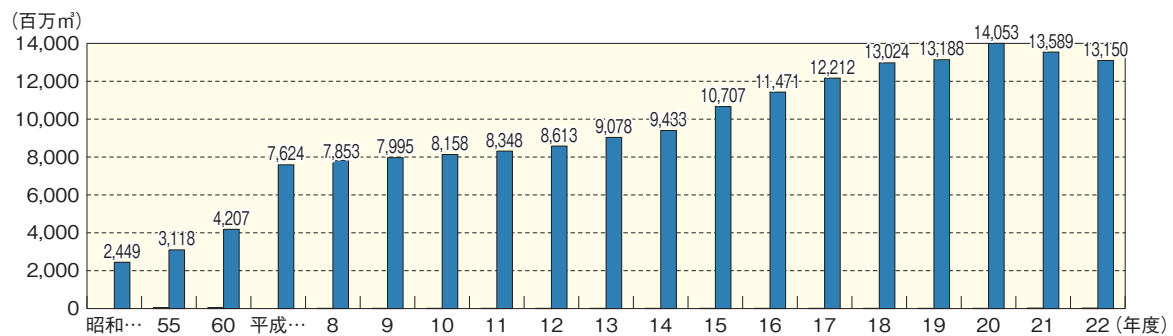
5-9 都市用水使用量¹⁾に対する不安定取水量²⁾の割合

注1：都市用水：生活用水と工業用水

注2：不安定取水：水源となる水資源開発施設が完成していないため、河川流量が豊富な時にのみ可能となる取水で、河川流量が少ない時には取水することが困難となる河川からの取水。

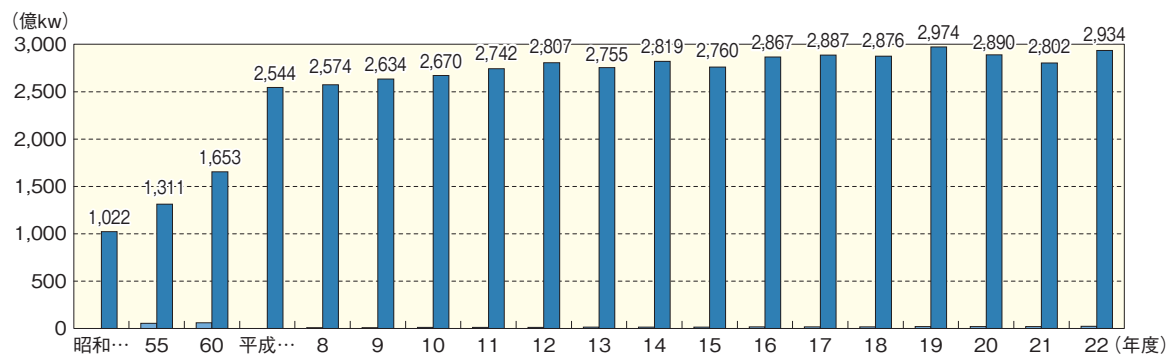
資料：「日本の水資源」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5-10 首都圏におけるガス販売量の推移（東京ガス（株）管内）



資料：ガス事業便覧（日本ガス協会）等により国土交通省都市局作成

5-11 首都圏における販売電力量の推移（東京電力（株）管内）



資料：電気事業便覧（電気事業連合会）等により国土交通省都市局作成